



花籠「秋海棠」^{しゅうかいどう} 花／日々草、葉の花

第23回

秩序の美の中を、風がおおらかに吹き抜けていく はやし 林まさみつさん

私は竹箆の編目のすきまを風が通り抜けていくイメージが好きです。しかし、水も漏れないほどに緻密に編まれることもあります。そのように編まれた竹箆はもちろん風は通らないのですが、それに代えて秩序の美しさというものが際立ってきます。

他方、竹のひごはあるかなきかほどで編目のすきまをうんと大きくしたり、不規則に、手のおもむくままに自由に編んだりした竹箆もあります。箆の内外を風が吹き抜けることはいまでもありませんが、加えて、実と虚の空間がまだらの模様を描き出す様を愉しんだりすることができます。

竹を編むという技法は、一方に緻密な秩序の美を表し、他方に、風が吹き抜ける「風狂」の美があって、それらを両極とした間に無限の箆の造形世界を産み出すのです。林まさみつさんの竹箆もそのような世界を気の向くままに旅するようにして作られてきました。秩序だった美しさということと、その中でも風が気持ちよく流れていくようなおおらかさが、林さんの竹箆の持ち味です。

もともと名古屋生まれで、名古屋芸術大学で絵画を専攻したり、現代美術の世界で活動していたのが、自然素材を使った制作をしたくなったという心境から竹工芸の世界に入ってしまったということです。技術は竹工芸の本場、大分県別府市の職業訓練校に通って

修得し、そのまま別府市に工房を開いて今日に至っています。

今年の2月頃にブログを開設して、制作をめぐる日常雑記のようなものを書き続けています。ブログを始める以前に私とのメールのやりとりがあって、40代になってから花がきれいだということに気がついたといったようなことをお互いに言い合ったりしたのですが、最近は花箆の制作にかなり気がいっているように感じられます。

ブログの中に「二十四節気と掛け花」というカテゴリがあって、季節の花を生けた画像を見ることができますが、これがなかなかいいんです。竹箆だけを見ると、エンターテインメントな要素が少ないので、馴れない人にはちょっととっつきにくく感じるかもしれませんが、花が入るととても自然な感じが伝わってきて心地いいのです。

林さんが作った『花かご読本』という小さな冊子の冒頭に、「花を入れるというのは菜籠さいろうのような物に花を入れたるをいう。野山に在る躰ていに入るなり」という中世後期の華道の伝書の言葉が引用されています。林さんはまさに「野山に在る躰に」花を生けること、そしてそれにふさわしい竹箆作りを目指しているのだということがよくわかるブログです。是非ご覧になってください。アドレスは<http://kehare.seesaa.net/>です。

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 633
2009 October



表紙写真

「夕照」

第24回写真コンクール佳作
立石 五月●鹿児島会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 千葉景子法務大臣 表敬訪問
- 04 シリーズ境界の理論と実務
境界の法律問題あれこれ(2)
- 08 地理空間情報フォーラム2009
～拡がる測量の世界～
Geoinformation Forum Japan2009
- 17 ADR認証―「センターちば」からの報告
- 20 野辺山に光り輝く1級点
世界測地系第Ⅷ系原点標識設置記念式典
- 24 「湖国の地震防災を考える―100年前の姉川地震が語るもの―」について
- 28 土地家屋調査士ADRの現状と今後
～運営に携わる皆様へ～
- 31 会長レポート
- 34 広報最前線／兵庫会
- 36 事務局紹介 Vol.5
千葉会／福岡会
- 38 第24回 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ香川大会
- 40 オンライン申請体験談
福島会でオンライン申請が浸透中
- 44 表示登記の申請はオンラインで〔第6回〕
―土地家屋調査士のためのオンライン申請―
- 55 ちょうさし俳壇
- 56 特定認証局の動き
意外と多い、ヒューマンエラーによるトラブル対策について
- 58 ネットワーク50
札幌会・熊本会
- 60 会務日誌
- 62 会員の広場を利活用ください
- 64 なるほど ナットク 国民年金基金10
公的年金への加入中に死亡したときの遺族への給付 Part2
- 66 土地境界基本実務Ⅴ
「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」発刊のお知らせ
- 68 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 69 編集後記

❁ 千葉景子法務大臣 表敬訪問 ❁

千葉景子法務大臣を表敬訪問



ら、横山日調連制度対策本部特命副本部長（神奈川会顧問）、海野神奈川会長、福本神奈川調政連会長を囲んで終始なごやかな懇談となった。

なお、日調連から大星・志野・竹内・関根各副会長及び瀬口専務理事、竹谷常務理事が同行し、全調政連から待野会長、加藤幹事長、全公連からは鈴木会長が出席した。

平成 21 年 9 月 28 日（月）、松岡連合会長以下日調連、全調政連、全公連の役員等が、法務省に千葉景子新法務大臣を表敬訪問した。今回の選挙で民主党が大躍進を果たし、鳩山政権がスタートする中、法務大臣に民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長代理の千葉景子先生が就任した。大臣はこやかに立ったまま一人ひとり気さくに話しかけ、握手を求めながら

大臣室に迎え入れてくださり、あらためてとても親しみやすい方という印象を受けた。また、弁護士としての経歴から、女性の地位向上や人権問題に長く取り組んでこられた方であるが、国の地図のあり方、その重要性についても熱く語られ、松岡会長と地図整備について活発な意見交換がなされた。

一方で、大臣は以前から神奈川調政連の顧問をされていることか



土地家屋調査士制度・業務に関する資料類を手渡しする松岡連合会長

境界の法律問題あれこれ (2)

寶金敏明

3 所有権界と筆界の相関関係

(1) キーワードは「所有権界兼筆界」

基礎知識中の基礎知識をここで確認しておきます。「所有権界と筆界の原則的一致」です。私的所有権のぶつかり合うところに所有権界が存在する。その所有権界をなぞって土地の区画・形状が公簿・公図等に記載され、その区画に地番が付されることによって、地番境としての筆界が成立する。そのため、所有権界と筆界は成立した時点では紙の表裏であり、元来、両者は一致しなければならないわけです。

ところで、「1筆の土地」の外縁すなわち筆界は、地番の成立とともに当然に成立し、不動のものとして存続するのですが、目に見える存在ではありません。極端な例を挙げれば、「地番」が登記情報として存在する以上、その記載が無効でない限り、たとえば地図が作成されていなくとも、あるいは地図混乱地域内であっても、地番境としての筆界は地上のどこかに必ず存続するといえます。このように目に見えない存在であるところの筆界を探す手掛かりは、法14条地図あるいはその淵源ともいべき公図、さらには地積測量図等あるいは古くは一筆限図ですが、現地で筆界を一義的に指し示すことのできる地図や地積測量図等はむしろ極めてまれです。

そこで、筆界を探す必要があるときは、成立時においては表裏一体であった所有権界が現地で現在どこにあると認識されているかを調査すべきこととなります。その結果、確認された所有権界をそのまま筆界とみても、登記記録・地図その他の登記情報、地形地物その他の資料と矛盾しないならば、当該所有権界をもって筆界と推認するという手順を踏むこととなります。一般市民が「〇番地の土地」を売買しようとする場合に行う「境界」確認作業は、多くの場合、現地において隣同士の所有権がぶつかり合っているところ(所有権界)を調査・確認し、そこが当然「〇番地の土地」と他の土地との地番境(所有権界兼筆界)であると認識するという手続を行っています。無意識のうちに上述の所有権界から筆界を推認するという手順を踏んでいるのです。

要するに、「境界」は原則として「所有権界兼筆界」

であるという当たり前の認識が、以下に再確認する「ややこしい法律関係」を理解し、これに適切に対処するためのベースになります。

なお、先回りして次の論題につきここで注意喚起させていただきますが、「所有権界兼筆界」が時の経過により破綻している場合があります。すなわち、時の経過に伴って筆界の位置が不明確化した後、①偽もうや錯誤等によって真の筆界以外の位置を誤って真の筆界と認識して、そこを所有権界として占有するに至り、あるいは②筆界付近地について筆界を越えて所有権の時効取得が成立してしまい、③真の筆界と異なる位置につき境界和解等を行って所有権界が変動してしまう、④公物管理の必要上合意されたにすぎない境界(公物管理界)がそのまま筆界と認識されてしまう、などの理由で、後発的に不一致を来たすことがあります。皆さんの表示のプロとしての力量は、これらのような「所有権界兼筆界」が破綻している場合にこそ発揮されなければならないのですが、その前に「所有権界筆界」を前提とした法律関係ですら相当「ややこしい関係」をもたらすことがありますので、先ずはその点から述べさせていただきます。

(2) 民一民の境界協議

相隣接する土地を所有する私人同士が「協議」で境界を決める場合、協議の対象となる境界は、所有権界であって、筆界ではあり得ないとされています。筆界は不動産登記法の存在であって、登記手続を経ることなく私人の話し合いで動かすことはできないと解されているからです。

ただ、(1)に述べた理屈を貫くと、民一民の所有権界に関する協議が成立した以上、そこに筆界もあると事実上推定されることから、登記官もそれ(所有権界)を尊重して地積更正なり、地図訂正を認めて然るべきということになりそうですが、なかなかそうはいきません。その合意された所有権界を筆界とみて、他の登記情報や現地情報と矛盾しないかどうかが改めて問われることとなります。その場合、当該境界協議の成果が筆界とみて差し支えないかどうかは、誰がどの程度立証すべきなのか、という問題がありそうです。後で項を改めて述べたいと思います。

(3) 戦前の「境界査定」

境界協議の当事者の一方が国である場合には、国自体が公的存在であることから、私人同士の場合と異なり、その協議の対象が所有権界なのか、筆界なのかというややこしい解釈問題を生じます。

国が国有地と隣接する土地を所有する私人の立会を求めて境界を協議する手続としては、古くは「境界査定」の制度がありました。境界査定は、明治17年10月から昭和23年3月までの間、実施されており、その目的は、官有地を保全するため、土地の官民境界をはっきりさせることそれ自体にありました。そのため境界査定の成果を記載した境界査定簿・境界査定図は、公図等と異なり、古い時代のものであったもかなり信頼性が高いのが通例であるといえます。

境界査定の効力に関する法令の定めは、戦前らしく、極めて権威的かつシンプルでして、境界査定に不服のある隣接地所有者等は、訴願するか、行政裁判所に出訴できると規定されていました(大正10年国有財産法13条等)。このように戦前の境界査定には形成的行政処分としての効果が与えられていたことから、境界査定の成果が、仮に旧来の所有権界及び筆界とそご(不一致)を来たしていたとしても、旧来の所有権界及び筆界を書き換える効果が付与されていました。言い換えれば、所有権界のみならず、筆界も査定成果どおりに移動するという形成的効果さえ認められていたのです。

境界査定制度は、新国有財産法(昭和23年7月1日施行)にて廃止されていますが、廃止の理由は違憲だからというわけではなく、境界査定の効果は現在でも有効と解されています。

(4) 戦後の「官民境界確定協議等」

国有財産法31条の3は、「官民境界確定協議」を規定しています。県や市町村等がこの規定をまねて「境界確定協議」に係る手続規定を置いていることは、皆さんご承知のとおりであります。官民境界確定協議の手続が民一民の協議ないし公一民の協議と異なるのは、隣接地所有者たる私人が協議に立ち会わない場合に行われる「官民境界確定決定」が別途規定されている点です(同法31条の4)。戦後の法律らしく、隣接地所有者への配慮が行き届いています。

「官民境界確定決定」について少し詳しく述べる

と、「官民境界確定協議」をする旨の通知を受けた隣接地所有者から立会できない旨の通知がなく、又は、通知があっても立会拒否についての正当な理由がない場合、境界確定協議の担当官は、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会を求めて、境界調査を進め、その結果に基づいて境界を決定することができる(国有財産法31条の4第1項・2項)とされています。ただし、当該境界のある地域を管轄する財務局に設置された国有財産地方審議会に諮問し、その意見に従うことを要します(同条3項)。審議会は、調査審議においては、当該隣接地所有者その他の権利者に対して意見を述べる機会を与えなければなりません(同条4項)。

隣接地所有者その他の権利者は、上記手続による境界確定決定の結果の通知・公告を受けることになりますが、決定された境界に異議があるときは、公告の日から60日以内であれば、境界に同意しない旨の通告することができます(同法31条の5第1項)。その通告がない限り、60日の期間満了時に、境界確定決定で示された境界につき隣接地所有者の同意があったものとみなされます(同法31条の5第2項)。

同意があったとみなされない場合には、国有財産管理者は、筆界特定制度を活用するか、あるいは、筆界確定訴訟や所有権の範囲の確認訴訟を提起すべきことになります。

上記(3)で述べた戦前の「境界査定」の場合、隣接地所有者が立ち会わないときでも官の側は、一方的に境界を査定できる(大正10年国有財産法10条2項等)とされていました。戦前の境界協議の手続がいかに官優位だったかがお分かりいただけると思います。

ところで、この官民境界確定協議あるいは境界確定決定は、どのような「境界」についてのものなのでしょうか。民一民の境界協議(所有権界のみの協議)、戦前の境界査定(所有権界・筆界双方の協議)との比較を頭に描くだけで、極めて難しい法律問題が潜んでいることに気づかれると思います。今回の本論と外れますので、議論の途中は省略して結論だけを述べますと、官民確定協議の方は「所有権界」についての契約、官民境界決定の方は、「所有権界」についての行政処分という考え方が有力となっています。

そうすると、官一民の場合も、上述(2)の民一民の場合と同様、「所有権界」のみが確認されることに

なります。双方の「協議」とも、本音としては、不動産取引を円滑化するために筆界をはっきりさせたいという場合であっても、筆界についての「協議」は許されないことから、代わりに所有権界について協議し、「そこに筆界もある」との推定(所有権界兼筆界)を用いて次の事務(例えば、ある地番についての地積更正等)を行うという仕組みになっています。

このように「所有権界」から「筆界」を推定していくという手法の裏返しは、筆界確定訴訟です。相隣接地の所有権の及ぶ範囲がハッキリせず、どちらが所有権確認訴訟を提起しても証拠不十分で請求が棄却されてしまうことが、理屈としてあり得ます。その場合、端的に地番境＝筆界を確定してもらい、そこが所有権界でもあるという推定(所有権界兼筆界)を用いて、所有権界を決めていくという手法が筆界確定訴訟の主たる機能なのです。

要するに、通常の境界判定の手続では、所有権界・筆界は紙の表・裏という関係にあること(所有権界兼筆界)を想定した仕組みが作られているということを改めて知る必要があります。

(5)「所有権界兼筆界」でないことが判明した場合

ア 基本的責務

民一民、官一民の協議(公一民の協議を含む。以下、同じ)をしている最中に、相隣接地所有者の主張する所有権界が、筆界とは異なる位置にあることが判明した場合、手続に関与した専門家は、両境界が異なる位置に存在することとなる事実に関しては放置することなく、少なくともその事実を依頼者等に告知するなどの事後措置を行う責務が生じると考えます。さらに、理想的には、所有権界に合わせて筆界につき分・合筆を行い、最終的に「所有権界兼筆界」の状態に復帰させることが、プロとしての責務であると私は確信しています。

この問題については、この論稿の直接のテーマではありませんので深入りを避けますが、私は、この責務は、表示登記の専門家としての土地家屋調査士にとっては社会的な責務であり、時として法的な義務にもなり得る、さらにいえば、土地家屋調査士の社会的地位のさらなる向上にも繋がると考えており

ます。国民の土地家屋調査士に対する信頼の一つに「地図情報を明確化することにより、不動産取引の安全に寄与して欲しい」というニーズがあることは確かです。端的に言えば、国民は土地家屋調査士に対し、「地図のお医者さん」であって欲しいと願っています。それなのに、本来同一の位置にあるはずの所有権界と筆界が離れてしまっていることが判明しても放置しておく、という態度であっては、国民のストレスは増すばかりでしょう。

かつて司法書士の先生方は、もっぱら依頼者の便宜を図ることのみを本務とする「代書屋」でありました。古い裁判例の中には、代書の職責を超えて取引の安全をうんぬんする権限もなければ義務もないと、司法書士を見下したかのような裁判例もありました。ところが、司法書士がその法律知識を磨き、土地取引に精通した専門家として、公平かつ適切なアドバイスを繰り返しているうちに、国民から司法書士に対し、主として権利の登記に際しての取引の安全を担う存在であって欲しいというニーズが次第に高まりました。さらに、作成する訴状等の法律文書に対する信頼性も高まってきました。司法書士は、業界を挙げての弛まぬ努力の成果として、今日「第4の法律家」と呼ばれる地位を築いて行ったのです^{<1>}。

土地家屋調査士の皆さんにも、表示の登記に際しての取引の安全を担う公的存在であって欲しいとの国民の期待は大きいように思います。のみならず、土地境界について思い悩む国民にとって頼れる「地図のお医者さん」でいて欲しい。境界裁判等において透徹した議論を展開されている諸先生の鑑定書等に接する度、切にそう思います。

本論に戻ります。

イ 筆界確定の効力を生じないこととの関係

民一民、官一民の境界協議は、直接には所有権界の確認を求める手続ではありますが、協議の動機は、土地取引に際して筆界を明らかにすることにあるのが通例でありましょう。また、境界協議の成果として設置される境界標識は、国民の目からすれば、筆界(さらに厳格に言えば、所有権界兼筆界)が表示されていると理解するでしょう。そうすると、協議に

参加する専門家は、筆界がどこに存在しようが所有権界さえ明らかになればよいという態度であってはならないといえます。

土地家屋調査士を含め、境界協議に参加する専門家は、「所有権界兼筆界」を探求すべきであり、それが確認された時点で初めて所有権界について和解(境界協議の成立)をすべきであります。また、そのような実務であればこそ、民一民、官一民の境界協議の成果は、登記官や地籍調査担当者等による筆界調査の成果と同じ価値を有し得るのであり、分筆担当の登記官や筆界特定登記官等が筆界を判定するに際し、民一民、官一民の境界協議の成果を最大限尊重することとなるのです。

もっともそのように「所有権界兼筆界」と探求し、両境界にくい違いが生じた場合には、常にその是正を目指すということは、言うは易く、行うは難しい

ことのようにです。土地家屋調査士会として組織を挙げてこの問題に果敢に取り組み、国民の地図ないしは境界に対する信頼に応えていただきたいと願っています。

ウ 取得時効の問題が絡む場合

上記イのとおり、「所有権界兼筆界」の解明をめざす民一民、官一民の境界協議手続中に、所有権界が時効取得によって筆界と別の位置に存在することが明らかになった場合、専門家は時効取得完成部分の分筆・土地所有権移転登記の手続を同時に進めることにより、境界協議によって確定される所有権界は、結果的に筆界でもあることを目指すべきであろうと思われます。

＜次号へ続く＞

地理空間情報フォーラム2009

～拡がる測量の世界～

Geoinformation Forum Japan2009

日時：2009年6月17日(水)～19日(金)

場所：パシフィコ横浜(神奈川県横浜市西区)

主催 (社)日本測量協会 (社)全国測量設計業協会連合会

(社)日本測量機器工業会 (財)日本測量調査技術協会

後援：国土交通省 経済産業省 総務省 文部科学省

協賛：日本土地家屋調査士会連合会 その他

日本土地家屋調査士会連合会担当企画の全体報告

2009年6月17日～19日の3日間、神奈川県横浜市にある「パシフィコ横浜」を会場に「地理空間情報フォーラム2009」が開催されました。昨年より「全国測量技術大会」という名称から一新され、「測量技術」「地図GIS」を2本柱としたフォーラムであり、来場者数も1万7千人を超え盛大に開催されました。

2007年8月の地理空間情報活用推進基本法の施行により、電子国土やGコンテンツを活用した関連の官庁並びに各種団体、企業の出展が増加した一方で、従来の測量機器メーカーの出展が減少するという現状があり、「測量技術」を取巻く環境が著しく変化している傾向が伺えました。

昨年から日本土地家屋調査士会連合会も「シンポジウム」「技術研究発表」への参加と「システム展」への出展と深く参画しているフォーラムでありました。

我々土地家屋調査士としても私有財産制度のIT化に向けた対応が必要となっており、土地家屋調査士法第1条には、「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」と明記されています。つまり、その専門資格者として、それ故の電子情報の収集、情報管理、情報の利活用の考察と実践は、先のこととして捉えるのではなく、自らの英知と情熱によって即座の行動が必要とされているのだと考えます。

本稿では、7月号、8月号と連載した結果の全体報告として掲載いたします。

①会員研究発表会

名 称：『表示登記制度研究発表会』

タイトル：地籍情報の生産現場—登記測量の視点から—
(趣旨)

土地家屋調査士の携わる業務は、表示に関する登記申請業務だけでなく、筆界特定、境界紛争解決のためのADRセンターの運営等、多岐に亘る。これら地籍に関する情報の生産現場に直接関与する立場から、土地家屋調査士が行っている多面的な研究を発表することを通して、土地家屋調査士の資格者としての役割・社会的責務を広く内外に発信する。

上記趣旨に基づき、9名の土地家屋調査士による研究発表が行われました。

以下に要約を掲載いたします。

■山谷正幸(旭川土地家屋調査士会)

北海道の筆界の成立

一 (施策と地図・筆界への羅針盤)

キーワード：「施策、地図、羅針盤」

明治2年、開拓使が置かれた北海道は、計画的に開拓を進めるために、様々な施策を行い、それに伴って時代や目的に応じた各種の地図が作製されている。

未開地であった北海道の土地は、国有地に編入され、明治4年「永住人排借地被下方達」を布達し、ごく一部の者に私有権を認めたのが北海道における土地所有権制度の誕生です。翌年、太政官布告『地所規則』『土地売賃規則』を制定して、一定期間内に土地の開墾に着手することを条件に国有地を処分する際に作製された図面を「土地処分図」といい、毎村の経界を区分し、道路線を正し、図面を製した後、宅地、耕地につき一筆毎に丈量するという方法で調製したことが筆界創設の始まりです。明治22年に

開拓使顧問ケプロンが提唱した『殖民地画制度』を採用し、予め一定の標準に基づいて区画測設・図面作製を行い、処分地の位置と地積を明瞭にしてから迅速かつ確実に未開地を処分する方法を採った。その区画は、基線を既成の道路若しくは予定道路に求め、小区画は間口100間・奥行150間・地積1万5千坪、中区画は小区画6箇を以て300間四方・地積9万坪、大区画は中区画9箇、即ち小区画54箇を以て900間四方・地積81万坪とした。これより前、日露関係の悪化や困窮土族の救済のための事情等から、北海道の開拓と警備を目的に兵農制度が設けられた。有事には兵役に服し、平時は農業経営に従事するために給与された土地は予め直角法により設定する方法が採られ、屯田区画と呼ばれ、先の殖民地地区画法に大きな影響を与えた。

明治29年に北海道庁は拓殖事業の一環として『土地連絡図調製に関する実地調査規則』を制定し、全国に先駆けた近代的な地籍調査を開始した。この事業で作製された「土地連絡(整理)図」は、国有地の位置、形状、面積を調査決定して、土地の整理と管理処分を确实容易にする目的をもって行われた。初期における調査は局地測量によるものだが、その後、明治後半より函館付近の設計山を原点とし、三・四等三角測量を行い、それを基礎とする細部測量を実施し昭和41年まで続けられた。

明治30年には、法律による『北海道国有未開地処分法』を制定して、売払、付与、交換及び貸付の処分方法を定めた際に調製した図面や、先の『殖民地地区画図』を基にした「売払地実測図」、その他、御料地で農耕地を不要存地として処分した「御料地売払実測図」や民有未墾地の開発や自作農の創設維持事業等の売渡し処分を行った際に調製作成された「民有未墾地分割実測図」「自作農創設分割実測図」や、開拓財産たる土地を売渡すため合理的な配分計画に基づき調製された「開拓地確定実測図」も作製されている。また、十勝岳が大爆発したため、その罹災者に対する土地を給与するために調査した図面や、北海道庁長官管理の共有財産として調査した際に作製した旧土人(アイヌ民族)に対する給与地付与図等もある。このように、北海道には筆界を特定するための多様な地図が作製されているので、その作成経緯等を十分把握して筆界特定への羅針盤としなければならない。

■戸田和章(京都土地家屋調査士会)

韓国の土地登録制度及び境界紛争解決方法に関する研究

キーワード：「境界紛争、地籍法、図上境界、地上境界、地籍図、林野図、地籍公簿、地籍測量、境界復元測量、地籍測量遂行者、地籍不符合地、地籍測量適否審査制度、地籍再調査事業」

韓国では、公法上の境界を地籍法で規定しています。一般的に境界とは相隣接する筆地の境であり地上に存在するものといえますが、地籍法における境界とは、筆地別に境界点間を直線で結んだ区画を地籍公簿に登録した線と定義しています。したがって地上境界、占有境界に関係なく、地籍公簿である地籍図・林野図に描かれている図上境界を公法上の境界としています。このため公法上の境界を現地に明示する場合は、地籍法に定められた境界復元測量という地籍測量方法によって図上の境界を地上に復元することになります。

日本では、公法上の境界を現地に明示するためには、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、相隣土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置経緯その他の事情を総合的に判断することになっていますので、日韓両国の境界設定に関しては異なった取扱いがなされています。

このような原則の相違によって、日韓両国の境界紛争発生要因やその解決方法もおおのずと異なってきます。本研究は、韓国の土地登録制度と境界紛争解決方法を研究することによって、日韓の制度、境界定義、設定方法、紛争解決方法等の差違点を比較する契機とし、今後の日本における土地登録制度と境界紛争解決のための比較研究の基礎資料とするところにあります。このような目的を達成するために、本研究は次の構成で記述することにします。第1に韓国における土地登録制度の沿革では、まず韓国の土地登録制度を理解するため境界の歴史的な沿革と土地登録制度の発展現状を紹介し、第2韓国における境界の定義及び設定方法では、韓国における公法上の境界の性質、境界復元測量の法的性質と方法、地籍測量遂行者について論述します。第3韓国にお

ける境界紛争の現状では、境界紛争の発生要因と類型を分析したうえで、社会問題化している地籍不適合地の現状を述べます。第4韓国における境界紛争解決制度では、地籍測量適否審査制度と境界確定訴訟制度、国家施策として地籍不適合地の解決方を紹介し、結論では、韓国の境界紛争解決方法の諸問題を整理し、日本との比較も含め望ましい土地登録制度と境界紛争解決方法を模索することにします。

■北村秀実(滋賀県土地家屋調査士会)

ADRの取り組み～センター滋賀の現場から～

「境界問題解決支援センター滋賀」は、滋賀県土地家屋調査士会が滋賀弁護士会の協力のもと、平成18年12月に設置した土地の境界に起因する民事に関する紛争を取り扱うADR機関であり、平成21年5月には土地家屋調査士会では大阪会、愛媛会に続きADR法に基づく法務大臣の認証を取得した。ここでは【「ここへきてよかった」と言ってもらえるセンター作り】に関する滋賀県土地家屋調査士会の取り組みについて述べてみたい。

理念

土地家屋調査士及び弁護士の職能をもって土地境界問題の解決支援を行う。(センター滋賀規則第2条)

めざすべき方向性(ビジョン)

対話を通じた当事者の問題解決意識を高め、実情に即した専門的判断とあわせて、自律的、創造的な問題解決を支援し、もって裁判外による紛争解決制度の促進に寄与する。(センター滋賀規則第3条)

ビジョンを具体化する5つの行動指針(案)

1 人間力豊かな人材の育成

「確かな専門性」「豊かな人間性」「積極的な行動力」を兼ね備えた人材を育成する。

2 利用者の声を起点とした業務品質の向上

利用者のニーズに合致しているか、利用者の視点で各業務のプロセスを検証する。

3 成長し続ける永続組織体制の構築

社会的責任を自覚し、働く幸せを感じられる力

組織を築く。

4 実践と研究の調和

継続的な研究を行い、その成果を実践に反映する「知」のサイクルを構築する。

5 「つながり」の拡充

紛争解決機関、教育研究機関、地域社会等との「つながり」を強化する。

管理・業務 駅伝型チーム力の結集

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 一区 | 受付利用者とのファーストコンタクト信頼を築く基礎の形成 |
| 二区 | 相談リーガルカウンセリング法的問題をクリア |
| 三区 | 方向性の検討説明義務利用者が自分の問題として考えるための説明 |
| 四区 | 相手方の呼び出し相手方の主体的な参加 |
| 五区 | 調停対話促進 |
| 伴走者 | 運営委員会推進委員会 |

■宮嶋 泰(大分県土地家屋調査士会)

4年目を迎えた筆界特定制度―現状と課題―

筆界特定制度は、平成18年1月20日の発足以来3年以上を経過し、4年目を迎えている。制度の策定時以来、さまざまな問題が指摘されてきたが、この3年間の現実を踏まえて筆界特定制度がさらに充実した制度として国民の期待にこたえるものとして確立されるための課題を考えたい。

1 筆界特定制度の現状―統計数字から見えるもの―

筆界特定の申請数は、平成18年：2790件、19年：2690件、20年：2480件と推移しており、依然堅調な利用状況である。しかし、漸減傾向にあることが指摘しうるとともに、地域的にもばらつきがでてきており、その内容についてはさらなる検討を要する。処理状況は、終了数が平成18年：731件、19年：2426件、20年：2585件であり、初年の大きな遅れから、申請件数をやや上回る数へと増加している。しかし、その速度はまだ不十分で、1年前の申請事件を終了させているレベルにとどまり、内容的にも「取下」の多さなど、問題もある。法130条で定める「標準処理期間」を超える事件も多くある現状である。

2 筆界特定制度の課題

筆界特定制度がかかえる課題として二つの点を指摘できる。第一は、「標準処理期間」をめぐる問題である。現実の問題として、自らが定めた「標準処理期間」内に処理が済んでいない、という現実の克服は喫緊の課題である。第二は、筆界特定の内容的な確かさの問題である。筆界特定がなされた結果について、利用者・関係者からの不満が寄せられている現実があるという。もちろん、紛争性のある事案について、すべての関係者が納得する結論が得られないことがあるのは当然のことではあるが、その内容をより踏み込んで検討し、筆界特定制度をより充実した制度として確立する志向性は必要である。

3 筆界特定制度確立の方向性

筆界特定制度確立の方向性を、筆界特定制度の基本性格に照らして考える。

筆界特定制度の基本性格は次のように整理されている。①筆界と所有権界の区別の上で、筆界を対象とするものであること。②筆界特定は行政処分としての効力を有さず、公の証明力を有するに止まるものとされていること。③筆界特定の手続には、筆界調査委員(不登127条)の活用による専門的知見の導入が図られていること。④筆界特定手続は客観的な筆界の位置を求める手続でありつつ、当事者への手続保障に配慮したものとなっている。

この基本性格に照らして、ひとつひとつの問題点を検討し、課題の克服に向けた方向性を示して行きたい。

■和田清人(大阪土地家屋調査士会)

寄付講座による後継者育成の試み

キーワード：寄付講座、インターンシップ、表示登記の教育

土地家屋調査士会近畿ブロック協議会では、大学の法学部に「土地家屋の調査と表示の登記」と題した寄付講座を提供している。平成14年に京都産業大学の村田博史教授の多大なご尽力をいただいてスタートし、今では同志社大学、関西大学、近畿大学でも授業を行っている。

寄付講座とは、大学における奨学を目的とした民間等からの寄付(講師料、交通費等の負担など)を活

用して、大学の教育研究の豊富化・活発化を図る、産学連携事業の一つ。

われわれが提供する講座は、前期課程の13～14講座(1講座90分)を土地家屋調査士が講師を務め、土地・建物の登記手続の実務をはじめ、公図の見方や土地の境界に関する歴史などを講義する。これは、一定の基準をクリアした者に単位を与える正規カリキュラムである。また、この講座の受講生を対象に、夏季にインターンシップ生を受け入れる。例年、5～10名程度の学生に、公募による一般会員の事務所で実務を経験してもらっている。

学生は、民法「物権」の授業で権利の対抗要件としての登記手続については学ぶ。しかし、「権利の客体及びその公示方法」そのものについては学ぶことが予定されておらず、表示登記に触れる機会はほとんどないというのが実情である。そこで、われわれ土地家屋調査士が、制度のPRを兼ねて表示登記にまつわる教育の一端を担おうと開講したのが本講座である。

ほとんどの学生が、土地家屋調査士という資格さえ知らず、表示の登記と権利の登記の区別もよくわからないという状態からスタートする。しかし、学生にとっては、学者ではない実務家の授業は新鮮に映らしく、特に体験談には興味深く耳を傾けてくれている。

学生からは、次のような感想が寄せられている。「私は、司法書士になるため勉強していますが、土地家屋調査士については何も知りませんでした。この授業で、とても身近なところに表示の登記があることを知り、さらに理解を深めていきたいと思いました。」

この講座は、もちろん土地家屋調査士試験対策講座ではない。ところが、授業を聴いて土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、インターンシップを希望する学生が多いのも事実である。さらに、インターンシップ生として受け入れた学生が、大学を卒業後、土地家屋調査士を目指すために測量専門学校に入学したケースもある。

われわれのよき理解者たちが、毎年社会へと巣立って行ってくれることを、大変にうれしく、また誇らしく思っている。

■山本憲一(東京土地家屋調査士会)

オンライン申請制度について

キーワード：ユビキタス社会、IT基本戦略、職業倫理

平成17年3月にオンライン申請が導入されたが、普及されたとは言いがたい。普及しない理由には書面申請の方法を電子的に焼き直しただけで、オンライン申請(ユビキタス社会)の目指す方向性を見落としていたところにある。

政府はIT基本戦略の中で電子政府の目標を掲げており、ユビキタス社会の構想を示している。またオンライン利用拡大行動計画(2008年9月 IT戦略本部)では具体的な施策を挙げている。以下ではまず、オンライン申請の現状と問題点を整理し、目指す方向性を再確認してみたい。

ーオンライン申請の現状と問題点ー

平成20年度のオンラインによる申請利用率は約8%程度である。申請の方法は、申請情報は登記申請書作成支援ソフトを利用し、添付情報は送付かPDFファイルにして送信する。

問題点としては、公的個人認証の普及の遅れ、書面の電子化による事務の煩雑化、申請人へのメリットがない等が挙げられるが、今のオンライン申請はそもそも本当に「オンライン」といえるかという根本的な問題がある。

添付情報がPDF又はTIFFファイルの場合、画像情報なので生きた利用が出来ない。また、登記官はオンラインで送られてきたものを出力して審査することとされている。

申請情報も添付情報も保存期間は5年(結局は紙で保存するためだから)、さらに利用時間に制約まである。これらの問題点がある中で、政府は利用促進策として時限的減税措置や特例方式の導入を決めたが、この中にもユビキタス社会への適応という視点が見えない。このことが最大の問題点である。

ーオンライン申請の今後ー

オンライン利用拡大行動計画では以下の項目が重点的取組みとして盛り込まれた。

(1) 行政発行の書類のバックオフィス連携

(2) 士業者の確認による添付書類省略

これらが実現されれば、今現在行っているスキャンやPDFファイルへの電子署名などの煩雑な事務手続きは不要となり、オンライン申請は飛躍的に普及すると考えられる。

土地家屋調査士の対応としては不動産登記規則第93条の不動産調査報告書を利用し、登記官が照会できる情報を入力することになる。登記官の審査としてはこれまでの書面の確認から情報を照会する作業にシフトされることになる。

ユビキタス社会に適応したオンライン申請は、従来の方法とは全く異なるものとなる。

そこには当然、資格者代理人としての責任と権限がより強化されることになる。ユビキタス社会では土地家屋調査士の倫理が問われることになる。

■木村保成(静岡県土地家屋調査士会)

静岡県土地家屋調査士会における静岡県及び各市町との災害時における家屋被害調査に関する協定について

キーワード：東海地震・大規模災害・災害時における家屋被害調査に関する協定

「必ず起きる」と叫ばれて久しい東海地震の想定震源域を生業の場とする静岡県土地家屋調査士会会員は、そのXデーが来ない事を念じつつも、それが現実となった場合の漠然とした不安を常に頭の片隅に抱き続けてきました。

その様な大規模災害時において、土地家屋調査士として何をすべきか？ 何ができるのか？

平成19年3月25日に発生した能登半島地震における、土地家屋調査士としての石川県土地家屋調査士会会員の取り組みを、同年8月2日～3日の震災後4か月という復旧活動中の時期に直接現地へ赴き、石川県土地家屋調査士会役員諸兄の生の声を伺う機会を得ました。

その中で役員の皆様が「土地家屋調査士が専門家として何かをしなければ…」という強い使命感を感じつつも、何が出来るのかが判らぬままに悶々とした日々を送られた後に、「なんでも行政相談会」への参加、「常設無料相談所の設置」、「建物減失登記無

料代理申請」などの数々の被災者のための対応をされたという話には、感銘を受けると共に、今後静岡県土地家屋調査士会が考慮すべきヒントを頂いたように感じました。

またこの時期に、同年7月16日に発生した新潟県中越沖地震後の罹災証明書の発行に伴う家屋被害認定への被災者の不満が相次ぎ、柏崎市では6000棟に及ぶ再調査を実施したとの報道を見聞きした事も、静岡県土地家屋調査士会として参考にすべき事案と位置づけ、「地震対策調査報告と提言」という小冊子を作成し、静岡県及び県内各市町との協定締結に至りました。

大規模災害発生後、被災した市町では、最優先の災害救助活動を行うと共に、被災住宅の応急修理の関係で1か月以内に罹災証明書の発行を行う必要性がある事から、正に猫の手を借りても足りないような人的対応上の混乱と問題を生じることになります。

このような状況下において、土地家屋調査士の本来業務である登記手続きに必要な建物調査の為の現地調査とは異なるものの、「協定」に定められたように事前に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた調査方法を研修した上で、市町職員と連携して被害調査を行うこと、また発行された罹災証明書についての住民からの相談の補助をすることは、被災者のニーズに正面から役立つ事ができると共に、市町にとっても、土地家屋調査士自身にとっても、非常に有益なことで考えられます。

それは土地家屋調査士業務に直接係わる罹災証明書の用途として、被災者が仮設住宅などで一応の生活環境を取り戻した後に行う事となる、建物滅失登記申請の際に必要な書面になることから明らかにであると思われます。

また、この間の現地調査に土地家屋調査士自身が直接携わることにより、建物以外に土地の状況などの把握も出来ると考えられる事から、それらの生きた情報はその後が生ずることが想定される土地境界移動に伴う境界復元や境界問題の解決にも役立てる事ができると思われます。

以上、静岡県土地家屋調査士会が静岡県及び県内の37市町と締結した「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」は、地震災害等が発生した直後の混乱甚だしい被災地において、1か月程の限られ

た期間ではありますが、官も民も正に必要として止まない支援を、土地家屋調査士自らが参加し協力する事を可能としたものであります。

■藤原豪紀(広島県土地家屋調査士会)

地理情報システムを用いた震災情報の収集・提供支援に関する一考察

キーワード：地理情報システム(Geographic Information System)、官民パートナーシップ(Public Private Partnership)、震災情報(Information Earthquake Disaster)

本発表では、適切な震災対応を円滑に行うために必須となる震災情報の収集・処理・提供を支援する専門資格を設け、資格者を地域ごとに組織化しようという構想を述べている。

さて、阪神・淡路大震災の折には、約10万棟の滅失建物の職権登記をするために、倒壊・焼失建物の滅失調査が行われている。著者は、このような貴重な経験を再検討することにより、土地家屋調査士の業務の改善だけでなく、一般の震災対応にも生かして、より一層の社会貢献の方策を検討すべきであると考えている。そのような視点から同調査の前段で行われた概況調査に注目し、以下に述べるような事項を考察している。

概況調査は倒壊・焼失建物の滅失調査の実施が決定された後に行われた。そして、その一環として資料収集が行われたが、泥縄式であると言わざるを得ない。現在では、資料は地理情報システム(以下、GISという)を用いて平常時に整備できる。特にGISの基盤情報は多目的に利用可能であり、震災時だけでなく平常時にも使用できる。震災時に限っても上述の滅失調査を含め、幅広く震災対応に活用することができる。したがって、GISに適切な人的支援を組み合わせることができれば、行政の情報収集のサポートだけでなく、被災建物の撤去計画・応急危険度判定・罹災証明発行との連携や住民への情報提供などに土地家屋調査士が貢献できる道が開ける。

阪神・淡路大震災では、初動段階における人的被害の覚知に比べ、家屋倒壊の把握が遅れたことが指

摘されている。応急救援対応に迫られて情報収集が後手に回ったことが理由のひとつである。先述の震災情報支援は従来の震災対応の弱点を補うことになり、きわめて有意義である。

また、中央防災会議から東南海・南海地震の被害想定が出されている。これによると、甚大な被害が広域で発生すると予測されている。地域では、国による救援や自治体間の相互応援が機能しない可能性を考慮に入れ(陸の孤島化)、行政・市民・企業等による協働体制を整備しておく必要がある。このような協働対応には情報の共有化が重要であることは言をまたない。特に、専門知識をもち、地域の地理にも詳しい資格者団体による組織的な支援があれば、震災情報処理対応を強力に推進できよう。そして、このような専門家組織を全国的に展開することができれば、広域的な震災に対しても有効となる。

本研究では、上で述べた考えを実現するためのひとつの方策として、土地家屋調査士を母体として震災情報処理支援を行う専門ボランティア資格を設けることを提案している。研修・訓練を効果的に行うとともに、活動にインセンティブを与えるためである。さらに先述の広域的な震災に対応するために、このような資格者を地域ごとに組織化することを提案している。その上で、課題についても言及している。まず、広域的な震災に対する理解と一歩前に踏み出す意欲と勇気が土地家屋調査士に求められる。そして、人・物に対する課題として、自治体や市民との連携まで目配りができるリーダーの養成や、震災情報処理のための基盤地図情報の整備とICT技術の活用がある。仕組みに対する課題としては、被災シナリオを考慮に入れた震災対応計画の策定や研修・災害図上訓練・模擬訓練の継続的な実施がある。

■剣持智美(千葉県土地家屋調査士会)

ISO/TC211におけるLADM(土地管理領域モデル)の標準化作業について

キーワード：LADM、FIG、地籍の革新、持続可能な発展、登記制度

グローバル化の波がサービス業務にも押し寄せるなかで、現在、ISO/TC211(地理情報に関する

専門委員会)のWG7(情報共有分野を取り扱う作業部会)では、地籍業務サービスの標準化について検討するプロジェクトチームPT19152が立ち上がり、LADM(Land Administration Domain Model: 土地管理領域モデル)をめぐる議論がはじまっている。国民の財産―土地や建物の権利―を守ることが土地家屋調査士の義務であるとするれば、土地管理手法の法的・空間的要素について論じているLADMは、土地家屋調査士にとって大いに関係のある概念モデルである。本論文では、LADMの概略、および、その根底にある思想の理解に寄与することを目的として、LADMに関連する文献等の一部を整理した。

LADMは、2008年2月1日付でFIG(国際測量者連盟)よりISO/TC211にWD(作業原案)文書番号ISO/TC211 N2385として提案された標準モデルであり、2011年6月にIS(国際規格)の発行を目指している。ISO/TC211 N2385によれば、LADMは、「土地行政の「行政的／法的」要素および「空間的／測量的」要素の両方を対象とする土地管理(地籍)領域モデルを規定する」ものであり、「人」、「不動産目的物」、「権利／責任／制限」、「測量」、「幾何／位相」に関連する5つの基本パッケージを備えた概念図式」と記されている。本論文では、まず、ISO/TC211 N2385に基づき、LADMの目的および骨格に焦点を絞ってモデルの概略を確認した。

次に、LADMの提案者であるFIG第7委員会が1990年代から取り組んできたCadastre 2014プロジェクトの経緯について整理した。プロジェクトの成果である『CADASTRE 2014―地籍制度の将来ビジョン』には、各国の既存の地籍制度に関するアンケート調査結果に加え、地籍制度の将来ビジョンやその社会的意義などがまとめられており、LADMの基礎ともなっている。一方、1990年以降のFIGの政策方針や作業計画からは、測量・土地の専門家として環境問題や貧困問題などの国際的課題に取り組もうとするFIGの姿勢が読み取れる。近年、特に、国連ミレニアム開発目標の達成に向けた国連組織との協働に重点を置いていることは、FIG総裁もしばしば述べている。つまり、LADMの根底には、「地籍の革新の必要性」という対内的な理由と、「持続可能な発展への貢献」という対外的な理由があると考えられる。

また、関連文献等から、LADMには主として、(1)

共通の標準モデルを用いることによって、国内外における組織間の効率的かつ有意義な情報交換を可能にする、(2)「土地 - 権利 - 人」の関係を文書化することによって、土地の権利を明確化し保証する、という二つの社会的意義があると考えられる。特に、後者については、発展途上国の経済発展や貧困削減に寄与するとして期待も大きい。しかしながら、LADMの導入に向けては、さまざまな技術的、法律的、制度的、概念的課題が残っていることもうかがえた。より効果的なLADMの構築・導入のためには、地籍／登記制度に係わる実務家がLADMの概念や意義を正しく理解し、さらには実務経験を活かして何らかの提言ができるとよいのかもしれない。

②パネルディスカッション

名 称：『測量・測位パネルディスカッション』
タイトル：ISO/TC211 LADMにおける地籍業務の
標準化と各省連携

(趣旨)

ISO/TC211のLADM（土地管理領域モデル）の作業部会では、地籍業務の標準化が検討されている。ここで検討されている内容は、法務省、国土交通省、地方自治体など複数の行政機関に関連するものとなっており、これからの地籍業務に対する新たな視点と今後の関係部署を考える場合の参照軸となる。

これらの視点や参照軸についての意見交換を、関係部署の担当者を行うことを目的としている。

パネリスト：

安藤暁史

国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐

和田陽一

東京都北区まちづくり部まちづくり推進課主査

樫田光一

滋賀県大津市企業局営業開発課装置係副参事

小野伸秋

日本土地家屋調査士会連合会理事

コーディネータ：

上田忠勝

日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員

司 会：

川本達夫

日本土地家屋調査士会連合会理事

左記のパネリストから4つのテーマに基づいて議論していただいた。

主なテーマ

1. 現行制度(法/組織)における地籍情報生産場面の検証
2. 地籍情報の可能性(価値)
3. これからの社会情勢と地籍情報活用のあり方、地籍に関する組織・人材育成
4. まとめ(提言)「高度地籍情報化社会の構築」

LADMは、2008年2月FIG（国際測量者連盟）からISO/TC211の委員会に提出された標準モデルであり、国民の財産(土地や建物の権利)を守ることを義務としている土地家屋調査士にとって、土地管理手法の法的・空間的要素を論じているこのLADMは、我々にとって非常に関係のある概念モデルであると言える。

我々土地家屋調査士が持っている地籍の情報、登記の情報は法務局、依頼者、土地家屋調査士といった非常に狭い世界で動いている。しかし、これらの情報は少しの工夫で外側にある公共事業、環境問題、防災問題などに表情に役立つ情報である。我々は新しい時代を築く担い手「専門職能」として広く政策的に行動していかなければならない。

③関連機関による技術展示

地籍情報の円環による高度空間情報化社会の構築に関連するシステムの展示

不動産登記規則第77条の原則を実施する組織的な環境整備について、登記基準点の設置やコントロールポイント(基本測量・公共測量の成果、都市再生街区基準点、筆界点、引照点など)の管理システムなど、新たな取組みを兵庫県土地家屋調査士会、滋賀県土地家屋調査士会の協力を得て紹介しました。

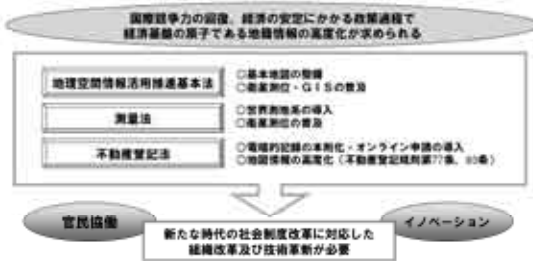
Location Points Management System

地籍情報の円環による高度空間情報社会の構築

〔官民協働・イノベーション〕—登記申請情報から地籍情報管理の世界へ〔世界標準への対応〕—



様々な社会構造改革が行われている今、〔地籍〕への関心が高まっています。
日本の社会基盤を支える国土資源、その基礎情報となる地籍情報は様々な機関で整備されていますが、それらの情報は必ずしも有効・効率的に流通しているとは言えず、早急な対応が求められています。
政府はここ数年、地籍に関する様々な法整備を促進してきました。
〔測量法〕の改正による世界基準の導入、〔不動産登記法〕の改正による地籍測量の標準化（不動産登記規則第77条第1項7号）、〔地理空間情報活用推進基本法（NSDI法）〕の施行など、これまでの制度設計を徹底から変えたこれら法律の施行により、地籍情報の世界は新たな局面を迎えています。【高度地籍情報化社会への変革】



特に、地籍情報の基となる登記簿情報については、その95%以上が土地家屋調査士により作製されています。
我々は、現地において最も地籍情報を生産し活用する組織として、新時代の地籍情報流通を〔官民協働〕により構築していくことを提案します。法務局、自治体等の各機関との共通参照システムを構築し、地籍情報連携を実現することにより、登記情報は地籍情報として社会に流通し、様々な効果、市民サービスを実現します。又、そのことは新たな経済効果を生み、新しい日本経済の礎となっていくものと考えます。

Location Points Management System

土地家屋調査士がつくる超高密度コントロールポイントの世界

平成17年に改正された不動産登記規則第77条の規定により、基本三角点等を利用した地籍測量図の作製が原則化されました。これまで、その大半が任意の座標面上で作られていた同成果について、世界測地系という共通の基準面において参照されるデータとなることは、これまでの情報管理の枠組みを超えた、新たな価値観で取り組まなければならない事態であると考えます。
我々は、おそらく最も現場に近く、日々高密度に大量の地籍データを生産している土地家屋調査士が、超高密度空間の情報管理について、最適の作業モデルを構築できると考え、その組織、作業の特性、データの特性などに着目し、様々な社会実験を行い、その成果の結晶として、インターネットを利用した情報管理のシステム構築を進めています。

※コントロールポイント＝基本測量、公共測量の成果、都市再生整備事業点、登記基準点、規則77条第1項第7号の規定に基づき作られた基準点、境界点、引張点など全ての点を含む。

☆不動産登記規則第77条第1項第7号による情報生産

—あらゆる点情報管理、現地作業を柔軟に支援する点名システムの提案—

☆全国規模で包括されるデータ管理と品質保証

—疑似共時空間による階層管理とデータ共有の場における平均計算の実現—

☆専門性と組織力の融合による作業コストの軽減

—コンピュータシステムと組織の融合—

◇共通参照システムの構築と官民協働

地籍情報を扱う各機関が相互連携することにより、効率的な業務運営、情報更新、情報の品質評価及び品質保証の実現が期待できます。
それぞれの機関は相互に共有化するデータを提供し、点名・エリアなどをベースに共通参照空間の中で統合管理を行います。
点情報の新設・亡失等、時間経過によるデータは都度反映され、ユーザーは常に新鮮な現地データを使うことが可能となります。
インターネットによる共通参照システムと持続的な更新をつかさどる組織の融合が、新時代の情報管理システムであると言えるでしょう。

◇共有化の利点

- ☆各機関における事務手続の軽減が図れます。
- ☆リアルタイムな現地情報更新の実現による情報処理の安定化が実現できます。
- ☆情報の品質評価と品質保証が実現できます。
- ☆担当部署を超えた情報管理が可能になります。
- ☆手続における申請情報について、その体系的な指導体制の構築と成果の品質管理が容易になります。
- ☆重複した基準点等データについて他の公共事業に容易に活用できます
- ☆地図・地籍測量図等の資料・復元データとして活用できます。
- ☆境界線元データの充実により、紛争防止が図れます。

◇土地家屋調査士がシステムを開発する意義

- 「専門性」 業界という小範囲で不確定な要素を日々扱う高密度な位置情報に精通していること
- 「組織力」 全国レベルで均質な作業成果を提供できる組織力を持っていること
- 「現地力」 常に現地作業を伴うことから、情報の最前線で官民協働体制構築の潤滑油として活動できること

—官民協働によるリアルタイム情報更新システムの構築—

Location Points Management System

点名による情報管理と測量計算処理機能

◇L PMS の特色

- 全国規模でのデータ管理
空間主義から参照主義へ
数値情報の柔軟な取り扱い
位置情報の階層管理
時系列における品質評価
組織力の融合
持続的発展環境
- インターネットを利用した共通参照点情報システム。
点名を識別子とした管理システム。数値座標は属性情報。
現地特定に必要なあらゆる情報を管理。時系列・規則・エリア等による棲み分け。
同一点において複数の路線・座標等の追加・管理が可能。
現地の点は消滅するコントロールポイントの永続性は使用頻度で評価。
コンピュータのシステムと組織力の融合が管理システムとなる。
ユーザーの視点からシステム開発を継続的に行う環境を構築。

◇L PMS の機能

- 情報活用 — 各種データ検索・閲覧機能 データダウンロード機能 使用報告（承認）システム 他
- 情報管理 — 現地参照点を点名により管理する 10～100 億点規模のデータ管理を想定
- 情報更新 — 現地更新情報をリアルタイムに確認することが可能
- 情報生産 — 現地で取得した測量データの計算処理（路線点計算・手簿記録計算出力・厳密網平均計算）



システムの持続的発展環境を実現する協議会組織

「地籍情報活用推進協議会」は、平成20年2月、兵庫県土地家屋調査士会と滋賀県土地家屋調査士会により設立についての協定を取り交わし、地籍情報の共有化と有効活用を目的として組織として設立されました。本システムは、その協議会の活動において開発・運用されております。

協議会では、現地において生産されるあらゆる地籍情報をリアルタイムに収集し、更新、活用することによる「高度地籍情報化社会」の実現を目指しており、継続的に実践からのアイデアを募り、新たなデータ処理手法を検討していくという方針で活動しています。
又、システムの構築と、それそれの扱う空間データの共有を目的とした法務局・自治体との三者協議を進めており、今後は、地籍情報に関わる全ての機関へとその情報交流を進めていく予定です。
システムは単なるコンピュータのパッケージソフトとしての理解ではなく、組織や利用者の個人の意識向上を、組織と組織、個人と個人、個人と組織の情報連携を融合することにより、社会に新たな価値を産みだしていくこと、いわゆる「知識創造」の観点で経営されており、協議会自体において、持続的なシステム更新、データ統計研究、アプリケーションの開発体制等を構築しています。
これまでの様々な事例から、GISのシステムをただ導入するだけでは、持続的なシステムとなり得ないことが叫ばれております。
情報が自然に集まり、組織・個人の連携が新たな価値を生んでいく「環境」構築がこれからの課題であり、本協議会は、様々な側面から、新しい社会制度作りの潤滑油となることを目指しております。

今後は全国規模で参加団体を募り、システム開発、情報共有化を更に進めていく方針であり、多数のご参加をお待ちしています。

—官民協働によるリアルタイム情報更新システムの構築—

L PMS（共通参照システム）と高度地籍情報化イメージ



ADR認証「センターちば」からの報告

「境界問題相談センターちば」 運営委員 杉山富也

はじめに

「境界問題相談センターちば(以下「センターちば」という。)」は、8月17日付けで裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に基づく認証を取得しました。今、本稿を書くために、手元に残した「認証通知書」の写しを取り出してみた。法務省に向いてA4版1葉のこの認証を受領してから、まだ1か月しか経たないのに、はるか前のことに感じられるのはなぜでしょうか。

センターちばの概要

センター設立までの経緯については、「土地家屋調査士」平成18年11月号に、椎名設立準備委員長(現・千葉県土地家屋調査士会長)が寄稿しているので省略し、本稿では、設立以降、認証申請までのセンターの活動を数字で紹介し、認証申請前後の「センターちば」の状況を知っていただこうと思います。

千葉会会員数	646名
センター開所	平成18年10月1日
取扱件数	別表のとおり
人的体制	運営委員 5名(土地家屋調査士3名、弁護士2名)
運営推進委員	11名(比較的会員歴の浅い若い会員中心)
相談・調停員候補者	36名(土地家屋調査士28名、弁護士8名)
事務局職員	2名(本会事務局長、本会事務局職員(兼務))

ご覧のとおり、取扱事件数、人的体制の両方において、「センターちば」は他のセンターと比して目立つものではありません。首都圏であること、県の人口等から考えると取扱件数は少なく、また、会員数からするとセンターの人的体制は小規模であると思います。

認証申請の準備

法務省、日調連が開催した認証制度の説明会には、地の利もあって何度か出席していましたが、センターが本格的に認証に向けて準備に取り掛かった

のは、平成20年度になって、運営委員会を補助する運営推進委員を導入し、認証プロジェクトを組成してからです。プロジェクトチームは調査士運営委員の3名と運営推進委員から3名の計6名からなり、事務局職員(平成20年3月本会採用事務局職員が兼務)の手を借りながらも認証の総てに対応しました。

平成20年9月5日に日調連の事前相談のお世話になり、11月18日法務省審査監督課の事前相談に臨みました。細部にわたる質問があるものと想定して準備をしたのですが、予想に反して、申請理由の説明と解決手続に関する基本的な考え方についての質問に答えることで終わりました。

事前相談からそれほど日をおかず、審査監督課からセンター規則の修正案が送られてきました。どのページも赤と青で彩られ、少しオーバーな表現になりますが、一語一句に至るもので、最初は面くらいました。規則について3往復ほどのやり取りを交わし、調整がつくと運営規程、手続実施規程、費用規程の修正案が順次示され、正月を挟んで2月の初旬までメールの交換が続きました。

今振り返ると、この間の労苦はすっかり忘れ、よくぞお付き合いをいただいたと感謝の気持ちだけが残り、楽しかったとさえ思えます。

認証申請

平成21年2月25日に申請書を提出、受理されました。この際、解決手続の事務マニュアルと各種書面の様式の提出を求められ、3月末までに提出することを約束しました。センター設立時に作成されたマニュアルと様式は、指定、認証の二度の諸規程改正により全面的な見直しが必要になっていましたが、その作業はほとんど手付かずの状態での申請でした。作業を始めてみると、提出した諸規程と現実の実務との間の齟齬が浮かび上がり、1か月が経過しても遅々として進みません。マニュアルと様式集の提出は、審査監督課の現地ヒアリングが行われた6月29日から10日ほど遅れましたが、審査監督課はこの遅れについて一切触れませんでした。申請からヒアリングの日程連絡までに4か月近くかかったことが底辺にあったと思います。

7月10日、マニュアル、様式集と共に、本会役員

の改選に伴う申請の変更届出を提出し、1か月後のお盆直前に、審査が終了し認証が決定した旨の連絡を受けました。

認証申請の実務—経験からお伝えできること

「センターちば」が、認証の準備を進めている皆様にお伝えできることは次の事項です。

- 1 規則・規程の骨格は、日調連モデル案で充分です。モデル案の各条文ではなく、条文に冠せられた「見出し」について、それぞれのセンターが志向する解決手続に沿った内容にすることに執着してください。法務省は、必ずしも厳格な手続を求めています。身の丈にあった確実に実行できる規定を期待しています。
- 2 そのためには、規則案がある程度固まったら、これに沿って各種規程を見直し、次には実際に扱った事件を材料にして、事務マニュアルとこれに合わせて各種書面の様式の見直しを行った方がよいと思います。
当り前のことですが、千葉の二の舞は避けてください。
- 3 認証の基準(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第6条)に直接係る規定については、最後までしっかり詰めて、内規でもよいから明文化しておいた方がよいと思います。

先に、提出した諸規程が色鮮やかに修正されて戻ってきたことを記しましたが、調査士だけで臨んだ申請に対し、審査監督課は実に紳士的に応対してくれました。ですから恐れることはないと思います。

「センターちば」の今後

- 1 「センターちば」では、認証機関となることを踏まえ、この6月から開所以来定例で実施してきた事前相談を、本会が実施している無料相談会に統合しました。県内各地に散在する150名を越すADR認定土地家屋調査士(以下「認定調査士」という。)に、法第3条1項8号業務として、相談業務に当たっていただく環境を作り、利用者にとっても住まいの近くで相談できる利便性を意図したものであり、同時にセンター経費の

中で最も大きな部分を占めていた事前相談に係る支出を削減する効果を考えてのものです。

認定調査士が相談業務を担うことは、代理権の活用につながることを期待されると共に、的確な相談申出書あるいは調停申立書の作成を助成し、解決手続期間の短縮にも結びつくものと考えています。

まずは、この新しい制度の展開に力を注ぎます。

- 2 「センターちば」にとって認証後の重要課題の一つは、諸規程に則った的確な手続事務を実行していくことです。従前はイレギュラーが目立ちましたが、この部分でのミスは、相談・調停員の努力を無にしかねません。

幸いに運営推進委員と事務局職員が経験を積んできました。彼らの力を借りながら、センターの信頼性の確保に努めたいと思っています。

- 3 センターにとっての最大の課題は、センターに関与する者の実務研修の実施とその費用の捻出であることは、どのセンターでも同じだと思います。

「センターちば」は、「センターかながわ」と共同して、「ADR11 (ADRイレブン=関ブロ11会のセンター)」の組成を模索しています。

センター関与者の実務研修は、ロールプレイと事例研修が中心となります。前者では参加者のレベルに合った内容(初、中、上級の3段階ぐらい)が必要であり、また一度の研修の参加人数に制限があります。後者には秘密保持の枠があります。一つのセンターがこれらの研修を継続的に実施していくことは、企画・実行、財政の両面で無理です。

「かながわ」・「ちば」の両センターは、研修の共同開催と意見交換を中心にした緩やかな組織を作りたいと考え、関東ブロック管内の各センター・センター設立準備委員会に呼びかけ、昨年10月に第1回目の試みとして合同研修会を開催しました。今年は、関東ブロック協議会の理解を得て、ADR担当者会同として11月7日・8日の開催準備を進めています。

ADR11が今後どのように発展していくのかまだ予想できませんが、私個人としては、関東ブロック協議会の主催、あるいは後援の形を取

りながらも、担当者会同といった狭い枠は取っ払い、ADRに関心のある調査士が自由に参加できる研修の場、そんな方向に向かって欲しいと思います。

- 4 千葉会では、この秋から「境界紛争予防と解決手法に関する研修会」(月例8回)を開催すべく、具体的な準備を進めています。境界紛争に携わる裁判所(訴訟、調停)、法務局(筆界特定)、調査士会(ADR)が、互いにそれぞれの解決手続の理解を深め、有機的な連携を探ることを目的にしています。この研修会には県及び市町村の公共用地管理担当者の参加も予定されています。「センターちば」も運営と研修委員にメンバーを派遣します。

おわりに

「千葉会」と「センターちば」は、各会が運営するセンターの活動に対する評価が、今後の土地家屋調査士制度の行方に大きな影響を及ぼすことになるとの認識を持っています。「センターちば」の認証取得は、利用者の信頼を得ることが最大の目的でしたが、この認識の延長線にあります。

ADR法は施行5年後の見直しを規定しており、法務省は年内の認証ADRの組織化を進めています。見直し論議が現実化したとき、グラウンドの中にいて、一定の位置を占めていることが必要だと思います。そのためには認証機関であることが最低条件です。見直しまでにそれほどの時間はありません。

【開設以来の事件】

1 取扱件数

年度	事前相談		相談申出	調停申立て	期 間
	回数	件数			
H18年	18	35	1	1	H18.10～H19.3
H19年	24	58	5	5	H19.4～H20.3
H20年	24	58	7	7	H20.4～H21.3
H21年	3	4	1	0	H21.4～H21.5
合計	66	155	14	13	

事前相談

* 無料、予約制

* 開所3か月間週1回開催

H19.1以降月2回開催

* H21.6本会無料相談に統廃合

2 相談後の状況

調 停 申 立	9	他に相談を経由しない調停申立て4件あり
相談期日待ち		
相談で終了	3	1件は裁判所の調停へ
態度保留	1	
不 受 理	1	
計	14	

* 表1の相談申出がなされた14件のうち、13件について相談を実施

* 不受理の1件は、問題の核心部分がセンターの調停に馴染まないとして、相談申出段階で不受理とした。

3 調停の状況 (相談を経由した事件＝9件、直接調停申立て事件＝4件)

終了	和解成立	4	
	相手方の応諾拒否	4	
	和解成立の見込みなし	3	
継続中		2	
相手の方回答待ち		0	
計		13	

4 和解成立までの期間、期日回数

事件	期間	期日回数	期 日
A	14か月	6回	現地調停1回
B	2か月	6回	現地調停2回、現地付近の公民館利用
C	9か月	9回	現地調停2回、総て土曜日開催
D	7か月	6回	現地調停1回、測量3回

上記各表は、法務省の現地ヒアリングが行われた6月29日現在のものである。

野辺山に光り輝く 1 級点

世界測地系第Ⅷ系原点標識設置記念式典

長野県土地家屋調査士会第Ⅷ系原点設置委員会 委員 三原 雅

平成 21 年 8 月 8 日午前 8 時 8 分、祝砲 8 発に合わせ 200 名余りの皆様の見守る中、世界測地系第Ⅷ系原点標識の上空でくす玉が割られ、続いてⅧ系原点を説明する石碑の除幕も行われました。

《記念式典のご報告》

長野県南佐久郡南^{みなみまき}牧村、国道 141 号「市場」信号機交差点沿いのマレットゴルフ(福井県で生まれ長野県で育った生涯スポーツ、ゲートボールのスティックとボールを使い、自然の中でゴルフの感覚で老若男女誰でも楽しむことができる)場内『愛ハコース』において、芝生の中に設置された原点標識と石碑を囲み多数のご来賓、地元の住民の方々、各地から来訪された土地家屋調査士、並びに設置に関わった関係者が参列し、盛大な記念式典が催されました。

今年は天候が不順で、お天気が心配されましたが、式典の始まる頃には夏の太陽が顔を出し、予定どおり進行することができました。

共催団体関連の南牧村関係者、松岡直武連合会長をはじめとする土地家屋調査士会関係の皆様、鈴木洋美全公連会長他、公嘱協会役員の皆様はもちろん、協賛いただいた(株)ニコン・トリンブル代表取締役の丹澤孝様、更に 1 級基準点設置に関して助言をいただいた国土地理院関東地方測量部長の松村正一様、日頃の登記業務について深い関係のある長野地方税法務局長の山本寧様からも、ご祝辞やご参列をいただき、心から感謝申し上げます。

記念品として、参加者・関係者の皆様には、ピンバッジを差し上げました。いつまでも大切に、Ⅷ系原点を思い出していただければありがたいと思います。

短時間ではありましたが、大変内容のある式典になったものと思います。

《盛会だった祝賀会》

県外からお出でいただいた皆様が多く、記念式典が午前 8 時と早朝であるため、祝賀会は記念式典の前日、宿泊したホテルにおいて行いました。

ご来賓の皆様からご祝辞を頂戴し、祝電も多数いただきました。その中には幾つかお褒めの言葉もあり、実行委員会一同身に余る光栄を感じました。

乾杯に続き、地元の食材を生かした料理やデザートに日本一美味しい波田町下原のスイカも振る舞われ



Ⅷ系原点設置記念碑



松岡会長(左)、国土地理院関東地方測量部 松村正一郎長(右)

ました。アトラクションとして南牧村の伝統芸能の太鼓や踊りも披露され、和やかな祝宴が催されました。

途中、原点設置の状況を GPS 観測から掘削・標識設置までを写真で紹介するコーナーを設けました。この時ばかりは楽しい宴の中ではありますが、真剣な表情で目を向けていただく土地家屋調査士の姿が見られ、これにも感動いたしました。

充分ではありませんでしたが、精一杯のおもてなしはさせていただけたかと思っております。

《設置までの道のり》

・公共測量作業規程による作業

5 月 11 日南牧村から国土地理院に対し、1 級基準点設置のための「測量標及び測量成果の使用並びに公共測量実施計画について」の申請を行っていただき、同 19 日付けで「Ⅷ系原点標の設置」、「測量作業機関名称：(社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」の承認と助言をいただきました。

これを受けて、6 月から本格的に現地での作業が始まりました。

今回は選点の必要はありませんでした。国土交通省告示のとおり、第Ⅷ系原点の東経138° 30' 0"、北緯36° 0' 0" が基準点の位置ですから、いかにして正確な位置に標識を設置するか、また、1級基準点の成果として座標値が $X=Y=0$ となるよう計算をするかが最大の課題でした。

6月12日、原点から10 m以内に2つの偏心点を設け、約300 m先に節点となる2級基準点を設置しました。各偏心点にトータルステーション(TS)を設置し、節点を後視し、原点方向を観測するときその交差する角度がほぼ90度となるように配慮しました。偏心点の1つと節点には真鍮製の永久標識を設置し、今後の我々の測量技術の研鑽にも役立つものとなりました。

6月13日、午前7時原点付近に集まった長野会の精鋭メンバーは10名余り。2つの偏心点と節点にGPS測量機を設置し、2時間のスタティック測量を開始、更に2時間の点検測量を行いました。この後、平均計算に使用する電子基準点のデータを国土地理院HPからダウンロードし、現地の観測データと共に解析作業を行い、電子基準点を与点とした三次元網平均計算を行い各点の成果を得ました。現地では成果を元に偏心点から原点位置の復元作業をすることになります。

・地元へのPRを兼ねて国土地理院の出前講座

せっかくの原点ですので、地元の方々にも知っていただきたいと南牧村役場の担当の方とお話する中で、国土地理院では公的な機関から要請があれば、交通費程度で地理院の職員が現地に出向き、要請の方のレベルに合わせて測量や地図に関するお話しをしていただける出前講座をお奨めしたところ、これが実現しました。対象は、南牧村中学の生徒としましたが、一般の住民の方の聴講もできます、興味のある方はお出でくださいと募集していただきました。

6月26日、会場の南牧中学校体育館には全校生徒の他、村民や私たちも集まり、講師の国土地理院関東地方測量部調査係 宮本純一係長のお話をお聞きしました。話の内容は「原点の役割」や今話題の映画「劔岳 点の記」の本物の点の記を紹介するもので、更に実際に宮本さんが三角点標石を背負い、穴を掘って設置する時の写真なども見せてもらうことが

でき、私たちが聞いても大変興味のあるものでした。宮本さんは今回の事業の申請の担当者でもあるとのことで、より熱心なお話しをお聞きすることができました。このことが式典への国土地理院関東地方測量部 松村正一部長のご列席にも繋がったようでした。

・標識及び標識板設置についての検討

1級基準点自体は、原点位置を掘削後、盤石上に塩化ビニールの管に鉄筋を入れモルタルを充填したものを立てて置き、最上部に直径10 cmの金属標(砲金)を埋め込む構造としました。塩化ビニール管は碎石で埋め戻し固定します。この上に1辺80 cmの正方形で厚さ20 cmの黒御影石(中央の砲金がある部分を正方形にくり抜いたもの)を設置し、1級基準点標識の保護と原点の明示ができるようにしました。重さは石だけで200 kgを越えるそうです。

設置されれば全国から多くの方が訪れ、中には測量にはあまり縁の無い人もいるだろうと想定されるこの原点、文言の記載内容について幾つかの意見が出ました。

最終的には、プロでもアマチュアでも理解のできるようなユニバーサル表記となりました。写真をご覧ください。

なお、後の時代に基準点設置の方法と技術を伝えるため、施工の仕様は三角点並みのものとし、方法は最新のデジタル技術と従来のアナログ的な技術も併用し行うこととしました。

・原点標識設置作業

7月23日、いよいよ設置作業です。2台のTSを各偏心点に設置し、節点を後視後、角度のみで原点位置を観測します。位置出しを行い、そこを少し掘ってみたところ、2006年8月30日にVRS-RTK-GPS測量で目印に打っておいた金属鉾が出現し、少々の感動が起きました。

スコップとバックホーで1.2 mほど掘り下げ、先ずは一番下に盤石を設置しますが、その前に原点の水平位置を出す必要があります。

ここで登場するのが「鳥居を掛ける」という技術です。掘った穴のほぼ中央、地上約80 cmの高さに平板を据え、2台の偏心点に設置したTSにてそれぞれ

れ角度のみでアリダートを合わせ、原点位置の方向線を平板上のグラフ用紙に0.2 mmの巾の線で引きます。ほぼ直行する2本の線が引けました。次に、TSをそれぞれ反転させ同様な作業をします。先ほどとは、僅かに違う位置に線が引かれ、4本の線が交差してできる四角形ができます。この中心が原点の水平位置です。続いて、1台目のTSから原点方向に向かい穴の手前と先にそれぞれ角材を打込み、その上に角材を渡します。渡した角材のどちらかの面がそのTSから見た原点方向に一致するように調整し、打ち込んだ角材に釘で固定します。2台目のTSからは、横に渡されている角材のどこが原点方向となるかを観測し角材に印を付けます。この様に設置した角材がお宮の鳥居に似ていることから鳥居を掛けるというそうです。

鳥居ができてしまえば印を付けた場所から下げ振りを使って、最下層の盤石設置、地表の砲金設置と進むことができます。GPS衛星、電子基準点を使い、データの解析や網平均計算はコンピュータで行い、角度の設定もモーター駆動の全自動TSです。中、最後の標識設置は昔ながらの平板・アリダート・鉛筆・下げ振り・スコップなど、クラシカルな道具と人間の技で行う基準点設置は面白いものだと思います。どこか、日々の土地家屋調査士業務とも通じるものがあるような気がします。

鳥居からの下げ振りを下に降ろして、その示す位置に20 cmの盤石を十文字が東西南北に向くように設置、砲金設置用の土台となる塩化ビニール管をその上に設置、碎石で埋め戻し、下げ振りで位置を微調整し砲金の設置に備えました。

標識板をクレーンにてゆっくりと降ろし、水平位置と傾きを調整し、北方向も合わせました。

この周りに、Ⅷ系の新潟県(北面)、山梨県(東面)、静岡県(南面)、長野県(西面)の4県から持ち寄った**ぼうしようにせき**防衛石を設置しました。

仕上げは、1級基準点砲金の設置です。管の最上部にモルタルを盛り、十文字と文字も北向きに合わせ、鳥居の下げ振りと共にTS2台からの直接観測にて無事砲金を $X=Y=0$ の位置に設置することができました。

その後、偏心点からTSにて観測を行い、国土地理院提出用のデータを取得しました。



新潟防衛石



山梨防衛石



静岡防衛石



長野防衛石

《第Ⅷ系原点はおへそ》

これに合わせ、南牧村は原点の近くに原点の説明と地図を表した石碑を建立されました。また、ここが「日本のおへそ」と位置づけ、かわいいキャラクターの付いた案内板も設置していただきました。幾つもある「へそ」の一つとしてちょっとでべそなこの原点も可愛がっていただければありがたいなと思います。

《まとめ》

この様な経過で、第Ⅷ系原点標識設置は無事終わり、最初に述べたように記念式典も大勢の皆さんにお集まりいただき、成功裏に挙行できました。これもひとえにご協力をいただきました皆様のおかげと実行委員会一同感謝申し上げます。

《エピローグ・語り継ぐもの》

調査士A：できちゃいましたねー。

調査士B：あー、できたね。

調査士A：あっという間の8か月でした。

調査士B：また8かよ。

調査士A：だってⅧ系ですから。八県と境を接する長野県で八ヶ岳の麓、原点の場所はマレットゴルフ場「愛八コース」にあるし、式典の参加者も八十八人以上いたし、8月8日8時8分に8発花火も上がったし…。

調査士B：もういいよ。それにしても忙しかったね。

調査士A：本当ですね、一時はできないかとずいぶん心配しましたよ。

調査士B：でも、幾つかの難関をクリアしてできたものな。なんといっても総選挙と重ならなくてよかった。天気もまあまあだったしね。

調査士A：記念式典の時、誰かは「娘を嫁に出すような気がする、皆さん大事にして」と言っていたけれど、関係者はみんな第Ⅷ系原点がかわいくて仕方がないようですね。だから10 cmの真鍮砲金の周りに、80 cm角の黒御影の表石を置いて、更にその北東南西にそれぞれ第Ⅷ系エリアの新潟・山梨・静岡・長野各県から、持ち寄った防衛石^{ぼうしょうせき}を埋めて、仕上げとして急遽四隅にアルミのポールを鎖付きで設置してしまいましたから。

調査士B：本当だよ、ポールは調査士Cの発案だっ



標識盤全景



原点標識とくす玉

て。どうかなと思ったけど俺もポール設置の穴掘りに行っちゃった。踏まれたりしたら残念なもの。

調査士A：それと、記念式典のときですけど、4 mのスカイレッグ三脚を標識の上に設置して、そこにくす玉を取り付けて割って測量をアピールしたんですよ。

調査士B：そういえば、来賓の国土地理院の関東地方測量部長さんは、観測のやぐらとして三脚をあのまま残して置いてもよいのにといいていました。やはり、測量の好きな人は基準点関係のことに興味があるんですね。

調査士D：日本全国から大勢の人が来てくれてよいイベントとはなったんじゃないかな。新聞やテレビにも取り上げてもらい、土地家屋調査士が少しは世間に知られるようになったかもね。

調査士A：さて、原点設置が終わって少し気が抜けちゃったんですが、後はどうでしょうかね？

調査士B：まだまだ、1級基準点の認証の手続きが残ってるし、これからこれをどう使っていくかが問題だよ。

調査士A：この事業を語り継ぎ、どう利用するかは60周年を迎えるこれからの土地家屋調査士にかかっていると思います。

それを考える原点になればいいですね。

(かなりの脚色と期待を込めて)

「湖国の地震防災を考える —100年前の姉川地震が語るもの—」について

滋賀県土地家屋調査士会広報部 西村和洋

1. はじめに

連合会会報「土地家屋調査士」3月号(No.626)におきましても発表させていただいておりますが、近代以降滋賀県で最も大きな被害を受けた姉川地震(1909年発生)につき、関西地震防災研究会主催で開催されたシンポジウム「湖国の地震防災を考える—100年前の姉川地震が語るもの—」に、滋賀県土地家屋調査士会として準備段階から参画してきたこの間の活動につき報告したいと思います。その主な目的としましては、土地家屋調査士制度制定60周年の記念事業ですが、地域住民の防災意識の普及と向上を実現するという社会貢献を視野に入れたものとなっております。

2. 企画趣旨及び概要

明治42年(1909年)8月14日午後3時31分、姉川流域を中心とした地域にマグニチュード6.8の大地震「姉川地震」が発生し、滋賀県湖北地域を中心に甚大な被害を及ぼしました。今年はこの姉川地震が発生してからちょうど100年目にあたります。このシンポジウムでは、震災に関係する専門家の方々にお集まりいただき、地震発生メカニズムや、これまでの地震災害の実相に迫ると同時に、姉川地震発生直後の被災地の様子を撮影した古写真をパネルにして展示し、当時の被災状況などについて紹介するものです。

このシンポジウムの開催において期待されていた学問的成果としては、現存する地震資料に基づく姉川地震の再現と被害の検証及び構造物の地震応答評価、直下型地震と付随する地震現象、特に湖底軟弱地盤の地震動特性、平野部の水文地形特性と地盤変

動の関係、及びこれらに基づく地震危険度評価です。

また、分散している新旧資料を取りまとめることによる姉川地震災害の伝承活動、さらにマスコミなどを活用した県内地域住民の防災意識の向上に役立たせることも目的としてきました。

企画概要

日時：2009年8月8日(土)

開場12:00 開会13:00～16:00

場所：滋賀県長浜市大島町37番地

長浜文化芸術会館 大ホール

【タイムスケジュール】

13:00 開会あいさつ

第一部

13:10-13:40 「姉川地震の実像に迫る」

中村正夫(元東京大学地震研究所)

13:40-14:30 「地震を知って震災に備える」

尾池和夫(前京都大学総長)

第二部

14:40-15:30 「琵琶湖の湖底遺跡と過去の地震」

林 博通

(滋賀県立大学人間文化学部教授)

15:30-15:50 「姉川流域の水文地形と地震の揺れ」

松波孝治

(京都大学防災研究所准教授)

総司会・コーディネーター

高田豊文(滋賀県立大学環境科学部准教授)

主 催：関西地震防災研究会

共 催：滋賀県立大学、京都大学防災研究所

後 援：滋賀県、長浜市、湖北町、虎姫町、
日本自然災害学会

協 力：滋賀県土地家屋調査士会

事務局：公立大学法人滋賀県立大学環境科学部
高田研究室

問合せ先：滋賀県土地家屋調査士会事務局

3. 当日の感想

シンポジウム当日については、滋賀会では会場での受付や設営などの裏方業務を主に担当しました。



会場の様子(壇上は滋賀県立大学 高田豊文准教授)

一緒に事前準備作業をさせていただいた滋賀県立大学の学生さん達数人とも少々会話をする時間もありましたので、「土地家屋調査士を知っていますか？」と聞いてみました。主に建築専攻の学生さんではありましたが、予想通り結果は「ゼロ回答」。多少がっかりもしましたが、むしろ制度広報のやりがいがあると前向きに理解することにしました。

また、空き時間などには土地家屋調査士会のブースにも来場者がチラチラと立ち寄って質問も出るなど興味を持っていただけた様子でした。

開場は12時からでしたが、続々と来場者があり、席が埋まっていくのをみてとても嬉しく、当初用意していたパンフレット類の枚数が足りなくなるのでは、と少々心配になるほどでした。また、来場者の中には官公庁職員や市会議員、自治会長など地元で重要な役割を担っている方も多く見られ、責任に気が引き締まる思いがしました。

企画の内容としては、まず第一部の中村正夫先生から姉川地震についての現存資料に基づく分析をもとに地震の実相に迫っていただき、続いて前京都大学総長の尾池和夫先生から諸外国と比較して我が国



尾池和夫前京都大学総長

の地震活動の現状に触れていただきました。尾池先生は特に関西では著名な方で、また諸外国を頻繁に行き来されるなど多忙な方です。先生が講演の中で「昔でいう休火山という表現は今はしません、全ての火山は活火山です。」とおっしゃられていたのが印象的でした。

その後、短く休憩をとり第二部です。林博通先生は滋賀県における考古学研究の第一線で長く活躍してこられた方であり、地震活動の結果、琵琶湖に沈んだとされる「湖底に消えた集落」のお話について説明をいただきました。

さらに松波孝治先生には、地元の虎姫高校のご出身ということもあり、京都大学防災研究所での研究成果と、地元ご出身ならではの詳細な分析をうまくからめてお話していただきました。

最後にまとめとして高田豊文先生から、自然災害が比較的少ないと考えられている滋賀県においても百年前にはこんな大きな地震が起こっていることを知ることにより、住民の意識の向上をはかることの大切さ、地震に強いまちづくりの重要性など、今回のシンポジウムを今後地域での震災対策に実際に役立てていくことの意義を訴えていただき閉会いたしました。

4. シンポジウムへ参画したことによる効果

①地元自治体、大学との交流

まず、今回のシンポジウムに参加するきっかけともなった関西地震防災研究会において、微力ながら私が「土地家屋調査士と地震防災」というテーマで発表の機会をいただいたことが挙げられます。私ども滋賀会も、近畿ブロックで大いに推進されている大学寄附講座にも関わりを持っていますが、関西地震防災研究会には、自治体関係者や大学研究者など



滋賀県立大の学生さんとも協力して受付



受付準備をする広報部員

が参加しておられ、土地家屋調査士とは何か、どういうことを業務としているのかを直接PRすることができました。

さらに今回の取り組みに参画することによって、防災関係の専門家、県、市町関係団体等と協調関係を築き上げることも目的として活動してまいりました。滋賀県立大学や京都大学を中心とした研究者の方々、滋賀県防災危機管理局や長浜市総務部を中心とした関係自治体職員とも準備段階から徐々に交流を深めていくことができたことも、今後につながる大きな成果と考えております。

②マスコミを活用した戦略的広報

今回のシンポジウムについては、PRチラシを8000部、ポスターを1000部作製し、公共施設や教育機関を中心に広報に努めました。

また、関係自治体の広報紙をはじめ、大小含めて数社の新聞、TVなどのメディアから企画を取り上げていただきました。協力及び事務局団体として「滋賀県土地家屋調査士会」と明記していただいたメディアも多数ありました。日頃マスコミに取り上げられることが少ない「土地家屋調査士」の名称が、県内においてはこの期間、かなり取り上げられたものと思います。

全体として今回のシンポジウムにおいては、「土地家屋調査士」を決して第一線には出してはしないものの、マスコミに取り上げられることを通じての戦略的な制度広報（パブリシティ）を実践することができたと総括しております。

③シンポジウム参加者に対する広報

シンポジウム当日には約250名の参加がありました。この参加人数は、テーマ自体がやや固めのものであること、また、長浜市という会場の立地などを考慮すると大成功と評価していいものと考えております。

また、滋賀会としましては、当日には、①会場空きスペースに土地家屋調査士会専用ブースを設置、②参加者全員に土地家屋調査士PRチラシの配布、を行いました。また京都大学防災研究所のご厚意により「協力 滋賀県土地家屋調査士会」とネームの入ったシンポジウム記念団扇を作成していただき、



シンポジウムポスターとうちわ

参加者に配布することもできました。

5. 今後に向けて

私たち土地家屋調査士会が、社会の一員としてこうした公共性の高い取り組みに参加することにより、阪神・淡路、新潟県中越沖地震等で、土地家屋調査士が関わった活動を紹介することができ、土地家屋調査士がどのような職能集団であるかをより幅広い層に知ってもらうことができると考えております。

今後の滋賀会の活動の方向としましては、継続的に防災関係の取組みに関わり合いをもっていくことにより、県・市・町などの地方公共団体との防災協定の締結を中心的テーマとして進めていきます。さらに地域防災計画づくり、災害に強いまちづくりの施策に、土地家屋調査士の職能を発揮する場を得ることを目指していきます。

また、滋賀会が進めておりますLPMSのシステム活用により、震災後の境界の復元作業等を通じて境界紛争を未然に防ぎ、不幸にも発生してしまった境界紛争においてはADRを活用し解決していくことができるということを、多いに広めていきたいと考えております。

最終的には地域学、土木工学、建築学、地震学、考古学などを専門に研究される大学研究者等と意見を交流することによって、我々の地域の特質を理解することにつながり「地籍学」の理論構築に結びつけていけるものになると考えております。

6. 最後に

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業としては、今回の企画はやや縁の下の力持ちに徹したものととなりました。しかし、これを終着点ではなく、始まりとしてとらえることが大切であると考えています。今後も防災・減災対策活動に継続的関わりを持ち続け、災害に強いまちづくりに土地家屋調査士が関わっていける分野を拡大していくことにより、我々土地家屋調査士が持つ専門職能を、より広く社会に知っていただけるものと考えております。

折りしも8月には国内各地で立て続けに地震や水害が発生しました。夏休みには防災を学べる公共施設等は、災害対策に関心を持つ子どもたちで溢れていたと聞いております。そのことから、日本人の

防災に対する意識は相当高いものと考えられます。不動産に関わる専門家として、そこに焦点を当て何らかのアピールをしていくことは、戦略・効果的な広報活動の切り口としても今後考えていかねばならないことであると痛感しているところです。

最後になりましたが、この一連のシンポジウムを中心とした滋賀会での取組みにつきましては、中村秀紀会長を先頭に、滋賀県土地家屋調査士会員皆様のご支援があったからこそ無事成功を収められたものと大変感謝しております。

この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以上

関西地震防災研究会代表 高田豊文滋賀県立大学准教授よりコメント

滋賀県湖北地方で姉川地震が発生し、今年でちょうど100年になるのを機会に、関西地震防災研究会でシンポジウムを企画しました。滋賀県土地家屋調査士会の皆さんには、パンフレットやポスターの製作・広報・会場設営・受付などにご協力いただきました。あまり目立つ仕事ではありませんが、企画を成功させる上では非常に重要な役割を担っていただき、大変感謝しています。

さて、わが国は世界でも有数の地震多発国であり、特に1995年の兵庫県南部地震以来、大きな地震がほぼ毎年発生しています。東海・東南海・南海地震などの巨大地震の発生が懸念されていますが、近年では、これまで地震が少ないと考えられていた地域でも地震が発生しており、日本に住む以上、どのような地域でも地震対策は急務です。

地震防災の対象として、一般的には建築・土木構造物に目を向けられがちですが、地盤に関する地震対策も重要であり、発災前の地震対策や発災後の復旧などにも、不動産に関わる土地家屋調査士の方々の専門的知見が不可欠です。今後も、土地家屋調査士会などの業界団体や行政・大学が協力して、災害に強いまちづくりの活動を進めて行きたいと考えています。ご協力をよろしくお願いいたします。

以上

土地家屋調査士 ADR の現状と今後

～運営に携わる皆様へ～

境界問題相談センター愛媛 センター長 三宅雄二

平成 18 年 9 月 25 日に設立した「境界問題相談センター愛媛」(以下「センター」という。)は、早いもので 4 年目のスタートを切った。運営に携わる者として、これまでの処理状況を顧み、これからのセンターを見つめたい。

I これまでの処理状況

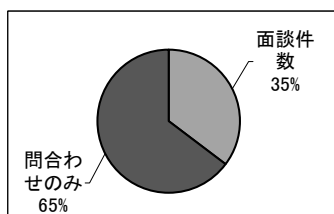
受付・処理した実績(平成 18 年 9 月 25 日～平成 21 年 9 月 7 日)

年	電話等 問合せ	受付面談				相 談			調 停				
		受付	終了	相談へ	調停へ	受付	終了	調停へ	受付	取下げ(契約解除)		不成立 (不調)	成立 (合意)
				応諾拒否	その他								
H18※	79	37	30	5	2	5	3	2	3	0	1	1	1
H19	78	24	21	2	1	3	2	0	3	0	1	1	0
H20	71	22	11	7	3	7	3	4	7	3	2	0	0
H21	22	5	4	1	1	1	2	0	1	0	1	1	0
合計	250	88	66	15	7	16	10	6	14	3	5	3	1

※平成 18 年 9 月 25 日～平成 19 年 3 月 31 日

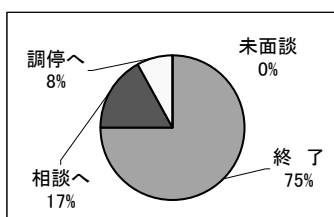
1. 電話等問い合わせから受付面談手続きの実施

■問い合わせ件数 250 件
受付面談件数 88 件(予定含む)



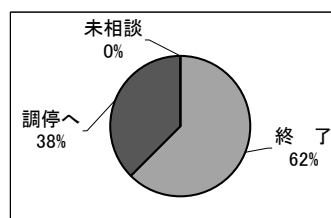
2. 受付面談手続きの処理結果

■受付面談件数 88 件(予定含む)
終了 66 件
相談へ 15 件
調停へ 7 件
未面談 0 件



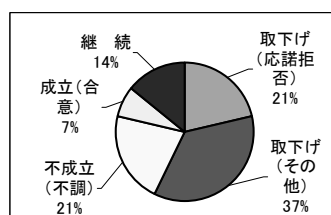
3. 相談手続きの処理結果

■相談件数 16 件(予定含む)
終了 10 件
調停へ 6 件
未相談 0 件



4. 調停手続きの処理結果

■調停件数 14 件
取下げ(応諾拒否) 3 件
取下げ(その他) 5 件
不成立(不調) 3 件
成立(合意) 1 件
継続 2 件



1 センターの手続きは、まず、利用者からの電話等の問い合わせから始まり、必ず受付面談を行って、調停に移行する。もちろん、調停の前に、相談を経る場合もある。

(1) 問い合わせ件数250件に対し、受付面談を実施したのは88件(35%)である。

ア 250件の内には、問い合わせ時に、住所を教えていただけなかった件数が77件ある。つまり、匿名で問い合わせをされた方が、全体の30%程度ある。

イ 250件の内、事務局から受付面談申込書をお送りしたのは128件である。

問い合わせ時に、他機関を紹介する場合や送付は不要とされる場合などがあるので、実際には、約50%の方だけにセンターから資料をお送りしたことになる。

(2) 資料をお送りした128件に対し、実際に受付面談を実施したのが88件(69%)ということになる。

ア 資料をお送りした128件の内、受付面談の申込みをされなかったのは40件(31%)になることが分かる。

もちろん、40件の内には、その後、紛争そのものが解決した場合もあると思われるが、何らかの理由で利用を躊躇されたと思われる。

連合会会報2009年6月号で、高知会のセンター長西森裕保氏も述べておられるが、どのセンターでもパンフレット等は、できるだけ分かりやすい表現を使い作成しているはずであるが、利用者にとっては、普段聞き慣れない言葉が並んでおり、それだけでも不安な気持ちを抱かせるのではないかと思うのである。

以前、ラジオ番組に出演したとき、私が作成した原稿を見た女性アナウンサーから、「境界紛争」という言葉は一般の人には馴染みがないので、ここを「境界に問題がある」と読まれたらどうですかと指摘を受けたことがあるが、なるほどと感心したものである。

貴会のパンフレット等は、そのような配慮がなされているのでしょうか。もう一度、利用者の立場で手に取ってみることが必要かもしれません。

2 受付面談は、当事者からセンターを利用する趣旨を対面で聴取するとともに、センターの手続の概要について対面で説明するためのもので、毎月第1、第3火曜日に、1時間から1時間30分程度行っている。現在、受付面談員は、東予、中予、南予の3ブロックに分け、できるだけ地元の土地家屋調査士2名がこれを担当している。

(1) 受付面談手続きの処理結果としては、受付面談件数88件に対し、終了が66件(75%)である。

ア 受付面談を担当する土地家屋調査士の面談員は、法的判断・助言を行わない。では、何をもって終了が75%にもなるのか。センターでは、すべての手続の後に、利用者にアンケートを求めている。アンケートの文言のまま一部紹介すると、「中立の立場でお話を聞いていただき、大変よかったです。」「話は十分に聞いてもらえ、解決の方向性が見えてきたのでこちらに来てよかったです。」「面談員に話を聞いてもらって、気持ちの整理がついた。」「非常に気安く事情を親切に聞いていただいた。」「話をするうちにしっかり聞いていただけたので方向性が見えました。」「今後の見通しがついたのでほっとしています。」など、とにかく、じっくり時間をかけ話ができたこと、その話を聴いてくれたこと、そして気持ちの整理がついたこと、方向性が見えたことなどによって、利用者とセンターとの信頼関係を築き、それが終了となっているものと思われる。

3 相談は、当事者が紛争を解決するために必要となる助言を行うための手続である。受付面談との違いは、中予の松山市にある土地家屋調査士会館においてのみ、弁護士相談委員と土地家屋調査士相談委員とで行うものである。毎月第1、第3火曜日に原則1時間以内で、有料で行っている。

(1) 相談手続きの処理結果として、申込み件数16件に対し、終了が10件(62%)である。

ア 相談手続きは、受付面談後の調停利用の可否を判断するために、法的問題についての相談や判断が必要な場合に申込みによって行われるものであるが、今は調停を利用しないが今後の見通しを立てるために専門家の助言を仰

きたいという場合もあり、これらを含め終了となる。

4 調停の件数はご覧のとおりである。

(1) 調停手続きの処理結果として、申立件数14件に対し、応諾拒否が3件(21%)である。

ア 応諾率は79%となる。しかし、申立件数そのものが少ないので件数だけで評価することはできないし、あまり意味がない。

それよりも、調停手続きで記憶に残る案件がある。センターは、調停の申立があった場合、相手方に対し、申立があったことの通知を、その申立書の写しを添えてお送りしているのである。もちろん、このような手続を行うことは、受付面談において申立人に十分説明をし、ご理解をいただいて行うのである。

ある案件において、申立人が作成した申立書の中に、相手方を露骨に非難する内容があったので、運営委員会の協議の後、申立人に書き直しを勧めたのである。これは、申立人の手続の不知によるものであろうと考えていたのだが、実はそうではなく、申立人は、そのままの内容を相手方に伝えて話し合いを始めたというのである。誰が見ても話し合いを始めたと思われる気持ちとは矛盾する内容が記載されているものであったが、申立人は、それを希望しているのである。案の定、相手方の応諾は得られなかった。人の心の内を理解するのは難しいと感じたものであった。

また、別の案件では、お隣に住む相手方が手続に応じ、調停が進行していったが、それは、今申し立てられた案件を解決するために応じただけだというのである。つまり、今この問題を解決することには賛成だが、今後一切近所付き合いはしないというのである。そのような解決を求める利用者がいることも受け入れなければならないのである。

II これからの意識

1 規則を正しく理解する必要がある。

愛媛会会員は、それぞれの立場でセンターに関与していただいている。それぞれがセンターに対する想いをもちながら担当しているのである。その想いとは、利用者にとってよりよいものとしたいという

ものに他ならない。

実態があって規則があるとすれば、今更、規則を理解することに努めたいというのも変な話であるが、個人的には、一旦覚えて忘れるという意味である。この域に達しないと、土地家屋調査士がADRをやる意味がないと思うのである。

2 愛媛会会員の全員が、何でもいいからセンターに関わる必要がある。

せめて意識があればよい。そうあれば、ADR認定土地家屋調査士が活躍できる場は自ずと創られると思う。

3 紛争を解決してあげようではなく、地図の縮尺のように当事者と向き合うことが大切である。

道を探ねたとき、尋ねられたときに描く略図が、大雑把な図面もあれば、細かい道の曲がり、建物まで描く場合もあり、尋ねる人、尋ねられる人との関係、互いの情報量およびその場の状況で変わるのが自然です。

地図の縮尺を利用者の心のスケールと一致させるイメージである。

地球儀を使って道案内はできない。

4 センター長として

「焦っても(A)、どうしようもない(D)、楽にやろう(R)」、平成16年の研修会で聞いた言葉である。

つくづくそのとおりだと思うのである。私のように運営に携わる方は、呟いてください。ずいぶん気が楽になりますよ。

会長 レポート

8月16日～9月15日

Report

8月17～18日

鹿児島会へ

17日午後 馬場幸二鹿児島会長、川村幸男鹿児島政治連盟会長ほかのみなさんとの意見交換会に出席。

18日は衆議院議員選挙の告示日。調査士議員連盟の会員としてご尽力いただいている先生方の出陣式も各地で執り行われた。私は自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟・保岡興治会長の地元での出陣式に出席。終了後、馬場・鹿児島会長ほかの皆さんと会務打ち合わせ。

20日

齊木判事との打ち合わせ

第5回目を迎える土地家屋調査士特別研修(ADR代理権認定研修)を前に志野副会長、加賀谷研修部長ほかのみなさんと共に東京地方裁判所民事43部に、齊木敏文判事をお訪ねし特別研修の講師をお願いさせていただいた。第1回から第4回まで講師をお願いしてきた東京地裁・須藤典明判事が法務省に異動され訟務総括審議官にご就任されたことから、次回からは齊木判事にご担当いただくことをお願いとご挨拶にお伺いした。齊木判事にはご快諾いただいた。

連合会に帰館後、志野副会長、瀬口専務理事と会務打ち合わせ

21日

左藤章氏 激励会

午後、大阪市内のホテルで開催された左藤章・前衆議院議員の激励会に出席。

26日

第5回正副会長会議 法務省事務打ち合わせ会

本年度第5回となる正副会長会議では、午後に予定されている法務省との定例事務打ち合わせ会の議題に関する調整を含め、公共嘱託登記受託環境整備の件や制度制定60周年記念事業に関する件など、当面の会務について協議した。

午後 定例の法務省民事局民事第二課との事務打ち合わせ会に出席。

法務省からは小野瀬厚課長、澤村智子局付検事、小宮山秀史地図企画官、前田幸保補佐官ほかのご出席をいただき、連合会からは常任理事会メンバーが出席した。連合会の会務運営の現状を説明させていただくとともに、登記所備付地図の整備、オンライン申請の促進のための取り組み、公共嘱託登記関連の取り組み等を報告させていただいた後、当面の課題等についてご協議いただいた。

27日

第5回常任理事会

午前9時15分から午後5時15分までの一日開催となった常任理事会では、近く開催予定の全国ブロック協議会会長会及び全国会長会議の議題と運営、平成22年度以降における日調連特定認証局の運営に関する件、各単位会における地図作成・地図整備事業等に関する対応部署の設置についてをお願いすること等を協議した。私からは、新公益法人法の施行に伴い、各地で設立が相次いでいる公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則の整備等について検討会を精力的に開催いただいているが、早急に結論を出したいので議論の煮詰めを重ねてお願いした。

28日

大阪公嘱協会定時総会

私の地元である大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の定時総会が市内のホテルで開催され出席。役員改選が予定された総会であったことから、祝辞を述べさせていただく中で、万事が厳しい社会環境の中、新しい時代の要請に適切に対応できるよう、高い識見と感性を磨いていただき、発注官公署の付託に十二分に応え得る体制を構築していただきたい旨を付言させていただいた。

30～31日

日調連ゴルフ大会・衆議院議員選挙投票日

30日は衆議院議員選挙の投票日。議員連盟の先生方の開票の行方に固唾をのむ思いで注視。深夜になって政権交代が確実な情勢となった。新しい

時代が始まることを実感。

この日は四国ブロック協議会・香川県土地家屋調査士会のお世話で第24回目となる日調連親睦ゴルフ大会の前夜祭が高松市内のホテルで開催された。31日のゴルフ当日は快晴。歴史を誇る名門・志度カントリークラブには全国各地から132名の会員が参加して盛大に開催されることとなった。私も所用が重なって時間がない中であつたが、ハーフラウンドを回らせていただいた。優勝は愛媛会の高橋重夫さん。

9月3日

自由民主党石原伸晃・幹事長代理来会

全国土地家屋調査士政治連盟、各地域の政治連盟では先の選挙に於いて調査士議員連盟に所属する与野党の先生方の支援をさせていただいた。この日は自由民主党幹事長代理の石原先生が選挙協力に対するお礼に連合会ということで訪問いただいた。全国土地家屋調査士政治連盟の待野貞雄会長、松田圭市副会長、連合会制度対策本部横山一夫特命副本部長、瀬口専務ほかの皆さんと一緒に石原先生と意見交換させていただいた。

4日

島根会 業務研修会に講師として出席

島根県土地家屋調査士会(加藤俊彦会長)の会員研修会の講師依頼を受け、國吉正和常任理事(総務部長)と一緒に玉造温泉にあるホテル玉泉に出向。研修会前半では土地家屋調査士に関する制度環境・業務環境の現状と課題・展望などについて私の考えるところをお話しさせていただいた。後半は國吉部長から登記基準点のこと、オンライン申請のこと等のお話をさせていただいた。同会の研修会は毎回95%前後の高い出席率とのことだったが、この日もほとんどの会員さんが出席され熱気あふれる研修会となった。私と國吉部長は一日目を担当させていただいたが、会員の皆さんは、翌日も引き続き研修会を持たれるとのことだった。

5日

藤澤徹氏 黄綬褒章祝賀会

今年春、黄綬褒章を受章された藤澤徹・富山会長

の受章祝賀会が富山市内のホテルで開催され招待いただき出席。同氏と私は数年前まで連合会の同僚役員として様々な議論を重ねた仲。氏の交友の広さを物語るように祝賀会には土地家屋調査士会関係者のほか、国会議員・県会議員・マスコミ・経済界・ロータリークラブ関係者等、文字通り多士済々の出席を得た盛大な会となった。全国の土地家屋調査士を代表してお祝いの言葉を述べさせていただいた。

7日

「地図作り」に関する全調政連との打ち合わせ

全国土地家屋調査士政治連盟の待野貞雄会長、加藤秀治幹事長ほか幹部役員の皆さんと連合会正副会長・専務理事・常務理事・総務部長が出席して、登記所備付地図作成事業等の新たな取り組み、政権交代に伴う全調政連・日調連の今後の対応等について意見交換。

国土交通省土地・水資源局国土調査課との意見交換会

午後から霞が関の法曹会館で国土交通省・土地水資源局国土調査課の職員の皆さんと連合会との地籍整備に関する事務打ち合わせ会・意見交換会を開催。国土交通省からは石川佳市国土調査課長、藤田昌邦課長補佐、安藤暁史課長補佐、丸山宏司課長補佐ほかの皆さんにご出席いただいた。連合会からは正副会長・専務理事・小林昭雄社会事業部長ほか担当役員が出席。8月に公表された国土審議会・国土調査のありかた検討会の報告書についてご説明いただいたのち、現在同省で検討中の第6次国土調査十箇年計画について、及び平成地籍整備計画の現状等について意見交換をさせていただいた。

10日

第6回常任理事会

午後から開催の理事会を前に常任理事会を開催。冒頭、顕彰審査会を開催し、今秋に予定されている叙勲及び褒章受章候補者の推薦について審査。後、会務運営に関する協議・調整のほか、理事会の協議事項について意見調整を行った。

10～11日

第3回理事会

10日午後から11日正午まで第3回理事会を開催。役員選任に関する特別委員会の組成について、特別研修に関する諸規則の新設と廃止について、ブロック協議会長会同及び全国会長会議の運営について、特定認証局の運営について等数多くの審議事項、協議事項の後、自由討論の形で公共嘱託登記受託に関する諸問題や新公益法人法の下設立が相次いでいることを受けて、公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則整備についての理事各位の意見交換を行う。

11日

日弁連60周年記念式典・祝賀会

都内のホテルで日本弁護士連合会(宮崎誠会長)の設立60周年記念式典と祝賀会が開催され、大星副会長、竹谷常務理事と共に出席。記念式典では日弁連の60年の歴史がスライドで紹介され、寺島実郎氏による記念講演を拝聴。寺島先生のお話の中ではGPSやガリレオ、準天頂衛星のそれぞれの活用(軍事・民生)の実態などの興味深い考察も披露され勉強させていただいた。海外の弁護士団体からも多数出席され盛大な式典及び祝賀会となった。

12日

松川清康氏 旭日小綬章 祝賀会

今春の叙勲に際し、沖縄県土地家屋調査士会の元会長で、連合会理事等を歴任された松川清康氏が旭日小綬章受章の栄に浴された。この日、那覇市内のホテルで受章祝賀会が開催され招待をいただき出席。沖縄県は県土が戦地になったこと、米軍による構造物の築造やその後の基地建設により土地の境界等も不明になった案件も数多いが、同氏は昭和42年に土地家屋調査士登録以来41年間にわたり土地家屋調査士として業務に精励されると共に長年にわたり沖縄県土地家屋調査士会の役員として法務行政等に貢献されたご功績により受章された。沖縄会の会員多数が出席されたほか、県下の各界のご代表の皆さんが多数出席されて盛会裏に開催された。沖縄会にお邪魔するたびに現役最長老のお一人であられる宮崎禎治先生(大正9年生まれ・89歳)にお会いするのを楽しみにしているが、祝賀会でも矍鑠としたお姿に接し、元気をいただいた。

広報最前線

兵庫

～流れる水は腐らず～

はじめに

国民に「必要」とされ、かつ「尊敬される」土地家屋調査士を目指すためには広報活動を重要視すると江本敏彦兵庫会長の方針に基づいて、「土地家屋調査士ひとりひとりが広告塔」を合言葉に、次のような広報活動を計画しています。

兵庫会広報部の現状と将来

①わが兵庫会広報部では、ちょっとした工夫のクリアファイルを作成し、全国の各会にもお送りしています。

「手元に残る業務案内を作ってみよう」とのことで広報部で意見を出し合いました。兵庫県土地家屋調査士会をPRするのではなく、土地家屋調査士をPRできるよう工夫しました。表面には名刺ポケットが付いているため、各土地家屋調査士会や、個人、または公嘱協会等、色々な立場で利用していただけるようになっております。



クリアファイル表



クリアファイル裏



会報7月号表紙

昨年は、法の日などの登記相談でお配りしたり、依頼者に成果品を挟んでお渡ししたり、隣接所有者に筆界確認書を挟んで交換するように希望会員に配布しました。好評につき、今年度は、希望者に頒布する予定です。

②会報は1月・4月・7月・10月の年4回発行しております。緊急性のある情報は、ホームページの新着情報や会員の広場にある各部・委員会だよりの会議報告でお知らせし、記録・資料として残す情報などは会報で行っております。

会報は、支部単位でアンケート調査を繰り返し実施してペーパーレス化を推進しながら、ホームページに会報をPDFで掲載し、IT化に馴れ親しんでいただき、オンライン登記申請を推進してきているところです。

また、より幅広い情報を提供するため、全国各地での研修会やシンポジウムにも積極的に取材に出向いております。

③会員証携帯用品を作成いたしました。

会員が業務を行う場合は、会員証を携帯し、会員徽章を着用しなければならないと当会会則に定められています。しかしながら、業務の状況によっては、会員証の常時携行、徽章の常時着用が難しいことがあります。当会では、その手段として、首から吊り下げ式の名札入れ(胸ポケットにも差し込み可能)に身分証を入れて会員証を常時携行し、土地家屋調査士の信頼とPRのために、兵庫県土地家屋調査士会のネーム入りストラップを作成し、会員に配布しました。



④「境界問題解決センターひょうご」の広報

「センターひょうご」は、県民への広報活動はもちろんのこと、一般会員が「センターひょうご」の存在意義を理解し、関与構成員だけが活動する場ではなく、日常業務の中で、困ったときに、気軽に利用してもらうことも重要であると考え、一般

会員への広報活動、研修を始め
ております。

また、「筆界特定制度」について
も理解を深め、双方を使い分
けて利用できることの大事さも伝
えていきたいと考えております。

- ⑤兵庫県北・西部豪雨災害による
被災地である佐用町に、わが会
の有志を募りボランティアとし
て現地に赴きました。現地では
大量の土砂を掻き出しても、そ
れを運び出す一輪車が不足して
おりました。参加者による惨状
の報告を受け「今、早急にでき
ることとして不足している一輪
車を送ろう!」と決め、寄贈いた
しました。また、復旧の過程で、
土地の境界に関するトラブルが
多発するようであれば無料の相
談会開催についても支援を検討
している旨をお伝えしました。

この模様は神戸新聞社の取材
を受けました。



佐用町福祉協議会濱田会長に一輪車の
目録を手渡す江本会長

- ⑥兵庫県土地家屋調査士会には、
昨年兵庫県青年土地家屋調査士
会(以下、青調会)が発足し、勉
強会の開催や各地の土地家屋調
査士との交流・情報交換等、活

発に活動をしております。

本年度の活動報告

《第1回勉強会》

【申順浩教授と行く姫路城お花見
+長田お好み焼きツアー】

4月6日開催

《第2回勉強会》

【裁判所ってどんなところ?】

4月16日開催

《緊急企画》

【本会会長選挙立候補者の話を聞
いてみよう!】

5月15日開催

《第2回定時総会》

5月15日開催

《第3回勉強会》

【寄付講座見学・意見交換勉強会参加】

6月1日開催

《第4回勉強会》

【太陽観測後の真北計算の方法】

6月13日開催

《交流・情報交換》

【九州ブロック宮崎大会参加】

7月11日

青調会の今年度一大事業は、
11月21日に『全国青年土地家屋調
査士の集い in 兵庫(仮称)』(以下、
全国大会)を神戸において開催し
ます。

現在内定している企画は、奈良
大学文学部地理学科の碓井照子教
授をお迎えし、基調講演後、各地
域の土地家屋調査士有志と共にリ
ング形式にて全員参加型のディス
カッションを行いたいと考えてお
ります。

全国大会は年に一度、京都・東



『全国青年土地家屋調査士の集い in
兵庫(仮称)』の懇親会場となる客船
ルミナス神戸2

京・京都・北海道・福岡と開催さ
れ、今年で6回目となります。年々
参加者も増加し、全国から未来を
見据えた熱い思いの土地家屋調査
士が100名超兵庫に集結します。
有意義な意見交換ができるよう準
備を進めております。

青調会活動については、兵庫会
会報及び青調会ホームページに掲
載されております。

<http://www.hyogo-seichoukai.net/>

最後に

これからの広報活動の在り方
は、「土地家屋調査士」の存在意義
の本質を探りながら、社会貢献し
ている「土地家屋調査士」をとら
え、アピールしていくことだと思
います。

札幌会提案の「土地家屋調査士
制度制定60周年記念TVドラマ制
作案」につきましては、兵庫会に
おいても前向きに検討しておりま
す。

兵庫県土地家屋調査士会
広報部長 横田 潤

千葉県土地家屋調査士会事務局

平成18年4月に、それまでの借家住まいから思い切って持家に引っ越しました。(風に弱い)JR京葉線、千葉みなと駅から徒歩2分、広い南道路に面した日当たりの良い建物です。道路向いには今風の結婚式場があり、毎日ジャズが耳に届きます。おかげで千葉会の事務職員も相当に洗練されたのではないかと…。

新築時には周りに目立った建物もなく、3階建てとはいえ、威風堂々とそびえていましたが、ここ数年でマンションが林立し、その内埋もれてしまいそうです。しかし、まだまだ新築の匂いがあり、100名収容の研修室、公嘱事務局、ADR専用の相談室、調停室も数部屋を備え、事務室の広さも十分に確保された様相は、訪れる他会の皆さんにとって羨ましく映るようです。お時間がありましたらご遠慮なくお立ち寄りください。お土産も遠慮しません。

ところで、千葉県という一般的なイメージとしてどうなのでしょう？昔はド田舎という印象があったかと思います。社会科の教科書でも決して都会的な県を想像させることは書かれていなかったように記憶しています。しかし、皆さん、千葉県は随分と変わりました。都会になったという訳ではありませんが、千葉は千葉らしい活気を育んでいます。

遠いハワイに行くよりも、成田で思い直して、そのまま千葉周遊紀行に切り替えましょう。観光立県千葉！



さて、県庁から頼まれてもいないPRはさておき、そんな千葉の調査士を相手にしている事務局職員の紹介に移ります。女性4人、お兄ちゃん1人。ずばり言って大奥。これは誤解のないように(叱られないようにではない)加えますが、良い意味で(大奥の華やかさではなく)どちらかと言うと、男性社会である調査士会の中、彼女たちがしっかりと家を守るという気構えを持っている、ということです。

写真ではまるでハーレムのような雰囲気ですが、須田局長の号令のもと、ピシッと業務をこなし、千葉会650名の会員を支えてくれる大切な仲間達です。

- | | |
|------|--|
| 須田局長 | 会員650名の顔と名前、時には電話の声までが即座に一致するスーパーウーマン。 |
| 安田職員 | 一見とぼけたような雰囲気。ところがどっこいしっかり者 |
| 奈良職員 | 4月に結婚。家庭は？だが仕事はエネルギーギッシュに展開中 |
| 長沼職員 | 役員の無理難題をテキパキこなす「できる男」を目指している。 |
| 石橋職員 | この9月に着任した明るい新人さん。皆さん、会館に会いに来てくださいな！ |



後列左より長沼職員・石橋職員
前列左より奈良職員・須田局長・安田職員

千葉県土地家屋調査士会連絡先
〒260-0024

千葉県千葉市中央区中央港1丁目23番25号
TEL: 043-204-2312 FAX: 043-204-2313
URL: <http://www.chiba-chosashi.or.jp>
MAIL: chosashi@olive.ocn.ne.jp

福岡県土地家屋調査士会事務局

事務局の所在する福岡市は、ゴールデンウィークに毎年200万人もの見物客が訪れることで有名な5月の「博多どんたく」、勇壮な博多の男集による伝統的神事である7月の「博多祇園山笠」、日本三大八幡宮の一つの筥崎宮(箱崎宮)で行われる9月の「放生会」の博多三大祭と呼ばれる歴史のあるお祭りが行われる街です。

その福岡市の中心であり、また、九州最大の繁華街である天神の隣町に会館は位置しており、近くには黒田長政公が築いた福岡城址や、中国の西湖をモデルにしたといわれる大濠公園等があります。最寄駅は、地下鉄の赤坂駅で、駅から徒歩7～8分の距離にあり、業務の上で深いかかわりをもつ福岡法務局にも、徒歩2～3分の場所にあります。

本会の会館は、これまで3度の移転をしてきました。現在の会館は、平成6年4月から使用していて今年で15年目となります。会館が入居する建物は8階建て、事務局はその2階部分にあり、同じフロアには平成16年3月に開設された「境界問題解決センターふくおか」があります。



会館全景(201号)



会議室

福岡会の現在の会員数は、調査士会員676名、法人会員6法人です。県内を3地区(北部・中央・南部)、支部を17支部に分けて構成しています。近年、会員数は年々減少傾向にあり、将来を見据えての支部再編が今後の重要な課題となっています。

事務局職員は、小金丸事務局長、藤野職員、宮崎職員、長職員、花田パート職員の5名です。シンポジウムやCPD制度等の新たな事業の対応に試行錯誤しながらではありますが、職員全員で協力し合い、今後も会員の皆様のご期待に沿いますよう、微力ではありますが、職員一同全力を挙げて業務に努める所存です。何とぞ、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(事務局長 小金丸)



境界問題解決センター
ふくおか



事務風景

《連絡先》

【福岡県土地家屋調査士会】

TEL : 092-741-5780 FAX : 092-731-5202

E-mail : info@fukuoka-chousashi.or.jp

URL : <http://www.fukuoka-chousashi.or.jp/>

【境界問題解決センターふくおか】

TEL : 092-741-5884 FAX : 092-731-5202

E-mail : adr-center@fukuoka-chousashi.or.jp

第24回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ香川大会

前夜祭 平成21年 8月30日(日)
全日空ホテルクレメント高松

競技 平成21年 8月31日(月)
志度カントリークラブ



今大会は、瀬戸内の代表的なシーサイドコースの一つである「志度カントリークラブ」での開催となりました。

志度は86番札所志度寺のある所であり、またエレキテルと「本日土用丑の日」という鰻屋のキャッチコピー（『明和誌』1822年刊）を作ったということで知られる平賀源内の生まれ故郷でもあります。

前夜祭は、サンポート高松に位置する全日空ホテルクレメントで行われました。関根連合会副会長の挨拶の後、来賓の方々から祝辞を頂戴し、大会の成功を期して乾杯の後歓談。バイオリン・フルートの演奏や、そのままでは歯が立たないといわれる名物「瓦せんべい」を景品にたくじ引き等を楽しみました。なお、本大会では社会貢献の一環としてユニセフの募金に協賛する形でショートホールを設けており、ユニセフの担当者の方からもその紹介がされました。そして、前夜祭閉会後の参加者は、それぞれに街に散って行かれたようでした。

ゴルフ大会に併行して開催された観光コースでは、瀬戸大橋の巨大な橋脚地盤とでもいべき与島に立ち寄ってから、海の神として広く信仰を集める金毘羅さんを参拝。昼食は「わらや」で腰のつよい名物の讃岐うどんを賞味。午後は源平の合戦場屋島を巡り、ついで松平家ご自慢の栗林公園を散策。さぬきを十分に楽しんでいただいた後、志度の大会会場に到着、合流しました。

当日、志度カントリークラブから見る馬ガ鼻岬の海は、夏の白っぽい空の色を映し出して、キラキラと輝いていました。時折かすかに塩気を含んだ海風



が北西の小田湾の方向から吹いてきて、熱くなった参加者の肌の火照りを鎮めてくれるようでした。ホスト会役員の祈のような気持ちが伝わったのでしょうか、大会の開催日としては最良の日を迎えることができました。実は数日前に南東海上で発生し、北東の方向へ進んでいった台風の影響が気になってしょうがなかったのです。しかし香川では天候にも、交通機関にも影響が出ることはありませんでした(夜間の東京便に台風の影響がでてしまいましたが)。

北は北海道から南は鹿児島県の会員まで、全国から132名の参加者を万全のコンディションで迎えることができたのは何よりでした。

一般的に、ゴルフを愛好する人々というのは、社交的であると同時にやんちゃなスポーツマンとでもいべき一面があるのではないかと思います。野原に出れば走り回らずにいられない。棒切れを持たせたら振り回さずにいられない。ボールがあったら放り回らずにいられないというのは何て本能的で、単純で、分かりやすいんだろう。この土地家屋調査士業界においては、そうなんだよなって肯かれる方が、結構多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

これに人数が加わると、放り出されたボールの行方を追いかけるように、自然と競い合いが始まる。人間にとってはこれも本能的で愉快的な遊びとなるものだと思います。

しかしながら、ゲームのルールがシンプルで、さらにフィジカルな面とメンタルな面が、交互にあるいは同時に試されることになるとなれば、それはハマったら奥が深くてやめられない。だから、この勝者には相応の賞賛が与えられてしかるべきだということに、異論を差し挟む余地はないでしょう。

下馬評での今年の優勝候補は、満を持しての石川勢の小林彦幸さん、西川義忠さん。しかし、やはり大本命岩手の野里壽史さんか。巷間喧しい中、結果をお話する前に、今回の舞台となった海沿いのコースについてご紹介します。

志度カントリークラブは、敷地内に灯台があることでも有名なゴルフ場です。その名物ホールともいえる中コース5番のティーグラウンドからは、青い瀬戸内海を背景に、白亜の灯台が映える素晴らしい景色を見ることができます。遠くに瀬戸内をルートとする貨物船がゆっくりと往き来するのも見え、大会中に一息つける長閑さを与えてくれました。

そればかりではありません。人によってはもっと印象的だったというホールがまだいくつかありました。例えば東コースの7番。前方両側が山に挟まれた谷間となっており、加えてこの勾配がきつくて、ティーグラウンドから見るとまるで海に吸い込まれそうな気持ちになってしまう、そんな奈落に向かって豪快にショットを打ち下ろす。シーサイドならではの爽快感が存分に味わえたことと思います。

さて、次第に試合も終盤にさしかかってきますと勝負の行方が気がかりになってきます。なぜか調子が出ない人がいたかと思えば、思いもかけず、調子のいい人もいたということで、勝負に絡む位置に自分がいるということになると俄然熱を帯び、力が入ってきます。

この最終局面で勝負の決着をつけるのは、もちろんゲームですから運・不運という不確定要素も働きますが、やはりメンタリティの強さ。頭でっかちの予測でがんじがらめになってしまったら、身体は全然いうことを聞いてくれなくなるというのが多くのゴルファーの実感です。聞いた話によりますと、ヒットの瞬間に1mm狂えば目的地に達せず、1cmも狂えばダフリやOB等の致命傷となりガククリという結果になってしまうということです。でも、土地家屋調査士は日ごろから大地とはナーバスに向き合っているのですよね。

そして結果は次表のとおりということになりました。なんとお隣の愛媛勢が大躍進。これは前日に行

われた衆議院選挙のような、逆風やら何やらのおかげということではなく、純粹に愛媛会会員の精進の賜物であったことは申すまでもありません。それにしても優勝した高橋重夫さんを筆頭に、5位までに3人もの入賞者というのは驚きで、立派な結果でした。

これに比してホスト会の香川は、多田副会長が6位入賞、森会長がジャスト100位、石川元副会長がBB(ブービー)賞受賞という正に名誉を重んじた(?)結果と相成りました。

なお、衆議院選挙当日と重なった大会前夜まで、推薦候補応援のため九州入りしていた松岡連合会会長は、後半のハーフのみの参加ということになり、その実力の程は今回も充分に発揮されないままとなっていました。本当にお疲れ様でした。

又、参加された皆様には、シーサイドコースの織り成す景色と、そこにボールを打ち込むという醍醐味を充分にご堪能いただけたのではないのでしょうか。

最後に次回開催予定の千葉会にバトンを引き継ぎ、無事大会を終了することができました。四国島内の会員の方々はもとより、海を渡りはるばるご参加いただきました多くの会員の方々、連合会役員の方々にこの紙面をお借りして感謝申しあげます。

香川県土地家屋調査士会 近江太郎



Netベスト10

順位	氏名	所属	OUT	IN	Gross	HDCP	NET
1	高橋 重夫	愛媛会	39	42	81	10.80	70.20
2	佐藤 金夫	宮崎会	38	40	78	6.48	71.52
3	伊藤 秀三	広島会	35	40	75	3.24	71.76
4	石丸 寿夫	愛媛会	39	44	83	10.80	72.20
5	伊藤 大繕	愛媛会	41	39	80	7.56	72.44
6	多田 努	香川会	43	45	88	15.12	72.88
7	小川 龍三	岐阜会	42	43	85	11.88	73.12
8	脇田 克二	和歌山会	43	42	85	11.88	73.12
9	高橋 龍明	岡山会	39	46	85	11.88	73.12
10	川野 辰志	奈良会	41	43	84	10.80	73.20

Grossベスト5

順位	氏名	所属	OUT	IN	Gross	HDCP
1	伊藤 秀三	広島会	35	40	75	3.24
2	小林 彦幸	石川会	38	38	76	2.16
3	佐藤 金夫	宮崎会	38	40	78	6.48
4	椎名 勤	千葉会	38	40	78	4.32
5	和田 安正	埼玉会	39	39	78	2.16

ドラコン賞

東9番ホール	長村 正人(奈良会)	佐藤 友泰(愛知会)
中1番ホール	伊藤 大繕(愛媛会)	溝口 誠(愛知会)
西1番ホール	伊藤 大繕(愛媛会)	松本 嘉人(高知会)

ニアピン賞

東1番ホール	森 光正(岐阜会)	佐藤 友泰(愛知会)
東5番ホール	野里 壽史(岩手会)	小谷 修作(愛知会)
中4番ホール	葛原 明夫(徳島会)	竹内 道春(愛知会)
中7番ホール	和田 広子(埼玉会)	檜垣 一郎(愛媛会)
西3番ホール	引田 治利(高知会)	菊屋 和訓(和歌山会)
西7番ホール	山腰 昇士(京都府)	高橋 龍明(岡山会)

◎特別賞 24位 西川 義忠(石川会)

◎当日賞 31位 蓮佛 朗(鳥取会)

◎BB賞 石川 潤(香川会)

福島会でオンライン申請が浸透中



東北ブロック協議会オンライン登記申請促進組織リーダー・
福島県オンライン促進委員長 川瀬重則

ここでは、本来オンライン申請体験談として、オンライン申請の感想を述べるところではありますが、毎月の連載により感想も一通り出尽くした感があります。そこで、今回はちょっと脱線しまして、私の所属する福島県土地家屋調査士会のオンライン申請促進の取組みとその成果について紹介します。

また、「らくらく」をセットアップする事前準備のポイントについて触れたいと思います。

毎月アンケートを実施

福島会ではオンライン申請の促進、正確な実態調査、需要に見合った研修を実施するため、昨年10月より月毎に、県内の会員にオンライン登記申請アンケート調査を実施しています。

オンライン申請をしている・していないに関わらず、すべての会員に一か月分の甲号・乙号申請の件数の報告を記名方式でお願いしています。併せてオンラインに関する要望なども受けています。(資料1)

毎月、月の初めにはアンケート調査のお願いメールが福島会長名で送信されます。回答を得たものを集計し、月半ばには件数と人数、要望に対する回答を取りまとめて会員に報告しています。アンケートの意義や記名方式の是非など賛否両論でしたが、会員の協力により年間続けてきて、ようやくその効果が現れてきました。この毎月のしつこい(?)メールにオンライン申請を拒んでいた会員も「そろそろオンライン申請を始めようか」、「オンライン申請できる調査士が増えてきた。そろそろ始めないとヤバイか?」とオンライン申請に移行するきっかけになっているのではないかと思います。また、アンケートの内容と要望は法務局にも報告していますので、法務局で対応できるものについては善処していただいております。

利用者数が30%を超えた

アンケート結果をもとに、福島会でオンライン申請を行っている会員は303名中100名で、30%を超えています(資料2・表中の人数と実数の記載が合致しませんが、これは8月中旬にオンライン申請すべき事件が無かった人やアンケートの報告漏れの人も

含まれているため、一番右側の欄が実数となっています)。中でも福島支部は8月分で、一度でも甲号のオンライン登記申請を行った会員が68名中36名に達し、53%を記録しました。正確な統計はありませんが、この数値は日本一と自負しております。もし、うちの会・支部の方が上だと思われた方はご一報ください。

橋本祐司支部長をはじめ、研修会等に積極的に参加していただいた支部会員・法務局職員のオンライン申請に対する意識の高さには敬意を表します。

(ここで申しております人数とは、一か月の登記申請のうち、一件でも表示に関する登記のオンライン申請をした会員数であります。表示に関する登記のオンライン申請件数・利用率とは一致しない数値ではありますが、現行制度ではどうしてもオンライン申請になじまない登記申請があるのも事実です。そこで、書面申請のみではなく、オンライン申請にも対応できる会員を増やすことを当面の目標として活動しております。)

利用者数が増えるにつれ、オンライン申請が成功したことや失敗したこと、メリット・デメリットが会員同士で話題となり、分らないところを教えあったりして、自ずとオンライン申請が進んでいきます。最近では、大先輩の先生方から「子供にオンライン申請をやらせるので教えてくれ」といった、うれしい問い合わせも増えてきています。

そして見えてきたもの・食わず嫌い

毎月のアンケートから、増えてきた利用者が減っていないことに気づきました。さらに、個別の回答を見るとオンライン申請ができる会員は、甲号申請のオンライン申請率が限りなく100%に近い!!これこ

そ、数が語るオンライン申請体験談ではないでしょうか？当初こそ「めんどくさい」・「紙のほうが早い」・「使いづらい」・「初期投資が掛かる」と嫌われていましたが、いざガマンして食べて、ガマンして食べて、さらにガマンして食べると案外おいしいものなのです。ただ、3回くらいはガマンしてください。

不動産登記法第18条第1項の行間の精神をもって、今年度は県内のオンライン登記申請ができる調査士50%超、そして甲号申請のオンライン申請利用率向上を目標にしております。また全会員が乙号申請できるよう促進に当たっていきたいと思います。

福島調発 第188号
平成21年9月1日

会員各位

福島県土地家屋調査士会長
(担当 オンライン登記申請促進委員会)

オンライン登記申請促進のためのアンケートについて(依頼)

日頃、本会事業運営にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、会員の皆様には毎月オンライン申請のアンケートにご協力をいただきありがとうございます。

つきましては、今月もお忙しいところ恐縮ですが下記報告書により、Eメール又はFAXにてご返信くださるようお願いいたします。

なお、このアンケートは各月のオンライン申請状況把握のためであり、その他の目的には使用いたしませんのでご協力くださるようお願いいたします。

また、未だ回報のいただいていない会員各位には重ねてご協力方をお願いいたします。

アンケートは平成22年3月まで毎月実施することとし、月初めにこの報告書を送ります。

* 8月分 返信締切日 9月10日(木) 事務局 FAX 番号 024-535-7617

----- 切らずにご返信ください -----

報 告 書

平成21年8月に申請した件数

・甲号(登記申請) 事件総申請件数 _____ 件

(書面申請+オンライン申請件数)

内一般事件オンライン申請 件

内嘱託事件オンライン申請 件

・乙号(登記事項証明書) 事件総申請件数 _____ 件

内オンライン申請 件

要望事項等(システムに関する改善要望等)

.....
.....

支部名 _____ 氏 名 _____

資料2 福島県土地家屋調査士会 オンライン申請アンケート集計結果(平成20年9月～平成21年8月)

		甲号事件（登記申請） オンライン件数 ・ 人数												オンライン登記申請者実数	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	人数/会員数	率
福島	59人	6件 (1人)	14件 (3人)	26件 (2人)	15件 (2人)	49件 (7人)	78件 (11人)	133件 (17人)	113件 (17人)	92件 (19人)	158件 (25人)	170件 (27人)	168件 (30人)	36/68	53%
安達	9人	4件 (1人)	4件 (1人)	2件 (1人)	3件 (1人)	3件 (1人)	2件 (1人)	福島支部に統合							
郡山	73人	16件 (3人)	14件 (4人)	17件 (4人)	18件 (3人)	40件 (3人)	32件 (8人)	98件 (14人)	103件 (17人)	58件 (10人)	109件 (13人)	62件 (12人)	76件 (11人)	22/73	30%
会津	43人	4件 (3人)	3件 (2人)	8件 (3人)	6件 (1人)	3件 (2人)	12件 (3人)	22件 (3人)	15件 (3人)	16件 (4人)	20件 (4人)	19件 (3人)	16件 (5人)	8/43	19%
白河	40人	0件 (0人)	3件 (1人)	2件 (1人)	13件 (2人)	13件 (2人)	30件 (5人)	38件 (5人)	64件 (8人)	46件 (6人)	44件 (7人)	45件 (8人)	27件 (6人)	9/40	22%
いわき	51人	0件 (0人)	0件 (0人)	6件 (2人)	6件 (1人)	5件 (1人)	20件 (5人)	36件 (7人)	34件 (8人)	39件 (9人)	36件 (8人)	63件 (11人)	44件 (11人)	18/51	35%
相双	31人	0件 (0人)	0件 (0人)	0件 (0人)	0件 (0人)	2件 (1人)	3件 (2人)	1件 (1人)	4件 (1人)	7件 (3人)	13件 (4人)	11件 (4人)	24件 (4人)	7/31	22%
計	306人	30件 (8人)	38件 (11人)	61件 (13人)	61件 (10人)	115件 (17人)	177件 (35人)	328件 (47人)	333件 (54人)	258件 (51人)	380件 (61人)	370件 (65人)	370件 (67人)	100/306	33%

おわりに

オンライン申請というと、どうしてもメリット・デメリット、費用対効果などばかりに注目が集まりがちです。法律に明文化されている以上、どちらの申請もできるようにしておくのが、調査士の使命ではないでしょうか？不味そうと思って敬遠している調査士の方も、地目変更登記や表題登記などを特例方式(別送・持参方式)で挑戦されてはどうでしょうか。思ったより簡単で、慣れれば美味しいですよ。ご健闘をお祈りします。

付録・セットアップ事前準備の注意点

ここからは促進委員としてセットアップのサポートをしてきて、オンライン申請の入口、コンピュータのセットアップについて特に重要なポイントを挙げてみます。

「らくらく」ができてからセットアップに頭を悩ますことが少なくなりました。それでも一度でスムーズに完了するケースはなかなか少なく、セットアップに失敗したケースが多々見受けられました。失敗する主な原因は「らくらく」をスタートさせる事前の準備が十分でないケースがほとんどですので、「らくらく」をダブルクリックする前にぜひ一読し、参

考になれば幸いです。

(一番簡単なオンライン申請である、特例方式(別送方式・申請情報のみをオンラインで送信し、添付書類はすべて別送・持参する方法)を行うための事前準備で重要なポイントについてご案内します)

1 セットアップはすべて自己責任

セットアップはコンピュータの中を操作しますので、他のソフトに悪影響を及ぼす可能性が0ではありません。そこをよく理解されてセットアップに望んでください。インターネットに接続しますからセキュリティの面から見ても一番安全なのはオンライン申請専用一台コンピュータを購入することです。現在は5万円以下でも買える時代ですので、なるべく業務で使用するパソコンと別のパソコンのほうがいいでしょうね。

2 インターネットに接続するためセキュリティソフトは必須

研修会等で持参するコンピュータを見るとセキュリティソフトの使用期限が切れていたり、全く更新されていないコンピュータが見られます。これはウイルス感染など大変危険であります。情報流出が相次ぐ昨今、危機意識のない方が多いようです。情報の流失など事故のないようにしましょう。

3 連合会ホームページの「会員の広場」のIDとパスワードを確認

「らくらく」を起動すると「会員の広場」から複数のソフトを自動でダウンロードしますので、ID・パスワードを用意してください。研修会等ではまだ取得していない会員が多数おりました。取得していない会員は、本誌62ページ「会員の広場を利活用ください」にID申請方法が記載されていますので、発行の手続きをとってください。

4 「会員の広場」から最新の「らくらく」をダウンロードする

最新の「らくらく」をデスクトップにダウンロードしてください。古いバージョンの「らくらく」でセットアップを行うと途中でエラーになります。

5 コンピュータのユーザー名は半角英数

法務省オンライン申請システムは、ユーザー名に全角(または半角カナ)文字は使用できません。半角英数文字を使用してください。

ユーザー名の確認方法は、コントロールパネルを開き、ユーザーアカウントをクリックすると確認できます。

ユーザー名が半角英数でない時には「新しいユーザーアカウント」を作ります。これは、同じパソコンの中に、全く別の新しい環境を作る作業です。そして、その新しい環境の中に必要なソフトをインストールしていきます。再度メール受信の設定が必要になる場合があります。

※新しいユーザーアカウントで既存のJRE等を削除しようとするとうエラーになります。元のアカウントで削除してから新しいユーザーアカウントでセットアップしてください。

※「アカウント名を変更」を選択するとコンピュータに不具合が生じることがありますので選択しないでください。

6 WindowsXPのServicePack2を適用している場合は、ポップアップブロック機能の設定が必要

設定は「法務省オンライン申請システム」のホームページのトップページ→ご利用方法→ご利用環境→オペレーティングシステム(OS)の[こちら](#)をクリックし、設定方法を確認してください。

(5番、6番はコンピュータの苦手な方にとって苦しい処で、つまずき易いのでお近くの促進委員に聞きながらセットアップした方がいいと思います。ご自分で挑戦するという方は、熊本会の坂本先生の

ホームページに詳しく載っていますのでご覧になると良いでしょう(インターネットの検索エンジンで「オンライン申請入門」と入力してみてください)。セットアップからオンライン登記申請まで詳細に記載されていてとても参考になります。

ホームページを参照する場合は、セットアップするパソコンとは別のパソコンでホームページを見ると便利です。)

7 土地家屋調査士ICカードのPIN番号を確認

電子署名をする時、ICカードと一緒に同封されたPIN番号を入力しますので確認願います。万一PIN番号を紛失した場合、ICカードは使えませんので再発行の手続きを取るようになります。

研修会では、PIN番号を紛失した方が数名いました。どこに問い合わせをしてもPIN番号は判りませんので、再発行の手続きを取ってください。

登記事項証明書申請の場合、ICカードのPIN番号は不要です。

8 法務省オンライン申請システムのユーザー登録

オンライン申請を行う時、法務省オンライン申請システムにログインする必要があります。事前に「IDとパスワード」を取得する必要があります。「らくらく」の中でもできますが、事前に行っていた方がスムーズに進められます。

「法務省オンライン申請システム」のホームページのトップページ→ご利用方法→事前準備→1. 環境設定作業およびユーザ登録(必須)のユーザ登録から登録してください。

以前に登録して「IDとパスワード」を忘れてしまったという方は、複数登録可能ですから別のIDで登録してください。“satou”や“suzuki”というIDは全国的に多いと思いますので工夫してIDを決めてください。

9 セットアップの作業は法務省オンライン申請システムが稼動している時間に行う

休みの時や連休で時間のある時にセットアップしますという方がいますが、法務省オンライン申請システムが稼動中でないと、正しくセットアップできたかどうか確認できません。ユーザー登録もできません。稼動している時間内で行ってください。

稼動は月曜日から金曜日(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日の年末年始を除く。)の8時30分から20時までとなっています。

表示登記の申請はオンラインで〔第6回〕

—土地家屋調査士のためのオンライン申請—

日本土地家屋調査士会連合会オンライン登記推進室 委員 中原照泰

合筆の登記編

はじめに

第1回から第3回まで担当しておりました中原です。合筆の登記についてもご要望があるとのことで急遽再登板することとなりました。十分な肩慣らしができておりませんので多少球筋(論旨)のコントロールが定まらないかも知れません。それでもどうか最後までお付き合いください。

さて、オンライン登記申請に関するスキルアップ研修会が各地で盛んに行われております。大変喜ばしいことと思います。しかしながら、スキルの向上のみにとらわれて「何故オンライン申請をしなければならないか」という問題を考えることを忘れてはなりません。

数年前、当時の経済財政担当大臣が国会演説で「日本経済はもはや一流とはいえない」と発言したことは記憶に新しいところです。ついこの間まで、日本は経済大国である、一流の国家である、ということを信じていたものにとっては大変ショックな言葉でした。それ程までに国家間の競争、新興国の追い上げは激しく、急速なものと思えます。それでは、これまでどおり我が国の繁栄を維持し、今後も発展していくためにはどのようにしたらよいのでしょうか。そのことに対する一つの処方箋が平成12年11月27日付けのIT戦略会議による「IT基本戦略」にあります。そこでは将来における我が国の経済的な繁栄と、国民全体のより豊かな生活を実現するために知識創発型社会の実現が標榜され、具体的には5年以内の世界最先端のIT国家建設が目標と定められました。事実その後、IT基盤の確立と機器の普及には一定の成果を得ることができました。さらに、平成18年1月19日付けのIT戦略本部による「IT新改革戦略」においては、ITを活用したユビキタス社会の実現と持続的なIT国家の維持が謳われました。また、平成20年9月に内閣官房IT担当室から「オンライン利用拡大行動計画」が示され(千葉和信「オンライン利用拡大行動計画の概要について」株式会社テイハン発行「登記研究」730号1ページ以下参照)、ここでは登記など、国民生活に密接に関連する重点手続の3年後、5年後のオンライン利用目標値が設定されました。加えて、目標達成のための具体的な取り組み手法まで明らかになりました。本年6月に示されました「新オンライン登記申請システム骨子案」(「登記研究」736号187ページ参照)についてもユーザビリティ向上など、この考え方の延長線上にあるものと考えられます。不動産登記の申請はその多くが資格者代理人を通して申請されます。システム自体のオンライン化が進んでも、その利用率が向上しないとしたら、その責任の多くは私たち資格者代理人にあると申せましょう。昨今のオンライン申請推進の盛り上がりを機に、是非、もう一回り大きな私たち土地家屋調査士の社会的使命にも思いを馳せていただきたいと思います。

少々迂遠なお話しをしてしまいました。本題に入りましょう。今回は趣を変えて、ベテラン調査士の古山さんと合筆の登記の依頼をされるお客様(乙林さん)との会話ではじまります。合筆の登記は土地家屋調査士にとって数少ない権利に関わる重要な登記ではありますが、必ずしも取り扱う事件数は多くありません。そこで、普段の経験の不足を申請人の目線からお話しを起すことで補いつつ、基本的知識を再確認しながらお話しを展開してまいります。

なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解でありますのであらかじめお断り申し上げます。また、パソコンの取扱いに関する記述には、必ずしも一般的でない表現があるかもしれませんがあらかじめご容赦のほどお願いします。

【古山事務所にて】

顧客(乙林)：こんにち。昨年、新築した共同住宅の登記でお世話になった仲町の乙林です。その節は大変お世話になりました。

今日お邪魔したのは、そのアパートの敷地が二筆になっているものですから管理上不便で仕方がない。一体として利用しているものですし、一筆にまとめることはできないかという御相談なのです。

古山：こちらこそお世話になりました。昨日お電話いただいたそうですね。ご依頼の内容は補助者から聞いております。あの土地の件は良く覚えていますよ。お隣の家のお飼犬が喧しくて建物調査の時に苦労しました。確か一筆は10年ほど前に相続で取得されて、もう一筆は昨年隣地を分割して、買い増しをされた土地でしたね。

乙林：そうです。相続した土地の上には古い貸家があり、それを取壊して共同住宅を新築しました。昨

日お電話で補助者の方からお聞きしたところ、二筆を一筆にまとめる登記を「合筆の登記」と言うそうですね。ご案内いただいた必要書類は持参しました。

その中で、10年ほど前に父から相続で取得した土地の権利証はおなじみの「登記済証」なのですが、昨年売買で取得した土地については「登記識別情報通知書」なのですね。

古山：そうです。司法書士の方から「登記識別情報通知書」を渡されるときにご説明があったと思いますが、オンライン申請の導入を大きな柱とする新しい不動産登記法ではそれが従来の「登記済証」のような役割を果たします。大切にしてくださいね。

ところで合筆の登記にはいろいろと制限(法第41条各号)があります。事前に調べさせていただいたところではいずれの土地も合筆の登記の制限には抵触しません。ご希望にそった登記処理が可能と思えます。

乙林：オンライン申請の導入が柱とおっしゃいましたが先生もパソコンをやられるのですか？

古山：もちろんです。これまで長くこの業務に携わってきました。大波小波の苦難をどれほど乗り越えてきたかわかりません。それに比べればオンライン申請など楽なものです。安心してお任せください。

乙林：頼もしいですね。それでは私の合筆の登記もオンラインで申請するのですか？

お差し支えなければ見学させていただけないでしょうか？

古山：良いですよ。この間、新川君に教えてもらったばかり、いや、どうぞカウンターの中にお入りください。

乙林：持参しましたのは先ほどの書類と実印、印鑑登録証明書です。これでよろしいでしょうか？

古山：結構です。委任状は作成しておきましたので内容をご確認の上、署名捺印願います。所有権の登記ある土地の合筆の登記には合筆する土地の登記名義人の登記済証若しくは登記識別情報が必要です。しかし、必要とされるのは合筆する土地のうち、どれか一筆のもので差し支えありません。紙媒体の登記済証はオンラインでは送信できません。昨年1月からの「特例方式」という制度を利用して法務局へ送付又は持参する方法もありますが、他の一筆には登記識別情報があることから今回はこれを使いオンラインで申請してみましょう。いかがでしょうか？

乙林：わかりました。委任状の委任条項中に「登記

識別情報の暗号化に関する一切の権限」とか「登記識別情報の復号に関する一切の権限」などと書かれています。暗号化、復号など、平和な今の時代には不似合いな違和感のある言葉です。先の大戦中には日本軍が「紫暗号」(パープル暗号ともいう。)という難解な暗号を使用したと本で読んだことがあります。その解読の成否が勝敗の帰趨を決めたとか、穏やかではありませんね。

古山：「暗号化」とは第三者に通信内容を読まれても内容が理解できないようなものにすることです。「復号」とはその逆で、暗号化したものを元に戻すことを言います。合筆の登記のオンライン申請では通常のオンライン申請で送信するファイル以外に登記識別情報に関する3つのファイルを送信します。1つ目は登記識別情報提供様式(以下「提供ファイル」という。)で、現在ご所有の登記識別情報を暗号化して送信するためのものです。2つ目は登記識別情報通知用特定ファイル届出様式(以下「通知ファイル」という。)で、法務局から送られてくる登記識別情報を暗号化するための「鍵」を入れてあります。3つ目は登記識別情報をダウンロードする際に取得者を特定するための取得者特定ファイル(以下「特定ファイル」という。)です。1つ目と2つ目のファイルは申請情報とともにオンライン申請システムに送信しますが、3つ目のファイルは登記が完了した後に登記識別情報のダウンロード申請時に添付して送信します。

先ほど、この登記識別情報が大切なものであることは申し上げました。しかしながら、この登記識別情報通知書を所持していることが大切なのではなく、この目隠しシールを取り除いた下に記載されている12桁の英数字(パスワード)が大切なのです。このパスワードを法務局に直接送信したのでは不向ききわまりないこととなります。インターネット上では誰がどのような手段で通信を盗み見しているかわかりません。法務局から送られてくる登記識別情報についても同様です。それ故に登記識別情報の送受信については暗号化と受領者の特定を図るために、このような3つのファイルを作成する必要があります。本来、この3つのファイルは申請人が作成しなければならないのですが、実際問題として申請人が作成するには無理があります。そこで申請人から「特別な委任を受けた場合」は資格者代理人である土地家屋調査士などの代理人が登記識別情報の暗

号化や復号をすることができることとなりました。「提供ファイル」や「通知ファイル」への電子署名は私たちのICカードによって付与することとなります。これが委任状に記載されている内容です。

乙林：良く読ませていただき署名捺印いたしました。登記識別情報はPDFファイルや画像データなどで送信するわけではないのですね。この「登記識別情報通知書」をスキャニングしてPDFファイルとし、それに電子署名を付与して送られるのかと想像しておりました。

ところで、登記識別情報を紛失した場合やそもそも発行もされていない場合などもあるとお聞きしました。そのような場合はどうされるのですか。昔は保証書制度などと呼ばれるものがあったような気がするのですが今もあるのですか。

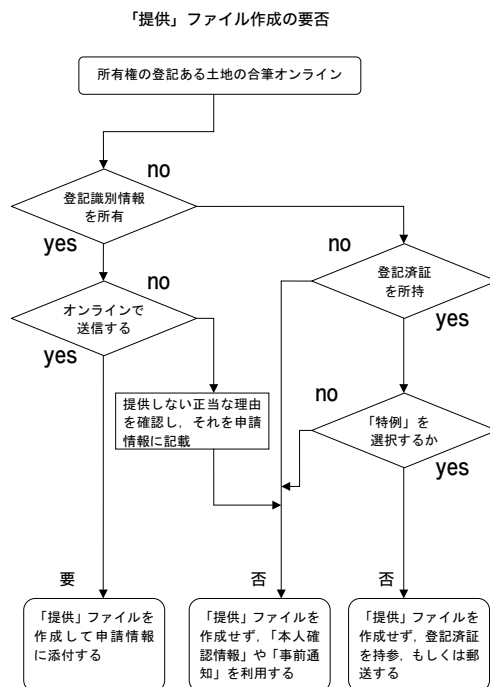
古山：そのような場合は私たち資格者による乙林さんの「本人確認情報」の提供など、他の手段で本人確認をする道が残されています。ご安心ください。

また、当分の間、登記識別情報はオンラインで受け取るだけでなく、法務局で受け取る方法や送付により受け取る方法もあります(詳しくは「登記識別情報の通知の方法について」を参照<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji144.html>)。そのような場合は「復号」に関する委任条項は必要でなく、書面申請と同様に「登記識別情報の受領に関する一切の権限」という条項が必要となります。

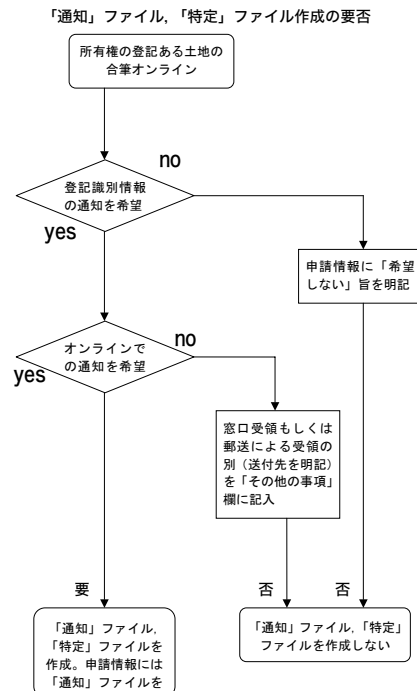
乙林：昨年取得した土地を隣地の所有者が分筆する際、土地家屋調査士である新川さんの事務所で分筆の登記のオンライン申請を見せていただきました。その時の印象として、手続きが簡単かつスピーディーで時代の進化を実感しました。これからはこういう時代になるのですね。

古山：乙林さんは好奇心旺盛ですね。新川君はまだ若いながらもなかなか見所のある人間です。将来が楽しみです。オンライン申請では私たちのようなベテランから離れることなく、しっかりついてきて欲しいですね。

さて、合筆の登記です。これは分筆の登記などのように簡単にはいきません。先ほど登記識別情報に関するファイルを3つご紹介しましたが、必ずすべて作成する必要があるとは限りません。3つのファイルの可否はケースバイケースです。図にまとめましたので御覧ください【図1、図2】。



【図1】



【図2】

乙林：これを見ますと3つのファイルを全く作成しないケースもありますね。たとえば登記済証を所持していて、合筆後の土地の登記識別情報を窓口で受け取る場合などがそれに当たりましょう。

ところで、「登記識別情報」を提供しない正当な理由がある場合とはどんな場合ですか？

古山：登記識別情報の不通知、申出に基づく失効、失念、さらに登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に管理する上で支障が生ずる場合と、登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合です。

乙林：「通知ファイル」には法務局から登記識別情報を送信する際に登記識別情報を暗号化するための「鍵」を作成、添付するそうですが、送信途上で他人に盗み見され悪用されませんか？

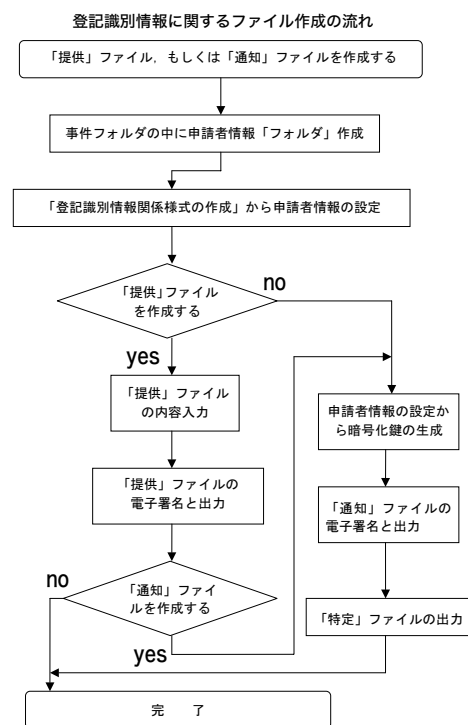
古山：「通知ファイル」にはこちらが生成した「鍵」が入っています。この「鍵」は2つの鍵を一組として生成され、一つの鍵からはもう一方の鍵は決して類推できず、どちらかの鍵で暗号化されたものはもう一方でしか復号できない仕組みのものです。この内、一つ鍵を送信し、登記完了後にダウンロードできる登記識別情報はこの鍵によって暗号化されて送られてきます。復号するためには手元に残っている鍵のみが可能となります。

いずれにいたしましても、これらは登記識別情報をオンラインで受領するためのファイルですから、登記識別情報通知書を法務局の窓口で受領したり、代理人あてなどに送付してもらう場合には不要となりますので注意が必要です。

古山：それでは早速、登記識別情報に関するもろもろのファイル作成とまいりましょう。ファイル作成についても流れ図を作成しました。御覧ください【図3】。法務省オンライン申請システムのサイトから詳しい登記申請書作成支援ソフトウェア操作手引書(http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi_shougyou.html)がダウンロードできます。これを見ながら操作すればまず間違いはありませんが、若干異なることもあります。合筆の登記の場合は義務者、権利者の区別は不要ですから、申請者情報フォルダは一つでも良いでしょう。「提供ファイル」にしても「通知ファイル」にしても、「申請者情報の設定」部分は共通です。ここから始めます。よろしいでしょうか。

乙林：どうぞお願いします。

古山：新川さんの事務所で御覧になったように事件フォルダを作成することは分筆の登記などと同様です。さらに合筆の登記ではそのフォルダの中に「申請者情報」というフォルダを作成します。このフォ



【図3】

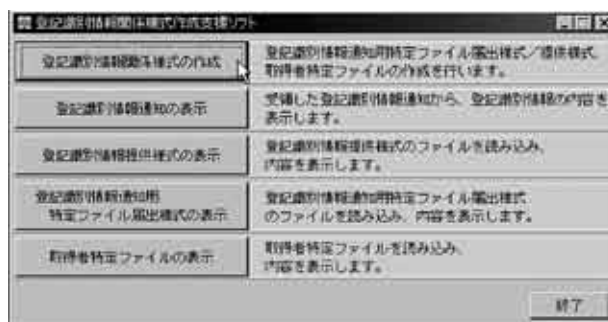
ルダの作成方法、場所、数については色々な考え方があり、これがベストであるとは申し上げられません。一例と言うことです。作成される方の考え方で色々工夫する余地があると思います。

次に、登記申請書作成支援ソフトウェアを起動させます。その中で、「登記識別情報関係様式作成」ボタンをクリック【図4】。さらに「登記識別情報関係様式の作成」【図5】、「申請者情報の設定」とクリックします【図6】。申請者情報の格納フォルダを尋ねてきますので、先ほど作成しておいた「申請者情報」を選択します【図7】。表示される申請者情報設定画面で氏名、住所を入力し「設定」をクリックします【図8】。住所は全角で入力することを忘れないでください。「Info」画面が出ましたら「了解」をクリックし、関係様式作成画面に戻ります。

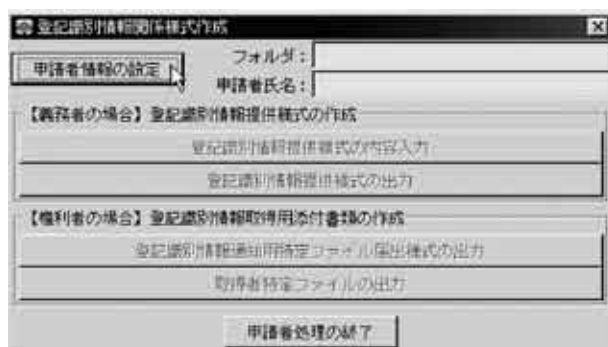
ところで、【図8】の画面下段で「暗号化鍵の生成」ボタンが表示されています。これは「通知ファイル」を作成するときに使用します。「提供ファイル」の作成では使用しませんが、「通知ファイル」の作成も必要であればここで合わせて作成してしまうこともできます。この画面【図8】で「暗号化鍵の生成」ボタンをクリック。パスワード設定画面にて任意のパスワードを2回入力します【図9】。このパスワードは決して忘れないようにしてください。あとで法務局から送

られてくる登記識別情報を復号するのに必要となります。暗号化鍵が生成された旨のメッセージが出ます。「了解」をクリック。申請者情報設定画面に戻りますが、下段の暗号化鍵の生成状況が「生成済」となりました。「設定」をクリック【図10】。関係様式作成画面に戻ります。これで申請者情報は完成です。

次に「提供ファイル」の作成です。登記識別情報関係様式作成画面【図6】から「登記識別情報提供様式の内容入力」をクリックします。入力画面が表示されましたら登記の目的欄に「合筆」、登記権利者欄に「乙林次郎」と入力。さらに下段左側の「物件追加」ボタンを押して物件詳細設定画面を表示させます【図11】。登記識別情報を提供する土地の表示等を入力した後、下段にある登記識別情報「入力」ボタンを押します【図12】。入力画面が開きましたらご持参いただいた登記識別情報通知書の目隠しシールを剥がさせていただいて記載されている登記識別情報(パスワード)を入力します【図13】。誤入力しないように入力した文字の表示方法が選択できます。「確定」ボタンを押します。物件詳細設定画面に戻り、登記識別情報の状態が「入力済」となっていることを確認して「設定」ボタンを押します【図14】。登記識別情報提供様式内容入力に戻ります【図11】。物件の情報が表示されていることを確認してください。他に追加する物件がなければ「設定」ボタンを押して「登記識別情報関係様式作成」画面に戻ります【図6】。中段の「登記識別情報提供様式の出力」をクリックします。署名情報元選択画面となります。土地家屋調査士ですから「ICカード」を選択【図15】。パスワード設定画面からPINコードを入力して「設定」ボタンを押します【図16】。「提供ファイル」を格納するフォルダを尋ねてきますので先ほど作成したフォルダを選択し「決定」ボタンを押します【図17】。出力が終わりましたら「了解」ボタンを押します。「申請者処理の終了」ボタン、「終了」ボタンと順に押して作業を終了します。



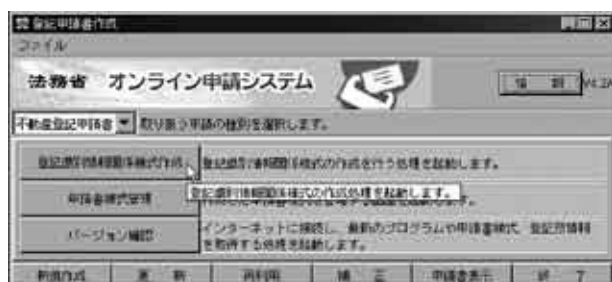
【図5】



【図6】



【図7】



【図4】



【図8】

パスワード設定

暗号鍵に対するパスワードを8文字で設定して下さい

パスワード:

再入力:

- ・パスワードで使用できるのは、半角数字、半角英大文字、半角英小文字及び半角記号文字です。
- ・申請年月日や誕生日、不動産番号などの推測されやすい文字の組合せによるパスワードの使用は避けてください。

設 定 キャンセル

【図9】

申請者情報設定

申請者情報設定

氏 名

住 所

都道府県名

市区町村以下

権利者の場合

生成状況: 生成済

設 定 キャンセル

【図10】

登記識別情報提供様式内容入力

登記識別情報の提供を行う登記の情報

登記の目的

目的

登記権利者

氏名

登記識別情報の提供を行う物件の情報

No.	物件所在/不動産番号	種別

設 定 キャンセル

【図11】

物件詳細設定

登記識別情報提供物件

物件種別

物件指定方法 ☒ 所在 ☐ 不動産番号

所在

地番/家屋番号

不動産番号

開鎖の有無 ☐ 開鎖 開鎖年月日 (任意)

受付年月日 平成 年 月 日

受付番号 甲区 号

登記識別情報

状態: 未入力

設 定 キャンセル

【図12】

登記識別情報入力画面

登記識別情報を12文字で入力してください

☐ 入力文字を表示しない

☒ 入力文字をすべて表示する

☐ 入力文字を一部表示する。(カーソルを当てた入力部分のみ表示)

登記識別情報: - - -

登記識別情報入力時は間違えないように注意してください。
また、入力文字を背後から見られないように注意してください。

確 定 キャンセル

【図13】

物件詳細設定

登記識別情報提供物件

物件種別

物件指定方法 ☒ 所在 ☐ 不動産番号

所在

地番/家屋番号

不動産番号

開鎖の有無 ☐ 開鎖 開鎖年月日 (任意)

受付年月日 平成 年 月 日

受付番号 甲区 号

登記識別情報

状態: 入力済

設 定 キャンセル

【図14】

署名情報元選択

作成する文書に署名を付与します。署名の元となるメディアを選択して下さい

☒ 電子証明書ファイル : コンピュータ上の電子証明書を選択して署名を付与します。

☐ ICカード : 挿入されているICカードリーダーを使用して署名を付与します。

【図15】

パスワード設定

ICカードに対するパスワードを入力して下さい

パスワード:

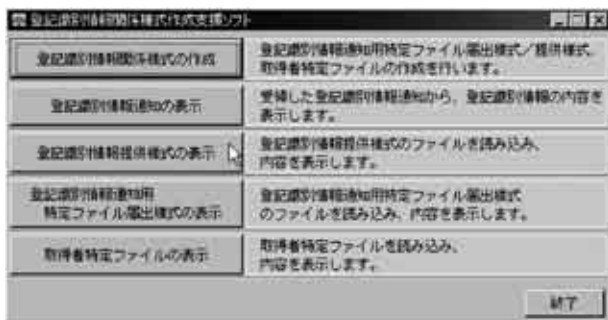
設 定 キャンセル

【図16】



【図17】

乙林：先ほどの画面中段に「登録識別情報提供様式の表示」がありますね【図18】。そう。それです。それをクリックして作成した提供様式を見ることはできるのでしょうか？先ほどの申請者情報のフォルダ内に offerform_○○○○○○○.xml というファイルがあらわれましたね【図19】。



【図18】



【図19】

古山：これを開くとこんな感じです【図20】。このXMLファイルこそが「提供ファイル」なのです。後で申請するときには忘れずにこのファイルを添付しなければなりません。

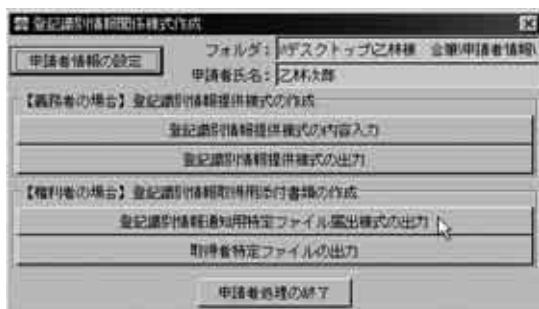
次に「通知ファイル」の作成に移りましょう。こちらも申請者情報の作成から行いますが、先ほど「提供ファイル」の作成時に暗号化鍵まで作成してしまいました。「提供ファイル」が必要なく、「通知ファイル」のみが必要な場合は申請者情報の作成を初めから行ってください。

今回は暗号化鍵は生成済ですので「登録識別情報関係様式作成」画面から始めます。中段「登録識別情報通知用特定ファイル届出様式の出力」をクリック【図21】。署名情報元選択画面があらわれます。土地家屋調査士ですから「ICカード」を選択。PINコード入力後、「設定」ボタンを押します。「通知ファイル」格納先フォルダについて尋ねてきますので先程から使っています申請者情報フォルダを選択。出力が完了したら「了解」ボタンを押します。これで「通知ファイル」は完成です。

引き続き「特定ファイル」の生成について尋ねてきます。続けて処理してしまいましょう。「はい」をクリック【図22】。「特定ファイル」の格納先フォルダを尋ねてきますので、これまでと同様、申請者情報フォルダにして「決定」ボタンを押します。出力完了となれば「了解」ボタンを押します。申請者処理の終了ボタンを押して一連の作業は終了です。



【図20】

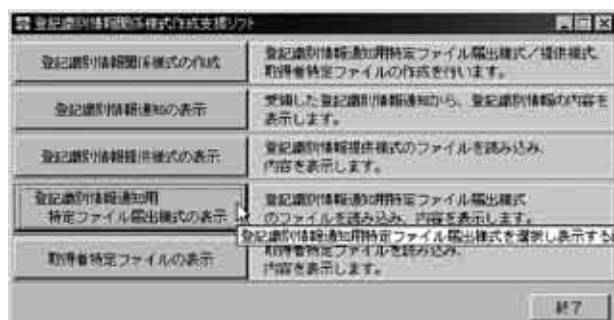


【図21】



【図22】

乙林：ここでも先ほどと同様に作成したファイルを見ることができるのでしょうか。たとえば登記識別情報関係様式作成の画面、下から2段目の「登記識別情報通知用特定ファイル届出様式の表示」ボタンがありますね【図23】。



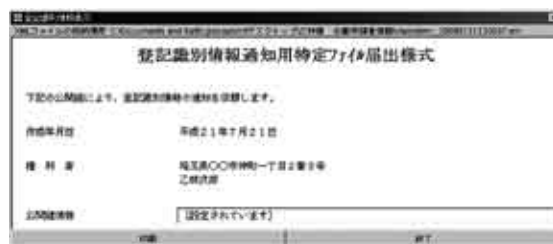
【図23】



【図24】

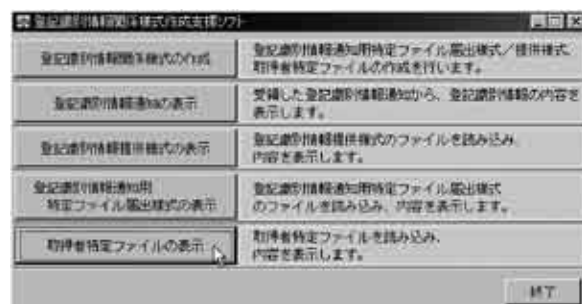
古山：ここですね。申請者情報フォルダにあるclaimform_00000000.xmlを開いてみましょう【図24】。直近に処理した他の申請者情報フォルダを開いてしまうこともありますので、該当する事件のフォルダか

否かよく確認して開きます。これが「通知ファイル」です【図25】。先ほど申請者情報で生成した一組の鍵のうち、一つをここに納めます。登記識別情報をオンラインで取得する場合、この鍵で暗号化してもらいます。復号は残ったもう一方の鍵、こちらの鍵でしかできないこととなります。お分かりでしょうか？



【図25】

乙林：ぼんやりと。ところで「特定ファイル」はどのようなものなのですか？クリックして見せてください【図26】。

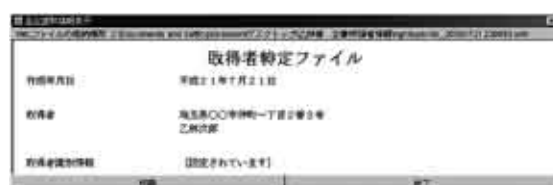


【図26】



【図27】

古山：同様です。rights_specific_00000000.xmlが取得者特定ファイルです【図27】。開いてみるとこんな感じです【図28】。

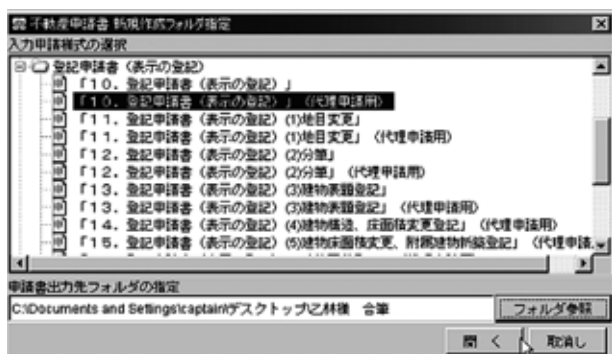


【図28】

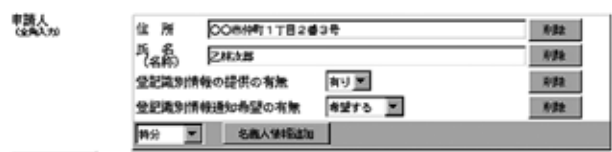
乙林：ようやく3つのファイルが完成しましたね。「提供ファイル」のファイル名が「offerform」、「通知ファイル」のファイル名が「claim form」、「特定ファイル」のファイル名が「rightspecific」とすべて横文字です。苦手だな。先生方は大変ですね。依頼する立場で助かりましたよ。この先も棘の道でしょうか？

古山：次は申請情報作成です。これは分筆の登記と同じようなものですから簡単です。ただし合筆の登記用の申請様式は用意されていません。登記申請書作成支援ソフトウェアを起動し、代表的な様式を変形して作成します【図29】。

注意すべきところは、申請人の「名義人情報追加」ボタンです。横のプルダウンリストから「識別情報区分」をクリックして「名義人情報追加」ボタンを押します。提供の有無が出ますので今回の場合は「有り」を選択。さらに、もう一度プルダウンリストから「識別情報発行区分」をクリックして「名義人情報追加」をクリックします。登記識別情報通知希望の有無が出ますので今回は「希望する」となります【図30】。それから土地の表示についても若干書面申請と異なるところがあります(本誌734号198～199ページ参照)。そんなところでしょう。そうそう、「提供ファイル」と「通知ファイル」を申請情報に添付することを忘れてはなりませんね。



【図29】



【図30】

乙林：たとえば、登記識別情報がなくて、登記済証のみの場合はどのように記載するのですか。

古山：登記識別情報の提供の有無を「無し」にします。

登記識別情報を提供できない理由欄が出ますが、添付情報欄に「登記済証(特例・持参・送付)等」と記録することから、理由欄には何も記録しなくとも良いこととされています。

乙林：昨年、新川さんの事務所で体験した分筆の登記とはずいぶん趣が違いましたね。慣れるまでは苦勞されましたでしょう。

古山：申請後、登記識別情報の受領までの流れもお見せしましょうか。ちょうど研修資料として作成したのがあります。

乙林：乗りかかった船です。見せていただきましょう。

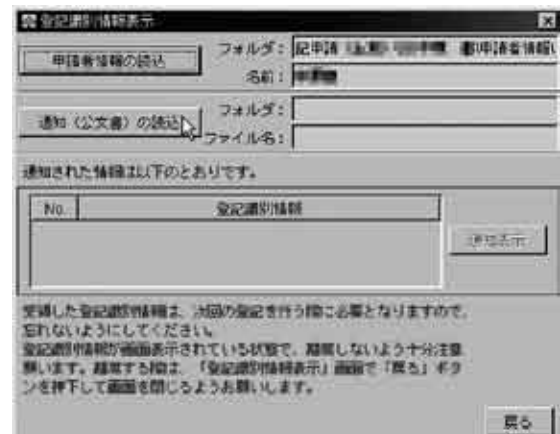
古山：登記が終わりますと登記完了証が発行されることは分筆の登記と変わりありません。それをダウンロード後、新たに登記識別情報を受け取る申請をしてから登記識別情報をダウンロードします。

まずは登記申請書作成支援ソフトウェアを起動します。「新規作成」から様式集の「02.登記識別情報通知ダウンロード様式」を選択、フォルダは事件フォルダの下に新たな入れ物として「登記識別情報通知」フォルダを作成、指定しましょう【図31】。申請情報に申請番号、申請人、代理人項目を入力します【図32】。あとはいつもと同じような申請ですから難しいことはないのです。注意すべきことは、ログイン後の「申請データ作成メニュー」で「通知ファイル」とともに作成した「特定ファイル」を忘れずにそこで添付することです【図33】。

申請後、しばらくすると公文書が発行された旨の表示が「処理状況一覧」に表示されます【図34】。これをダウンロード。再び登記申請書作成支援ソフトウェアを起動して「登記識別情報通知の表示」をクリック。「申請者情報の読込」で「申請者情報」フォルダを続けてクリック。登記識別情報表示の画面に移ると「通知(公文書)の読込」ボタンがアクティブになります【図35】。このボタンをクリックしてダウンロードした「discriminfo_0001」なるフォルダをクリック。ここでパスワードを尋ねてきますので「通知ファイル」の作成時に入力したパスワードを入力。「登記識別情報表示」の画面に戻って登記識別情報欄に情報が表示されていることを確認します【図36】。この表示をクリックして反転表示させ、さらに横の「通知表示」ボタンを押すと通知書(PDFファイル)を表示させることができます。登記識別情報を取り込んで表示しますとこんな感じです【図37】。



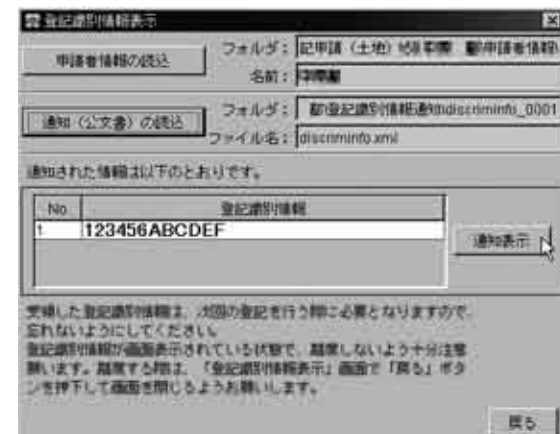
【図31】



【図35】



【図32】



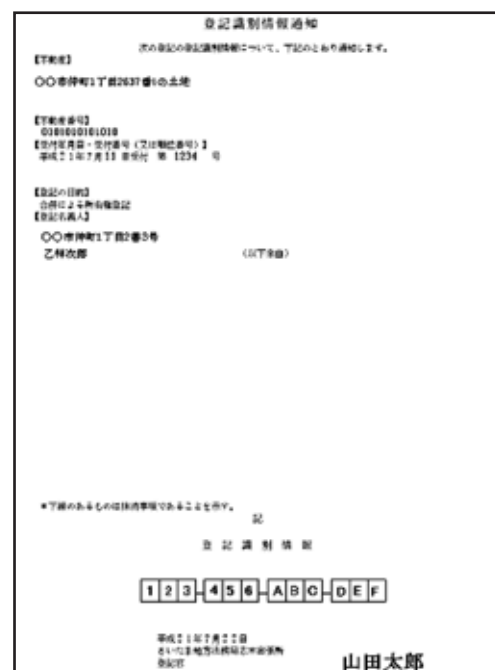
【図36】



【図33】



【図34】



【図37】

乙林：法務局で交付される登記識別情報通知と変わりませんね。公印が無いだけです。

古山：ここで注意したいのは、これを薄い紙に印字すると、たとえ市販の目隠しシールを上から貼っても明るい光源にかざすと文字が透けて見えてしまうことです。登記識別情報は秘匿性の高い情報ですから、のぞき見られるようでは意味がありません。工夫が必要です。また、申請人に対して、この登記識別情報を渡して、パソコン上のデータを削除しただけではデータは消えていません。いわばインデックスを削除しただけですので、削除状態から復元することは可能です。パソコンから完全に抹消するためにはデータの上書きが必要です。

乙林：色々とセキュリティに注意しなければならないのですね。データのバックアップも必要でしょう。それにしても合筆の登記はなかなか厄介なものです。

古山：6月には「新オンライン申請システム骨子案」が公表されました。これは一口に言って、使い勝手の向上を目指したものと考えられます。これまでの申請システム上の不具合、問題点を大きく改善していただけるものでしょう。たとえば、今見ていただいた合筆の登記のファイル作成や送信方法についてもより簡便になることを期待したいですね。

また最近の話題として、これまでオンライン申請を利用し、電子納付した登録免許税について、申請の取下げなどした場合には申請人に還付されることになっていました。このことは資格者代理人が登録免許税を立替えているような場合にあっては大変不都合です。そこで6月22日からこの還付金を申請代理人が受領できる道が開けました(平成21年6月16日付け法務省民二・民商第1440号法務省民事局民事第二課長及び法務省民事局商事課長依命通知)。このようにオンライン申請の障壁となっていたものが一つ一つ取り除かれつつあります。いずれにしてもこのシステムが常に進化、発展を続けるものであることは間違いありません。

ところで、問題は資格者代理人である土地家屋調査士にあるのではないのでしょうか。オンライン申請について、不平、不満を言っているだけではなく、投げ返されてきたボールをしっかりと打ち返さなければなりません。しかもオンライン申請事件数の増加という確かな実績をもって…。

乙林：それは責任重大ですね。

古山：どんなシステムでも完璧ということはありません。あとは「足らぬ足らぬは工夫が足らぬ」の精神でオンライン申請を進めていただくほかありません。国も竹槍で飛行機を墜とせと言っているわけではないのですから…。

乙林：すいぶんと時代がかったお話しになりましたね。「紫暗号」を持ち出したのが悪かったのかな。

結局、あの暗号は連合国側に解読されてしまったのでしょうかね。そうだとすると、絶対に解読できない暗号などないのではないのでしょうか。このシステムのセキュリティも心配です。

古山：時代の進化とともにセキュリティも向上させる必要があります。土地家屋調査士が電子署名に利用しているICカードは日本土地家屋調査士会連合会特定認証局が発行しています。この認証局の運営、管理は厳格を極めるとともに、5年毎の更新も法律で義務づけられています。

さらに先ほどおっしゃった意味での暗号強度を高める必要にも迫られており、更新に要する大きな経済的負担をどうするか、これも喫緊の課題であると聞いています。

乙林：認証局が維持できなくなればオンライン申請の基盤が崩れてしまいます。それは一大事だ。

それにしても先生のようなベテランの土地家屋調査士がオンライン申請の先頭に立って若い人たちをリードされる姿は頼もしい。俗に「情報(IT)弱者」なる言葉があります。私たちならいざ知らず、国民が杖とも柱とも頼む土地家屋調査士が「情報(IT)弱者」では困ります。これからも頑張ってください。

ところで話は変わりますが、合筆の登記の際、私が提供した登記識別情報が偽りであったり、失効したものであったりした場合はどうなるのでしょうか。申請した後で「これは違いますよ」では困りましょう。

古山：お褒めにあずかり光栄です。ご質問については、登記申請前に登記識別情報の有効証明を得ることで確認できるようです。乙林さんが今度いらっしゃるまでに新川君に良く聞いておきましょう。

(この記事は、株式会社テイハン発行「登記研究第738号平成21年8月号」に掲載されたものです。)

ち ょ う さ し 俳 壇

第293回



童女

水上陽三

干し物の股をくぐりて秋の蝶
稲妻や盆地の果の岳ぶすま
稲妻や先・先代の遺影の間
うさん臭くなる抱き枕遠野分
栃の実に目鼻描けばみな童女

雑詠

水上陽三選

岐阜 深谷健吾

真っ先に蛇を見つける蛇嫌ひ
母の呼ぶ声かと想ふかなかな
故郷は遠くなりけり遠花火
万緑の中へポップ・ポップ自動車ポップ
白樺の咲く木漏れ日のカフェテラス

岐阜 堀越貞有

澄む声に耳を澄ませば草ひばり
飛び入りの少女に拍手宮相撲
お互いによそよしくて初浴衣
島影に掃き寄せられて鯛雲
愛犬に鼻舐められて三尺寝

愛知 清水正明

集落の二十三夜や夜半の講
立膝の思惟観音の愁思かな
木太刀供へ連れに杖買ふ秋遍路
鐘鳴ればあきつ飛び交ふ天主堂
碾臼の音なく廻る走り蕎麦

東京 黒沢利久

竹林に風の憩へる秋の暮
アルバムの一枚ごとの終戦日
校庭の隅から隅へ黒揚羽
校庭の真白き風や投票所
梨あまた北関東の友健在

茨城 島田 操

おおよ
大祖の碑文字なぞりて秋彼岸
雨風の音に気を揉む夜長かな
書を伏せて聞き入る虫や一人酒
五七日供花の萎れし秋早
水分の石押し上げて秋出水

埼玉 井上晃一

終戦忌玉音耳にとこしなへ
夏祭り老相応の役どころ
緑蔭に止まりし車みな仮眠

今月の作品から

深谷健吾

万緑の中へポップ・ポップ自動車ポップ

中七を中へ「ポップ・ポップ」と読み、下
五を「自動車ポップ」と読む。万緑界を走る
SLを読んだ句で破調ではあるが、それ
が返って童心を揺さぶる趣となっている。

堀越貞有

お互いによそよしくて初浴衣
島影に掃き寄せられて鯛雲

前句は、初浴衣をまとった少女たちがお
互いの浴衣姿を眺め合い、日頃と違うう
ういしきを感じながらの立ち居振る舞い
に、いささかのよそよしきを感じ取った
作者の豊かな感性を読み取ることができ
る。

後句は、海上の鯛雲が恐らく西の彼方に
所在するであろう島の向こうに収斂され
いく大景を詠んだ叙情句で、掃き寄せら
れという言葉が見事に生かされている。

清水正明

集落の二十三夜や夜半の講

陰暦二十三日の夜、月待ちをすれば願
事がかなうと言う信仰がある。趣は変わ
たであろうがいまなお行われている集落
があるのである。懐かしい集を詠んだも
のである。私の住んでいる近くに、島を除
き東京都内唯一の檜原村に行くと、辻など
ちよつとした広場に二十三夜という大き
な石碑が見られ、昔の行事の名残りを止
めている。

黒沢利久

竹林に風の憩へる秋の暮

秋の暮れは、秋の日暮れ若しくは秋の夕
暮れである。日中吹いていた物寂しい秋風
が、風いだ一瞬の竹林を詠んだもので、風
がやんだあとの静かさに、秋の一層の物悲
しさを思う。

意外と多い、ヒューマンエラーによるトラブル対策について



これまでいろいろな方のパソコンの設定・トラブルシュートをやらせていただいた中で、けっこうありがちですが、「はぁぁぁ〜！」っと腰から崩れ落ちるような人的ミス(ヒューマンエラー)が原因のネットワークトラブルを紹介させていただきます。意外とこの手のトラブルというものは、原因が判明するまで時間がかかり(まさかそんなこと!と思っているので)解決までしんどい思いをするものです。

トラブルってホントに困ったものですね…。

ケース1「ケーブルが邪魔」

知人の事務所でのLANケーブルのお話です。

LANといえばケーブルを這わせているのが当たり前ですが、使ってないケーブルって邪魔ですよ。クルクル「とぐる」をまかせたり、小さく巻き取る機器のお世話になったりもしていますが、何にも知らない人がいると大変なことになります。

ある日のこと、友人から「今朝、事務所のパソコン間で通信がまったくできず、サーバーにログインもできないのでまったく仕事にならない。」と助けてコールがありました。

スイッチングハブを見てみるとLEDが高速に点滅しています。誰かのパソコンが異常な通信をしているのかな?と見てみる

と、信じられない光景が…。

1本のケーブルの両端が同じスイッチングハブに刺さっていました(ループ状態)。

近くの机の女の子に話を聞いてみると、「一本だけブラブラしていたので空いているところに差し込みました。」とのこと、さらに「だって邪魔だし、先端部分が壊れるとまずいでしょ?」

最悪のケースではスイッチングハブが壊れてしまいますからやめてください。

ケース2「倉庫にあった古いLANケーブル」

「最近、通信速度が非常に遅くなった。社内イントラネットにあるデータのバックアップや転送にも今までの何倍も時間がかかっています。何とかありませんか?」と相談を受けたことがあります。

話を聞いてみると、一部配置換えによってこれまで使っていたケーブルが短くて使えなくなり、倉庫にしまってあった古いケーブルを使うようになってから通信スピードが落ちていくということでした。

ケーブルを確認してみると…。

これ、コネクター部分がさびてないか。(倉庫にしまってあるはずです…)

一応、ブラッシングしたところ、通常のスピードになりましたが、後日、念のため新品に交換しました。

意外と多い原因なのですが、ケーブルなどを自作した際に圧着が十分でなく微妙な「断線状態」が発生している場合では、通信速度が低下してしまっていたり、半二重通信になっていたりします。

遅くなったと感じたら取りあえず、ハブの前面のLEDの点滅状態をチェックしてみましょう。自分の色だけ変わっていればケーブルに問題があることがほとんどです。

ケース3「タコあし配線の悲劇」

朝から知人からの「助けてコール」、聞くと「無線LANにアクセスできません。何とかありませんか?」無線関係のトラブルって見えないだけに原因追求には、根気と体力が必要になります。

エクスペローラからアクセスポイントが見えないので本体を探してみると、案の定、電源が入っていませんでした…。(正確には、コンセントからケーブルが抜けていた。)

本来、アクセスポイントの電源ケーブルが挿さっているコンセントには、別のコンピュータの電源ケーブルがありました。(若手社員さんのパソコン用)

「新しいパソコンを試してみたくて、一番近いコンセントで、自分の使ってないプラグを抜いて使っています。会社に誰もいないから使うのは自分だけだと思って…」

電源周りのトラブル(抜けかけ)の例は、結構あります。

サーバーやルータなどでも誰かが、何かのはずみなどで電源を抜いたことが原因となるトラブルはよくあります。

パソコンやサーバー、ルータの電源が抜かれていないかチェック！

会社の誰かが使っていないと思って抜いてしまうこともよくありますし、何かのはずみでサーバーの電源コードが抜けたりします。電源コードが抜かれて電源が停止している場合は原因がつかみやすいのですが、再起動がかかって設定が初期設定に戻っていたりすると原因が特定しづらくなります。

また、いきなり電源をシャットダウンされると故障の原因になりますから、余計に頭が痛いです。不慮の停電、電源トラブルに備えてUPSなど設置を勧めています、そのUPSの電源も抜かれたりします…。

けーす4「整理整頓！」

知人から、「会社の中でインターネット接続ができない」と電話で相談がありました。

話を聞いてみると、同じ事務所の中でインターネットに接続できるパソコンとできないパソコンがあるようでした。接続できないパソコンを特定すると1つのスイッチングハブにたどり着きました。

そのスイッチングハブのファンの前には、ファイルバインダーが運の悪いことに空気の入力口をふさぐような形でびったりとはまっていました…。

排熱できずに熱がこもってスイッチングハブが熱暴走したもようです。ネットワーク機器の前後にはすき間が空いていますが、そ

こを塞いでしまうと機械内部の温度が上がって不具合や、最悪の場合には故障してしまいます。

担当者に確認してみたら、「昨日、パソコンの設定をしたときに何かバラバラと崩れていました。まさか、バインダーが落ちているとは気が付きませんでした。」

「事故ですから仕方ありませんが、機械の周りは整理整頓をお願いします！」

バインダー等を片付け、空気がうまく流れ、冷却が順調になると何とかスイッチングハブは動き出し、接続は回復しました。

機械の周辺は、(特にファンの前)整理整頓！

このようにネットワーク機器にとって(コンピュータもですが)、意外と熱は天敵で、熱のことを考えずに配置していると、夏の暑い日などは複数の機器が熱暴走したりして大変な目にあいます。

また、意外な原因の一つなのですが、ゴキブリなどの虫が機器の内部に入って、ショートしたりすることもありますので注意したいものです。

けーす5「クールな画面」

まさかと思うようなトラブルです。(ヒューマンエラーの代表的なものかと思います)

朝から、例のごとく知人から「うちのWebサイトがハッカーにやられた」との悲痛ともとれる連絡が…。

話を聞いてみると、セキュリティは特段問題がなく、社外からの不正アクセスの形跡もなく、インターネットに接続はできているし、サーバー上のデータにも特に問題ないようでした。

念のために画面を確認してみたら、何やら外人さんがほほ笑んでいるクールな画面になっていました。もしや?と思い、サーバー管理会社に確認してみたら、頭が真っ白に…。

「ドメインが失効しています。」

「更新のお知らせメールがきてなかった?」と確認してみると、その「更新のお知らせ」がspamとして「迷惑メールフォルダ」に入っているようでして…。

失効してただけだったので、何とか復旧はしましたが、何ともやるせない空気が担当者との間に広がりました。

ときどき、個人のサイトで妙に“クールな”(変に外国の方が出ている)サイトを見かけますが、きっと更新料とか未払いなのでしょうね。

ドメインが失効していないかチェック！

ドメインやサーバーの更新というのが数年に一度ありますが、これを忘れていて大変なことになってしまいます。(意外と多いです。)

会社のサーバーの更新を忘れていて、メールが使用できない、急にインターネットに接続できなくなってプロバイダーに怒りの電話をかけたものの、料金の引き落としに失敗して止められていたという情けないことを経験した人も少なくないと思います。

ネットワークトラブルの多くの部分は、普段は技術的なことよりも、今回、紹介したような、いわゆる「ヒューマンエラー」が原因で頻繁に起こっています。

ユーザーの教育も大事ですが、自分も日々注意してトラブルを起こさないようにしたいものですね。

札幌会

「海岸愛護月間の 苫小牧海岸清掃参加リポート」 海岸のお掃除しました！

広報部次長 高橋育照



『さっぽろ』第227号

去る平成21年7月30日火曜日
苫小牧市浜町から字糸井の太平洋
に面した海岸沿いの清掃が行われ
ました。

この清掃作業は、国土交通省を
冠に室蘭開発建設部が主体となっ
て海岸愛護月間に因んで毎年7月
に行われているものです。

この事業は平成6年から実施さ
れており、今年も地域の町内会、
苫小牧市、土木現業所、建設土木
企業、測量業団体、ライオンズク
ラブ、中学校のボランティアクラ
ブ、パチンコ店そして土地家屋
調査士会苫小牧支部等々18団体、
総勢450名が参加しました。

土地家屋調査士会 苫小牧支部
ではこの清掃に平成14年から参加
して、今年で8回目をカウントして
おります。また、この事業参加に
ついては定時支部総会で年間事業

の一環として掲げているものです。
私たち土地家屋調査士は日頃から
土地、地面にかかわる仕事を為し
生計を立て、事務所を運営してい
るところですが、そのお世話になっ
ている土地に恩返しをするまたと
ない機会がこの海岸清掃なのです。

数年前、札幌土地家屋調査士会
の業務研修会で講師の先生が「土
地には大変お世話になっているん
ですよ皆さんは、調査測量の現場
に出て立ちションなどトンデモナ
イことですぞ!!」と云っていたこ
とを思い出しましたが。

さて、この現場は毎年参加して
お掃除をしているにもかかわらず、
やはり今年用の(?)廃棄物が待っ
ているのでした。トンデモナイゾ！

海岸沿いなので流木、網、発泡
スチロール箱はまだしも、たばこ
の吸殻、空き缶、ペットボトル、

そして花火や宴会バーベキューの
残骸が確認されています。

人ありき、人ある所ゴミありき
は世の必定ですが、我々土地家屋
調査士のフィールドワーク(現場)
ではゴミポイしてませんよね！

苫小牧市では地域の郵便番号で
ある「053」に掛けて「ゼロ・ゴ・ミ」
運動を継続しており、ゴミの収集
車も軽やかなゼロゴミの歌を流し
ながら収集作業をしています。

土地家屋調査士も地域に根ざし
て貢献していくことは、重要な草の
根広報活動のひとつと思いました。



室蘭開発担当者挨拶



準備完了



いざ 作戦開始



測量よりキツイ？

熊本会

「Vistaの落とし穴」

八代支部 長尾秀実



『くまもと』第274号

5月下旬、突然パソコンが壊れました。

モニタ画面がブラックアウトし、それから一切反応無し。

ちょうどその頃、世間は新型ウイルスで大騒ぎでしたが、パソコンでもネットウイルスが蔓延していた時期でした。

即座にウイルス感染したと感じました。というのも、以前に感染したことがあるのです。

今やアンチウイルスソフト導入は常識ですし、当然パソコンにも入っています。

しかし、それで万全とは言えません。ソフトは人間が作ったものである以上、それを上回るウイルスを作る人間もいます。ですので、感染する場合もあります。

仕方なく修理に出した結果、幸い感染はしていませんでしたが、部品が焼き切れていました。基盤まで焼けていて、修理するより買換えたほうが良いと判断されました。

後日、やってきたニューパソコンのOSはVista。今は新しく導入する場合、XPはほとんど売られていないそうです。(部品としては売られています、メーカーの完成品はVistaが主流)

OSが変わると、今までのアプ

リケーションが使えなくなるのではと心配しましたが、基本的にXPとVistaは変わらずに互換性があります。

では、何が違うのかというと、セキュリティが強化されているのです。この強化が、実は落とし穴でした。

強化しすぎて、何をしてもいちいち確認メッセージが出ます。例えばファイルの名前変更や削除、移動など。

このメッセージが出て続行させると、一瞬画面が暗くなります。これがまた、壊れたか!?と、ドキリとさせられます。

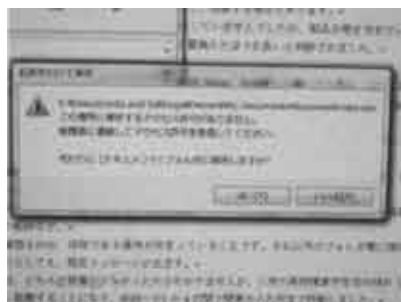


こんな脅かし必要ないですよ。マイクロソフト。

一番困るのは、保存できる場所が決まっていることです。それ以外のフォルダ等に保存しようとしても、拒否メッセージが出ます。

使い始めた当初、このことがわからずに、上手くファイルやソフ

トを保存することができませんでした。



保存可能の場所に一旦保存して、その後ファイル移動して整理することは可能です。

誤操作による危険性を考慮して、セキュリティ強化されたのがVistaだそうですが、余計な操作が増えたという感が否めません。

何をしてもメッセージが出るというのは、気が短い人には不向きと思われます。いらつきます。

この妨害にも思えるメッセージを外す方法もあるそうですが、下手に操作すると正常に動かなくなる恐れもあるので、パソコンに詳しくない人は弄らないほうが賢明だそうです。

先にも書きました通りに、基本的にはXPと変わらないので、大きな操作の違いはありません。

後は、確認メッセージに慣れるか、パソコンを罵倒しながら扱うか、どちらかになると思います。

8月

20日

第3回研修部会

＜協議事項＞

- 1 測量技術講習会について
- 2 講師団名簿の更新について
- 3 「会員必携」の改訂方針について
- 4 「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」について
- 5 土地家屋調査士新人研修実施要領の改正について
- 6 土地家屋調査士専門職能継続学習制度の課題について
- 7 研修ライブラリの改修について

21日

第2回特別研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 運営委員会の運営について
- 2 実施計画について
- 3 基礎研修の教材について
- 4 受講者の募集について
- 5 考査未受験者の取扱いについて
- 6 修了証明書・考査成績証明書について

26日

第5回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 平成21年7月中国・九州北部豪雨による被災会員への対応について

27日

第5回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 平成22年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 制度対策本部員及び各種委員会等における委員等の選任について
- 3 役員選任に関する特別委員会の組成について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修規則及び日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修運営委員会規則の新設並びに従前の日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修規則の廃止について

＜協議事項＞

- 1 第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 第1回全国会長会議の運営等について
- 3 平成22年度以降における日調連特定認証局の

運営について

- 4 土地家屋調査士特別研修の受講資格について
- 5 筆界特定パンフレットの印刷・頒布について
- 6 ADRパンフレットの作成(改訂)について
- 7 G空間EXPOへの参画について
- 8 各土地家屋調査士会における地図作成、地図整備事業に係る対策室、研究室の組成について

第2回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会

＜協議事項＞

- 1 60周年記念事業の具体的事業について

28日

第5回土地家屋調査士特別研修

第2回教材作成委員会

＜協議事項＞

- 1 基礎研修の講師交代について
- 2 教材の改訂について

9月

8日

第1回社会事業部電子会議

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業等について

9～10日

第2回業務部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究について
- 2 「調査・測量実施要領」に関する研究・検討について
- 3 登記測量について
- 4 業務における情報の電子化について
- 5 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

10日

第6回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 平成22年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 広報部広報員の選任について
- 3 第5回土地家屋調査士特別研修における基礎研修録画収録等の契約について

＜協議事項＞

- 1 平成22年度以降における日調連特定認証局の運営について

- 2 第3回理事会審議事項及び協議事項の対応について

10～11日

第3回理事会 ＜審議事項＞

- 1 平成22年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 役員選任に関する特別委員会の組成について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修規則及び日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修運営委員会規則の新設並びに従前の日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修規則の廃止について
- 4 第5回土地家屋調査士特別研修における基礎研修録画収録等の契約について

＜協議事項＞

- 1 第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 第1回全国会長会議の運営等について
- 3 平成22年度以降における日調連特定認証局の運営について

第3回理事会業務監査

11日

第1回日調連ADRセンター会議

＜協議事項＞

- 1 日調連ADRセンターの指示系統、情報取扱いの

ルートについて

- 2 日調連ADRセンターの行うADR認証事前相談会の開催について
- 3 ADRに関する統計資料の収集(アンケートの実施)について
- 4 ADRに関する担当者会同の企画の検討について

12日

第1回業務受託環境整備PT会議

＜協議事項＞

- 1 公共嘱託登記関連業務に関する受託環境の整備について
- 2 各土地家屋調査士会への制度啓発について
- 3 発注者向けの制度、業務ツール類の作成について
- 4 官公署等への啓発活動(対象団体、機関の設定含む)について
- 5 全公連への情報提供の方法及び全調政連との連携について
- 6 上記1～5に係るスケジュールリングとPT活動の全体像について

15日

第5回編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 会報について

公的年金への加入中に死亡した ときの遺族への給付 Part 2

～国民年金の第1号被保険者には寡婦年金か死亡一時金が支給～



土地家屋調査士国民年金基金

—今号では寡婦年金、死亡一時金、遺族厚生年金について解説します—

寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（保険料の免除を受けた期間を含む）が25年以上（昭和5年4月1日以前に生まれた人は年齢に応じて21年～24年）ある夫が亡くなったとき、10年以上婚姻期間（事実上の婚姻関係を含む）のあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。ただし、亡くなった夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けていたときは、支給されません。

年金額

寡婦年金の額は、夫が受けることになっていた老齢基礎年金の額（第1号被保険者の期間によって計算された額に限り）の4分の3です。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（全額納付した月は1カ月、4分の1免除は4分の3カ月、半額免除は2分の1カ月、4分の3免除は4分の1カ月で計算されます）が36カ月（3年）以上ある人が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したときに、故人と生計をともにしていた遺族に支給されます。

なお、①その人の死亡により遺族基礎年金を受けられる人がいるとき、②夫の死亡当時胎児だった子が生まれ、子または妻が遺族基礎年金を受けられるようになったときは支給されません。

ただし、子に支給される遺族基礎年金の支給が停止されているときは、死亡一時金が支給されます。

また、死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

支給を受ける順位

死亡一時金を受けられる遺族は、死亡した人の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹で、受けられる順序もこのとおりです。

支給される金額

第1号被保険者として保険料を納めた期間（全額納付した月は1カ月、4分の1免除は4分の3カ月、半額免除は2分の1カ月、4分の3免除は4分の1カ月で計算）に応じて次のようになっています。

第1号被保険者としての保険料納付月数	金 額	第1号被保険者としての保険料納付月数	金 額
36カ月以上180カ月未満	120,000円	300カ月以上360カ月未満	220,000円
180カ月以上240カ月未満	145,000円	360カ月以上420カ月未満	270,000円
240カ月以上300カ月未満	170,000円	420カ月以上	320,000円

遺族厚生年金

厚生年金に加入中の人などが亡くなったときは、遺族基礎年金に上乗せして遺族厚生年金が支給されます。遺族基礎年金が支給されない、子のない妻、孫、夫、父母、祖父母には、厚生年金単独で遺族厚生年金が支給されます。

遺族厚生年金の支給の条件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当するときに、その人の遺族に支給されます。

- (1) 厚生年金に加入している間に亡くなったとき
- (2) 厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがで5年以内に亡くなったとき
- (3) 1級・2級の障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき
- (4) 老齢厚生年金を受けている人または老齢厚生年金の資格期間を満たした人が亡くなったとき

上記の(1)または(2)に該当して遺族厚生年金を受けるためには、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

遺族厚生年金を受けられる遺族とは

遺族厚生年金を受けられるのは、亡くなった人に生計を維持されていた次の遺族です。

① 遺族基礎年金の支給の対象となる1) 子のある妻、2) 子*、②子のない妻、③孫*、④亡くなったときに55歳以上の夫*、父母*、祖父母*（支給開始は60歳から）。(*子と孫は、18歳到達年度の末日までの高校在学年齢にある子または20歳未満で1級・2級の障害の子に限られます。夫・父母・祖父母は、被保険者の死亡当時に55歳以上であること。)

したがって、子のある妻または子には、遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給されますが、子のない妻、孫、夫、父母、祖父母には遺族厚生年金のみが支給されます。

子のある妻が受ける場合

遺族厚生年金

遺族基礎年金

子が受ける場合

遺族厚生年金

遺族基礎年金

その他の人が受ける場合

遺族厚生年金

加算
(中高齢の子のない妻等の場合)

遺族厚生年金が支給される遺族の順位は、

- ① 配偶者または子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

の順となっています。

遺族厚生年金の年金額

遺族厚生年金の額は、報酬比例の年金額の4分の3に相当する額で、次の式で計算されます。

$$\left\{ \left(\frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{報酬月額}} \times \frac{7.50}{1000} \times \frac{\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right) + \left(\frac{\text{平均標準報酬月額}}{\text{報酬月額}} \times \frac{5.769}{1000} \times \frac{\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{月数}} \right) \right\} \times 1.031 \times 0.985 \times \frac{3}{4}$$

中高齢の加算と経過的寡婦加算

18歳になった年度の末日までの間にある子などがいないために遺族基礎年金が支給されず、遺族厚生年金だけが支給される妻には、中高齢の加算と経過的寡婦加算が支給されることもあります。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）主な目次

第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例1～鑑定事例6

■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- ☐ 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務Ⅴ「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)		部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）		セット
所属会名		
氏名		
送付先	〒	
TEL		

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年8月3日付
東京 7559 渡見 文雄 埼玉 2446 木檜 敏明
京都 810 山岸 一夫 岩手 1122 岩渕 義雄
岩手 1123 鈴木 数子
平成21年8月10日付
東京 7560 古川 孝 東京 7561 穂積 安昭
神奈川 2848 高橋 正 埼玉 2447 丸山 唯一
滋賀 410 竹内 貞直
平成21年8月20日付
東京 7562 白戸 晶 千葉 2055 江口 洋平
茨城 1396 高橋 寛 和歌山 407 布居 誠

登録取消し者は次のとおりです。

平成21年5月30日付 静岡 1359 守屋 浅雄
平成21年6月9日付 兵庫 1684 茨木 克征
平成21年6月24日付 兵庫 670 江角 敏夫
平成21年7月3日付 大阪 1595 前田 信明
平成21年7月5日付 兵庫 1385 高島 富男
平成21年7月10日付 千葉 773 大木 基司
平成21年7月11日付 秋田 821 奥田 勇夫
平成21年7月13日付 秋田 419 佐々木利彦
平成21年7月17日付 東京 988 入月 久男
平成21年7月24日付
長野 1123 荷村 千明 新潟 229 大場 穂積
平成21年8月10日付
神奈川 2054 樽川 豊徳 静岡 1276 谷 滋
静岡 1577 田村 俊幸 大阪 1048 石田 昇
大阪 1364 中村 求 三重 617 山下 富子
大分 124 工藤 公義 熊本 703 友尻 益登
山形 929 阿部 宗雄 岩手 388 菅原 良雄
札幌 879 古川 登
平成21年8月20日付
東京 7485 榎林 年洋 大阪 3061 牧 重彦
兵庫 913 安積 清 兵庫 1179 佐伯 又二
福島 1276 中村 嘉雄 青森 677 奥山 富夫

編集後記

永遠なるものとは？

私たちは、死ぬことによってその体は焼かれて灰になります。私たちの周りにいる友人・知人、肉親を含めて人には寿命があり、やがて死に、焼かれて灰になります。私たちの存在は、灰や塵でしか証明できません。つまり、存在していたことさえ分からなくなってしまいます。同じように、堅牢な建物、王家の神殿、城塞もいつかは塵となり、風に吹かれて消えてなくなります。

存在していたこと、存在そのものを永遠に留めておくことは不可能です。時間の流れに逆らっても何の意味もありません。時間は無慈悲に平等に流れていくのです。

しかし、文字や図面といった「記録」とどめることができれば、私たちの考え、思い、存在していた

事実を次の世代、そのまた次の世代の人々に引き継ぎ、残すことができます。無慈悲に流れる時間に逆らって存在することが可能になります。

「そこに存在していた」ということの証明に価値を見出すのならば、私たちの仕事を一つの「記録」として残すことが可能であれば、堅牢な建物、王家の神殿、城塞の構築にも勝る価値があるのではないのでしょうか。

私たちが後世に残す「記録」とは、どのようなことがあるのでしょうか…

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

土地家屋
調査士

最短合格講座

講座概要 本試験に沿った教材だから「ムダのない学習」が可能です!!

初歩から学習する方にわかりやすい教材で基礎・基本から合格に的を絞り指導します。また数学の苦手な方にもわかりやすい教材「調査士試験に必要な数学」で指導しています。次に本講座は「合格ノート(基本書)」「新・合格データベース(過去問6冊)」の学習がメインとなります。学習のポイントは「条文等の法律知識」と「作図・求積等の技術」「書式」をうまく関連付けて学習することです。通信教育での学習は、地味な学習方法であるように思われがちですが、効率的で完成度の高い教材をシンプルに活用してこそ、合格の最短距離を歩むことが可能になります。【受講期間：6か月間】【添削指導：7回】【eメール質問システムあり】

学習のすすめ方

- ①テキストにひととおり目を通しておいて学習範囲を予習
- ②ポイントを確認しながらテキストを再読メディア講義を受講(各メディアタイプのみ)
- ③「データベース」で問題演習
- ④テキストに戻り反復して学習

教材内容

・学習ガイダンスDVD・学習の手引き・合格ノート(2冊)・書式合格演習ノート(2冊)
・新・合格データベース(過去問6冊)・本試験問題と詳細解説・合格テキスト・詳細調査士六法
・詳細調査士六法・提出課題7回・質問票・補助教材一式・各メディア教材[各90分81巻(予定)]
「調査士試験に必要な数学」「調査士試験ベーシック作図」「求積テキスト」を含む。
※メディアは通学本科(内堀 博夫 先生)の講義をライブ収録したものです。
※教材・学費が一部変更になる場合があります。

10月末日まで

学費(税込み)

みらなび祭り 30%割引実施中!!

受講タイプ	教材学習タイプ	DVD付タイプ	iPod付タイプ	ダウンロードタイプ
一般	116,000円	328,000円	328,000円	288,000円
みらなび祭り30%off	81,200円	229,600円	229,600円	201,600円

◎詳細・申込方法について、案内書のご請求は下記までご連絡ください。

LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼
東京法経学院

〒169-8505 東京都新宿区百人町 2-9-13

TEL 03-3371-2741

FAX 03(3360) 1724

e-mail info@thg.co.jp

ホームページ http://www.thg.co.jp/

難しい試験ではあっても
短期の合格は可能です。

内堀 博夫 先生 東京法経学院専任講師
短期合格を実現するための独自指導法「内堀式最短合格法」を確立し、多くの土地家屋調査士試験受験生を合格へと導いている。東京本校で多数の講座を担当。HPで無料ガイダンス・サンプル映像配信

お申込は
ホームページ
(PC・モバイル)
からも承って
おります。



土地家屋調査士 初学者向け 通信教育

最短合格講座